

第二百十六回 参議院地方行政委員会會議録第七号

平成五年五月十三日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 三吾君
理事 石渡 清元君
久世 公堯君
岩本 久人君
有働 正治君

委員

狩野 安君
釘宮 磐君
坂野 重信君
須藤良太郎君
関根 則之君
林田悠紀夫君
上野 雄文君
大淵 絹子君
山口 哲夫君
渡辺 四郎君
統 訓弘君
長谷川 清君
西川 潔君
細川 護熙君

国務大臣

自治大臣 村田敬次郎君
国務大臣 (国家公安委員長) 会委員長 長 城内 康光君
警察庁長官 垣見 隆君
警察庁警務局長 井上 幸彦君
警察庁交通局長 関根 謙一君

政府委員

警察庁長官 城内 康光君
警察庁警務局長 井上 幸彦君
警察庁交通局長 関根 謙一君

説明員

事務局側

自治大臣官房長 吉田 弘正君
自治大臣官房総務審議官 遠藤 安彦君
自治大臣官房審議官 松本 英昭君
自治省行政局長 紀内 隆宏君
自治省財政局長 湯浅 利夫君
自治省税務局長 滝 実君
消防庁長官 浅野大三郎君
常任委員会専門員 佐藤 勝君

国際平和協力本部事務局調査官 松村 博史君
外務省アジア局南東アジア第一課長 山本 忠通君
大蔵省主計局主計官 木村 幸俊君
文部省教育助成局地方課長 崎谷 康文君
文部省教育助成局施設助成課長 矢野 重典君
厚生省健康政策局総務課長 伊原 正躬君
厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長 浜田 康敬君
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長 三本木 徹君
厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長 堀之内 敬君
厚生省児童家庭厚生企画課長 宮島 彰君
通商産業省産業政策局総務課長 安本 皓信君

通商産業省立地公害局立地指導課長 橋本 久義君
中小企業庁指導部組織課長 倉持 治彦君
建設省都市局下水道部下水道企画課長 亀本 和彦君

本日の会議に付した案件

- 地方行政の改革に関する調査(平成五年度の地方財政計画に関する件)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 参考人の出席要求に関する件

○委員長(佐藤三吾君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方行政の改革に関する調査を議題といたします。平成五年度の地方財政計画について政府の説明を聴取いたします。村田自治大臣。

○国務大臣(村田敬次郎君) 平成五年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

平成五年度の地方財政につきましては、最近における経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、おおむね同一の基調により、歳入面においては、地方税負担の公平適正化を推進するとともに、地方一般財源の所要額の確保を図ることを基本としております。

また、歳出面におきましては、経費全般について徹底した節減合理化を図るとともに、景気に十分配慮しつつ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住民生活の質の向上のための社会資本の整備、地域住民の福祉の充実、快適な環境づくりなどを積極的に推進するため必要な事業費の確保に

配慮するなど、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、地方財政の健全性の確保にも留意し節度ある行財政運営を行うことを基本としております。

以下、平成五年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、最近における社会経済情勢の変化に対応して早急に実施すべき措置を講ずることとしております。

第二に、地方交付税につきましては、将来にわたる交付税総額の安定的な確保に配慮しつつ、平成五年度の地方財政の円滑な運営に支障が生じないよう、その総額を確保するとともに、四千億円を減額する特例措置等を講ずることとしております。

第三に、公共事業等に係る国庫補助負担率の恒久化に伴う地方財政への影響額等については、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう適切な財政措置を講ずることとしております。

また、義務教育費国庫負担金等のうち共済費追加費用、保健所運営費交付金等の国庫補助金等の一般財源化及び国民健康保険制度に係る保険基盤安定制度の暫定措置に伴う影響額については、所要の財源措置を講ずることとしております。

第四に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、景気にも十分配慮して、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住民生活に直結した社会資本の整備、地域住民の福祉の充実、快適な環境づくり、住民生活の安全の確保等を図るため、地方単独事業費の確保等所要の措置を講ずることとしております。

第五に、地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めるといいたし

する経費、教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、生涯学習の推進など教育施策に要する経費、道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化など快適な環境づくりに要する経費、森林、山村対策に要する経費、地域社会における国際化、情報化への対応及び文化の振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要する経費の財源などを措置し、あわせて、道府県民税の利子割及び利子割交付金の減収補てんのため特別に発行を許可された地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入することとしております。

さらに、高齢化社会に対応し地域福祉の向上を図るため、平成五年度に限り、地域福祉基金費を設けることとしております。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐藤三吾君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久世公義君 質問に先立ちまして、五月四日、カンボジアにおきまして国際平和協力業務に従事中という命を落とされた高田警視の御冥福を心よりお祈りを申し上げたいと思います。

また、村田大臣には、急遽政府を代表してはるばるカンボジアにお出かけいただき、こうした不幸な事件が再び起こらないよう文民警察隊員や選挙監視要員の安全確保対策をUNITACに要請していただきました御努力に對しまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。言うまでもなく、国連平和維持活動への我が国の協力は極めて重要であるわけですが、現地で平和維持活動に従事する要員の生命、身体、安全確保もまた

と同様に重要な問題と考えます。そういう意味で、村田大臣には今後とも我が国から派遣されている要員の安全確保対策に一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、早速審議に入らせていただきます。

もう十五、六年前でございましたが、ちょうど加藤自治大臣のころでございましたが、特定地域の不況が非常に深刻でございました。陶器あるいは繊維、造船。そこで自治省といたしましては、当時、地域経済対策が必要であるから経済対策閣僚会議に自治大臣に出席してもらいたい、こういう要請をしたことがございました。そのころ、各省市庁やマスコミは、一体いつから自治省が経済閣僚になったんだ、こういうことを言われたわけでございますが、あくまでも主張いたしまして、そして地方の実情というものを地方公共団体であるいはなし得る政策を閣議で反映していただきたい、こういうことがございました。見えて切った以上は大臣に恥をかかせられないということ、当時、財政局にお願いをいたしまして地方財政でできることはいろいろやったということを記憶いたしております。

ところで、昨年の夏以来二回にわたりまして総合経済対策が行われておりますが、景気調整機能において国家財政とともに地方財政の果たす役割は非常に大きいと思われるわけでございます。単独事業と補助事業の割合を比較してみます。昭和五十年におきましては補助事業の三分の二が単独事業でございました。ところが、平成三年では、補助事業九兆円に對して単独事業は十四兆、逆に一・六倍の規模になっていくわけでございます。今回の経済対策におきまして、十三兆五百億の総額の中で、財投などを除きまして、事業費八兆円のうち、地方単独事業とそれから補助事業の裏の地方負担というものを合わせますと地方費は約五兆円に上っているわけでございます。

昨年の夏ごろから宮澤総理が経済界やあるいは各種の団体のところでお話をしておられる内容に

よりますと、必ずと言っていいくらいこの地方単独事業の話やあるいは地方自治の役割というものを総理みずから説いておられるわけでございます。このように地方のウェイトが非常に高まっております。地方財政を抜きにして経済対策を論じることとはできなくなっているのが現状ではなからうかと思えます。冒頭私が申し上げました十五、六年前のことを考えますと、隔世の感があると思われ

るわけでございます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 久世委員から非常に重要な御質問をいただきました。

我が国の内政のほとんどすべては地方公共団体に

よって担われておりまして、国民経済計算上、公的支出のうち地方財政の占める割合、これは平成三年の実績でございまして七六・一％に上っております。また、社会資本整備の充実には当面する緊要の課題となっておりますが、我が国の公共投資の七七・五％、これも平成三年の公的固定資本形成の計算であります。七・五％が地方公共団体に

すます増大をするものと考えておりまして、地方行政委員会

の先生方にいろいろな御相談を申し上げることに

なっておりますわけでございます。

○久世公義君 それでは次に、四千億円の特別減額の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

一昨年四千五百億、昨年八千五百億、本年も四千億

と、地方公共団体の固有の財源を三年連続して国に貸すこと

にいたしました。国と地方はよく車の両輪と言われて

おりますが、この国と地方の公経済バランスという見地

も必要だということとは私は十分承知をいたしております。

国と地方の関係は車の両輪でございますし、また、ちょうど仲のいい夫婦の関係であると私は思っております。

お父さんが国家財政の大蔵省、お母さんは地方財政の自治省、そして地方公共団体という子供たちが成長してや

りたいことがいろいろたくさんあるのに、人のよいお母さんはこの預かっている子供たちの共有のお金をお父さんに貸して、そしてお父さんのピンチを助けてやっていると、こんな感じがしてならないわけ

でございます。

お父さんのピンチを助けるために子供たちは協力することにはやぶさかでないわけですが、お父さんにももう少し大黒柱としてしっかりしてもらわなければいけ

ない、こんな感じがいたすわけでございまして。この三年連続の特例減額について地方自治体の反応はどのよう

でございますか。そのあたりの大臣の御見解を伺いたいと思

います。

また、四千億円減額をいたしました

が、必要な歳出については地方財政計画に的確に計上しているというところでござい

ます。ところが、歳入について見ますと、地方債の依存度が高ま

しておられました。

また、今回の総合経済対策の財源手当ても地方債ということになるとすれば、昨年度の補正、そして五年度の当初分、今回の補正ということ、地方債依存度が急激に高まっていくということが考えられます。この傾向を心配しております。地方団体もいろいろあるわけですが、これからの見通しも含めて大臣の御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 毎年度の地方財政対策を講ずるに当たりましては、節目節目に地方六団体を初め地方団体の方々の御意見をお聞きいたしまして、さらに地方制度調査会、地方財政審議会の御意見を踏まえ、的確な対応に努めておるところでございます。都道府県や市町村は言うなれば非常に大切な今の例をかりますれば子供さんたちということになるかと思いますが、よく相談をし、また個別の問題についても御相談に乗っていきたい、こう思っております。

本年度の地方財政対策の内容につきましては、地方団体の御理解を得ているものと考えております。そして、昨日も非常に重要な御質問を参議院本会議で賜ったわけですが、委員各位の地方財政、地方分権に寄せる御熱意というものを拝聴して心から私も感激した次第でございます。もちろん地方債の増加等いろいろ困難な問題がございますけれども、誠心誠意努力をし、そして公経済の両翼である国家財政そして地方財政よく御相談をし、大蔵大臣にも要求をすべきものはしっかりと要求をし、総理にもお願いをいたしまして今後対応していきたい。

国全体の立場の中から、地方住民の生活に直結した地方自治を預かる者としてそういう所見を持つておる次第でございます。

○久世公義君 それでは次に、先ほど御説明のございました平成五年度の地方財政計画の歳出の幾つかの主なものについて伺いたいと思います。まず、今回新たにお載せになりました森林、山村対策でございますが、今山村では、人口が流出

をし、特に若年層が不足をいたしております。高齢化も非常に進んでおります。林業では木材の価格の低迷もあって収益の率が低下をいたしております。森林離れということも起こっているようにございます。こういう問題に対して、今回の地方財政対策で本年から公有林化事業なりあるいはふるさと林道の整備等を講じていただいたことは非常に高く評価を申し上げたいと思います。

私が実はお尋ねをしたいのは、山村なり森林対策ではなくて、このもとになりました地方特定道路についての事業について伺いをいたしたいわけでございます。この林道整備事業なり、同じような農道整備事業もことし創設されたわけですが、これは昨年度からスタートいたしました地方特定道路整備事業と同様なものでございます。ただ、この事業執行について比べてみますと、今回の林道、農道の方がはるかに地方団体の意向が尊重されているものに改善されている気がいたしております。

もちろん地方特定道路につきましては地方団体の要望が非常に強い。しかし、例えば補助事業と単独事業の比率も地方団体ごとに原則六対四となつていくようにございまして、その取り扱いにつきましては若干硬直的であり地方団体の不満も多いかと思えます。また、手続面につきましても、計画の段階で建設省の了承を得なければならず、事業の実施面で建設省の了解を受けなければいけないと、補助金と似たような手続になっているわけでございます。

私は、このふるさと林道あるいは農道のように、ひとつ地方特定道路整備事業ももつと地方の自立性が発揮できるものに改正すべきではないかと思うわけですが、自治省のお考えを承りたいと思います。

○政府委員(湯淺利夫君) 御指摘の地方特定道路整備事業につきましては、平成四年度の地方財政対策におきまして、単独事業と補助事業というものを効果的に組み合わせることによって重点的に事業が実施できることをいろいろと関係省庁とも

検討したわけでございます。いろいろとまだ御意見がございましたけれども、ともかく平成四年度からやってみようということでこの事業をやってみただけでございます。その結果は、今御指摘のように、この制度は地方団体の立場からは非常に高く評価をしていただきましたけれども、他方におきまして、地方団体から弾力的な運用という要望が非常に強いことも事実でございます。

この事業を始めるに当たりまして、いろいろと問題点も出てくるだろうからということで、とりあえず二カ年間の事業ということで始めてみよう。そして、その間にいろいろ問題点が出てきた段階で両省よく話し合いをして、改善した上でそれ以後の事業につなげていくのではないかと、こういうようなお話もございまして、当面二カ年の措置としてこの事業が始まったわけでございます。今御指摘のような問題点も含めまして、平成六年度から新たな観点からこの運用上の問題点についてもよく両省間で相談をしながらこれを進めていきたいというふうに考えておりました。この改善方について地方からの御意見を十分反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

○久世公義君 それでは次に、環境保全対策あるいは福祉対策の拡充、国際化対策、それから地域文化振興対策、こういうような経費が今回の地方財政計画に盛り込まれているわけですが、これもまた最近における地方団体のニーズに即したものであるという意味で評価をいたしたいと思います。これからの時代は、ハードな整備もさることながら、ソフト事業の積極的な組み入れいかんということがこれからの地方の活性化に大きく影響すると思うわけでございます。ところで、このソフト事業についてのこういう財政措置を実施あらしめるためにはいろいろ工夫が必要だと思っておりますが、この地方のソフト事業の推進というものをどのようにお図りいただくのか、そのあたりについてもお話を承りたいと思っております。

○政府委員(湯淺利夫君) 御指摘のように、これからの地方の活性化を図るためには、単にハード事業を推進するというだけではなしに、このハードをうまく運用するためのソフト、あるいはこのソフトそのものをもっと充実していくということが必要だと思えます。

そういう観点から、いわゆるふるさとづくり事業につきましても一市町村一億円というところで仕事を始めていただけたわけですが、これを平成五年度以降も続けていくということでございます。また、あるいは高齢者の保健福祉対策のために地域福祉基金を積み増したしましてこの運用益をソフト事業に使っていただくというような問題でございます。また、あるいは今御指摘の環境保全でございますとか、あるいは地域文化振興のための経費を地方財政計画で計上いたしまして、これをそれぞれの基準財政需要額に算入するということをやっているわけでございます。

問題は、このように計上いたしましたソフトのための基準財政需要額というものが果たして実効ある使い方をしていたかどうかという点。交付税は地方団体に条件や何かをつけることはできませんけれども、こういうところに私どもとしても力を入れて基準財政需要額を算入しているというところがございます。そういう点に重点を置いたそれぞれの自治体の地域の実情に応じた事業というものをぜひ図っていただきたいというふうに考えているわけでございます。機会あるごとにこういう事業についての充実という点についてこれからも私どもとしても努力をしてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○久世公義君 次に、第二次ふるさとづくり事業について大臣にお伺いしたいと思います。

昭和六十三年のふるさと一億円事業から始まりましてふるさと創生事業につきましては、地方に自主性を発揮させ、そして地方団体が地域社会形成の主體的な役割を果たすということで非常に成果をおさめているものと考えております。平成二年度はハード事業が地財計画上二千億円ござい

ましたのが平成五年度には一兆円にまで成長いたしてありまして、地方団体の非常に積極的な取り組みがあるわけでございます。今お話ししたソフト事業の方につきましては、今のは別途措置をした問題ではございますが、毎年三千三百億円を計上しているものの、その施策のインパクトは当初の一億円事業というときに比べて若干弱いのではなからうかという気もいたします。

いよいよ今年度から第二次ふるさとづくり事業に取りかかるに当たりまして、今までの偉大な成果を踏まえながら、残された問題あるいはこれから取り組みにつきまして大臣の御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) お答え申し上げます。

これまでのふるさとづくりにおきましては、御指摘になりましたように、一億円事業と、これを契機とする自主的、主体的な地域づくりを永続的取り組みに発展させるために地域づくり推進事業を実施したところでございますが、地域の創意工夫による独自の地域づくりの推進が図られるとともに、地域づくりに対する住民の認識、参加意欲の増進、あるいは市町村職員の企画力の高まりなどの多くの成果があったわけでございまして、これは諸先生の非常に大きな御努力のたまものであると感謝をいたしております。

第二次ふるさとづくりにおきましては、こうした課題や地方公共団体の声に十分留意をしながら、これまでの地域づくりの取り組みをさらに全国各地に浸透定着させていきたいと思っております。このために、平成五年度にふるさとづくり事業を創設し、地域の特性を生かした都市基盤の整備、スポーツ、レクリエーションなどの公共施設の整備や人材の育成など各種のソフト事業を推進するとともに、その他のふるさと創生関連施策の一層の充実を図って地方公共団体の自主的、主体的な地域づくりに対して積極的に支援をしてまいりたいと思っております。

御承知のように、地方制度調査会からも宮澤總

理に対して地方分権という非常に大きな課題を盛った答申が出されました。私はかねがね申し上げておりますように、中央政府はしなやかなそして小さな政府、地方自治体は住民に直結する本当に住民の身近な政府ということで創意工夫を図っていく。そのためには、このふるさとづくり事業が極めて重要であると思っております。今後重点を置いて進めるつもりでございまして、

○久世公義君 ただいままでに地方財政計画の歳出の面について幾つか主なものについて伺いをいたしたわけでございますが、交付税の算定方法は地方債と交付税を組み合わせたものが非常に多くなっていると思っております。

交付税の算定方法は、従来からの静態的な算定方法に加えて動態的な需要を算定する方向が顕著に最近あらわれているのではなからうかと思っております。もちろん、河川とか港湾とかそういう公共事業やあるいは義務教育、ごみなどの国庫補助負担事業につきましては、年度によりあるいは地域によって偏りがある場合に、従来から事業費補正というものをを用いて動態的な需要を算定していたわけでございますが、最近はこのに加えて地方単独事業について動態的な需要算定が行われているわけでございます。

これは、現在の行政ニーズというのが基幹的な基盤整備といった一定の行政水準を何としても確保するという段階から、もっと潤いのある生活を確保するための住民に密着をしたものに移りつつあるということを示すものだろうと思っております。全国どの地域の住民にとっても潤いのある生活を享受するための経費は必要だけれども、それは決して画一的なものではなく、もともと自由に地域が企画立案をし創造をしていくべきものが今まさに求められているのだろうと思っております。

そういう意味で、地方団体が自由に事業の展開ができるように包括的な必要経費を財源措置することが地方自治の進展のために必要であると考えられるわけでございます。ふるさと創生一億円

事業から始まる地方債と交付税との組み合わせ事業の増大というものは、この流れに乗るものとして私は大きく評価をいたしたいと思っております。

ただ、一方におきまして、今回の補助金が随分ございまして、奨励補助金の中にはもう一般財源に充てたいものもかなりあると思っております。そういう分野にもっと単独事業の枠を広げていたいただきたい、こういうふうにもう一歩、余りこの方法がポリウムアップしていきますと将来の負担も心配でございまして。このあたりの兼ね合いが非常に難しいと考えますけれども、地方自治の進展のためにまた地方財政の健全性の確保のために、これから交付税の算定方法を十分に検討していくことが必要であらうと思っております。この動態的な問題につきまして自治大臣のお答えをいただきたい。

それからもう一点。最近、市町村長さん方にお会いをいたしております。市町村長さん方が非常に頭の痛い問題は超過負担の問題である、こうおっしゃるわけでございます。ごみの処理施設あるいは福祉施設、公立文教施設等の国庫補助金に付いて大幅な超過負担がある。これが大変問題で頭が痛い。このうちごみ処理施設の補助金につきましては、この超過負担が高じて平成四年度には新規事業について地方単独事業で対応することになったと聞いておりますし、平成五年度はとうとうこの補助金は定額化されることになったと承っております。

こういうふうに制度改善が図られた場合には、自治省は従来の超過負担を含めて地方公共団体にとつて事業の執行に必要な財源が国庫補助金または単独事業によって確保できるように財政支援措置を充実すべきであると考えているわけでございまして、どのようによこれに対処しようとしておられるのか。また、今後はその他の各種補助金につきまして超過負担を解消するために補助金制度の改善を図るべきであると考えますが、これについて御所見も伺いたいと思っております。

○政府委員(湯浅利夫君) 大臣の御答弁の前に私

から技術的な点につきまして御答弁させていただきます。

今御指摘のように、地方交付税の基準財政需要額の算定方法につきまして、従来はどちらかというと、静態的、画一的と申しますが、人口とか面積とかというような客観的な指標を用いまして基準財政需要額を算定しているというのが実態でございました。ただ、これからの地域社会の形成、特に多様性を持つあるいは個性化された地域社会を形成するためには、今までのような基準財政需要額の算定方法で果たしていいのだろうかという問題がやはりあるわけでございまして、こういう個性化、多様化に対応した地方団体の財政需要というものに積極的に対応していくというためにはやはり別の方式を導入していく必要があるだろう。

いわば動態的な財政措置ということ考えた場合には、今御指摘の地方債と地方交付税を組み合わせて考えたやり方というのが一つの有効な方法として考えられるわけでございまして、そのほか、交付税法で認めていただいております各種の補正を活用することによりまして、できるだけ動態的な財政需要というものを捕捉していくということにこれから努めていかなければならないというふうにも考えているわけでございまして。その場合に、御指摘のようにこれが余り行き過ぎまして財政の健全性を損なうというふうなことになるまいとこれまた問題でございまして、こういう点はしっかりと注意をしながら運用していかなければならないものだと考えているわけでござい

す。

国庫補助金の整理合理化につきましても、同様の観点から、やはり同定定着したものについてはできるだけ地方の単独事業に取り込んでいくということがこれからの方針としては望ましいのではないかと考えているわけでございまして。特に国庫補助金の中の超過負担の問題につきましましてはもう長い間言われてきている問題でございまして、国と地方の財政秩序を乱すものではないことである

直しということについては毎年度私ももやもやしてきているわけですが、いろいろな事業におきましてまだ超過負担というものが解消されないでいるというところは各方面から御指摘をいただいているわけですが、予算編成時期に各省庁にはこの超過負担の解消につきまして毎年度申し入れもしておりますし、また、事業によりましては、共同で調査をいたしまして超過負担の解消を図っているところがございます。

御指摘の廃棄物の処理施設の整備につきまして、最近施設整備を促進したいという市町村の要望が非常に大きいということもございまして、平成三年度、四年度におきまして補助金が非常に足りなくなりましたということがございまして、これを受けて、国庫補助対象を重点化したしましたりあるいは補助事業と単独事業の選択制をとりました。補助事業でやらないで単独事業でやる場合には補助事業と同じような財政措置をしていくというようなことに対応してまいりましたわけですが、いまだに補助金が十分でないという点もございまして、平成五年度におきましては補助制度そのものをもう一度見直すということ、ごみ処理施設、し尿処理施設についての補助金について定額化をしていきたい。それで、実施事業から定額補助金を控除した事業費、これを単独事業と位置づけまして、これに対して所要の地方財政措置を行っていく。こういうことを行うことによりまして実質的に超過負担をなくするというようなことを考えていったわけでございます。

いずれにいたしましても、国庫補助負担金の超過負担の解消という問題につきましては、国、地方の財政秩序を適正に保つための重要な問題でございますので、今後とも各省庁ともよく御相談をしながらこの問題に対応してまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 地方行政、地方自治というのが非常にダイナミックになってきた。こ

れは私も全く同じ印象を持っています。かつて非常に静かというかステディックな形であった地方自治というものが、もともと多岐にわたるいろいろな具体的な対応を今本場に迫られておる。そして、地方の独自性を生かしてやるべきときだという所見を私も持っています。例えば自治省で言えば行政局、財政局ともにそういう所見を持っておられるわけですが、久世委員の御指摘になる点は同感でございます。ダイナミックに対応していきたいと思っております。

それから超過負担の問題は、いわゆる地方分権、地方自治を強化するというところからいけば、いわゆる補助事業、国の事業がまだまだ整理をされていなくて、地方分権の強化とともに、超過負担という問題が大きい解消に向かって乗り出すようなそういう施策を総理のもとで大蔵大臣と相談しながら地方のやってくる仕事をひとつひとつ広げていきたい、このように思っております。

それから、し尿処理とかごみ処理とかというこの排出するいろいろなものについての処理が今都市行政の中心になりつつあるんです。これは端的な例を言いますが、「レ・ミゼラブル」の中でジャン・バルジャンが下水道を逃れていくという情景がありました。あれなどはそういうことの典型的な事例で、日本は生活関連施設が非常に

いわれる生活大国ということが今やかましく言われ、そして総理の大きな目標になっておられる。我々もそれに一生懸命努力をしておるわけですが、特に都市部のそういった廃棄物、し尿処理等々のことを中心に生活関連問題をしっかりと進めなきゃならぬと思っております。それが同時に地方分権ということからいえば、市町村また大事な農村部、山村部というところの生活を進めるためにも重要な時期になってきた。そういう全体的な意味で相談に乗っていかなくちゃいけない、こ

う気持ちを持っておるところでございます。先生方とともに努力をしていく決意でございます。

○久世公義君 時間もなくなりますが、自治省と大蔵省に御要望を申し上げたいと思っております。大蔵省もわざわざ来ていただきまして御苦労さまでございます。

今、補助金につきまして自治大臣及び財政局長からいろいろかなり詳しい御答弁がございました。補助金の整理合理化というのは断然やるべきものだろうと思っております。それとともに一般財源化を進めていただきたいと思います。こういう傾向は地方分権とも相まってこれから大きな問題になろうかと思っております。その場合に、二つの点をぜひ御要望申し上げます。

一つは、この補助金の整理合理化あるいは一般財源化に伴いまして権限移譲をできるだけ進めたい。ことしも文部省、厚生省、通産省のそれぞれの補助金約千八百億を一般財源化されたようにございまして、その場合に権限もひとつ移譲していただきたい。また、一般財源化をしたことによる国費分です。また、新規補助金をつくらないようにしていただきたい。このように思っております。今度の文部、厚生、通産の各省の国費分が一体どのようにこれから使われるのか、これはひとつ自治省、大蔵省によろしく願いをいたしたいと思います。そして、それはやはり我が国の抱える重要政策に向けていただきたいと思っております。

それから、特に大蔵省にお願いしたい点でございますが、この地方単独事業は今いろいろお話しがございましたように地域の実情に即した成果を上げていくわけでございます。これも大蔵省の御協力のたまものと私は思います。市町村長さん方とお話をしております。市町村長さん方は、国庫補助金と比べると非常に手続が簡素であつて、しかも本当に創意工夫が生かされるという利点を主張しておられる方が多いわけございま

す。一方におきまして、各省庁の補助金を見ますと、その補助金の存在意義を疑いたくなるようなものが散見されております。大蔵省は国家財政の健全化を図るためにシリング制度を導入されたわけでございますが、総枠を抑制するといった点においては大変効果があったと思っております。別な面においては若干シリングの弊害があらわれているのではなからうか。大蔵省が余り個別の事業についての査定をしない。これも非常に結構なことではございますが、そのために零細補助金のようなものが整理がつかないあるいはふえているというようなことがあるのではなからうかと懸念しているわけでございます。

先ほど冒頭に私は国家財政はお父さんだと申し上げましたけれども、余り細々としたお金を配って子供たちに干渉するようなことはもうやめて、ひとつ一家の大黒柱としてのふさわしい仕事を行うべきであると私は思っております。そのためには、地方単独事業を従来実施していない領域につきましてさらにその輪を広げていただきたい。ただ、同時に、各省庁のお立場もいろいろあるうと思っております。そういうことを配慮しながら国庫補助金のひとつ抜本的な改革というものを自治省、大蔵省ともにやっていただきたい、このように思っております。

私は海外に出ましたときに先進諸国の中央官庁というものをいろいろと見ております。そういったものと、先進諸国の中央官庁で、日本のように、中央の各省庁が地方団体の事務や事業につきまして許可、補助金、そういうもので細かい規制をしているために膨大な人数を特に本省自身が抱えているような国はございません。私が見た限りにおいては、ないような気がいたします。中央官庁というのはこれから二十一世紀に向けて本格的な計画でございまして、新しい仕事、例えば全国的企画立案でございまして、か国際化に対応するとか情報の収集に当たるとか、中央官庁としてやるべ

い。一方におきまして、各省庁の補助金を見ますと、その補助金の存在意義を疑いたくなるようなものが散見されております。大蔵省は国家財政の健全化を図るためにシリング制度を導入されたわけでございますが、総枠を抑制するといった点においては大変効果があったと思っております。別な面においては若干シリングの弊害があらわれているのではなからうか。大蔵省が余り個別の事業についての査定をしない。これも非常に結構なことではございますが、そのために零細補助金のようなものが整理がつかないあるいはふえているというようなことがあるのではなからうかと懸念しているわけでございます。

きことはまだまだあると思うわけで、ございます。そういう見地から、ぜひともこの国庫補助金の整理合理化というものをひとつ自治省、大蔵省に強くお願い申し上げたい次第でございます。

それでは、自治大臣に少し地方分権さらには府県、市町村のあり方ということについてお尋ねを申し上げたいと思います。

最近、地方分権ということが盛んに言われております。私は大変結構なことだろうと思っております。ただ、どうも具体論がない。ムードあるいは総論が多いような気がしてならないわけでございまして。そして、どの分権論を唱えられる方も決まり文句で、権限移譲とか事務配分、財源配分、自主性、自律性の尊重、こういうことをおっしゃるわけでございしますが、私は日本の場合、もつと社会のシステム、国民意識、国も地方も国民も、そして政治、経済、社会、文化すべてを改革しなければ地方分権というものは成り立たない、こういう気がしてならないわけでございします。

私はアメリカは分権社会だと思っております。これはもちろん連邦という差はあるかと思っております。私はクリントン大統領がまだアーカンソーの知事であつたころ五回お目にかかつております。そのうち一回は一時間半ぐらい時間をとつていただいて二人だけで日米関係とそれから地方分権についてお話をしたことがございました。まず初めに州ありきというアメリカ憲法の伝統。そして、一州を治める者一國を治める。分権ということがあらゆる社会のシステムに浸透している気がしてなりません。ガバナートとかメーヤーというものが本場に地域によって支えられているという実感を持ったわけでございします。昨年、選挙戦のさなか、クリントン、ゴアのコンビがブッシュ・ペーリー・ファースト、国民第一主義、州民第一主義、市民第一主義というものを唱えて選挙戦を戦つたこともその証左だろうと思つてでございます。

クリントン大統領は州知事出身の十五人目の大統領でございます。しかも、人口二百三十万人と

いうアメリカの人口から言えば百分の一にも満たない州の知事が大統領になつていくわけでございします。そして、閣僚を見ますと、内務長官と教育長官は知事の出身、住宅都市開発長官と運輸長官は市長出身、こういう地方自治の薫り豊かな政権をつくつていくわけでございします。アメリカの社会構造、政治、行政、経済、何かすべてが分権社会になつていくような気がいたします。

そればかりではございません。私は大変最近感激した場面を見ました。あのブッシュとクリントンの大統領の交代式のときに、それが終わるや、ブッシュ大統領はヘリコプターに乗つて故郷でございしますテキサスの州にすぐ旅立たれたわけでございします。何うと云ふところによりまして、今ヒューストンで晴耕雨読の毎日を過ごしておられると聞いております。

アメリカの大統領で現在生存しておられる方は五人と聞いておりますが、例えばニクソンはニュージャージー州のウッドクリックレイクにおきまして、またフォード大統領はカリフォルニア州のランチョヨミラージュにおきまして、そしてカーターはジョージア州のアトランタに、レーガンはロサンゼルスに、みんな大統領の任を終えるや郷里に帰つておられるわけでございします。私はいろいろなところにこの分権社会というものが浸透しているような気がしてなりません。

その点、日本の社会システムを見ますと、例えば私は全国区でございしますので全国を飛び回つておりますけれども、飛行機の時間帯なんかは全部東京が中心になつております。地方のことを考えていない。JRだつてそうでございします。みんな東京発の時間が原則であつて、地方都市と地方都市を行く場合なんかは大変今不便でございします。こういうような例を挙げたら切りがない。そういうあらゆる社会構造が東京一極集中を促しております。こういうものを変えない限りにおいては地方分権というものは成り立たないのではなからうか、こういう気がしてならないわけでございします。ムードも結構かもしれないけれども、本当

の分権社会をつくるためには、先ほども申しましたように、日本の社会、経済、そして政治、行政のすべての改革をするにかかつていると私は思つてございします。

まず自治大臣の分権についての御意見を承りたいわけでございしますが、この府県、市町村との関係もございします。これも触れさせていただきます。と思つております。

私はここに一冊の書物を持っております。「新広域行政論」、「明日の地方自治へ」という副題がついております。著者は村田敬次郎氏でいらつしやいます。昭和四十年発行でございしますからもう三十年近くも前の書物でございします。私はこの書物に大変感銘を受けております点が二点ございします。

その一つは、理論と実践と申しますか理想と現実といふか、それを抱いておられる。もちろん、この書物は東海三県の統合構想があつた前後にお書きになつておられるものではございします。しかし、今なお広域行政論の古典としての地位を持つておる書物だと思つております。

もう一点は、この村田さんとともに、御一緒に協力をされた二人の方がおられる。一人は武村正義さん。もう一人は小寺弘之さん。武村さんは滋賀県知事を経て今衆議院議員でいらつしやいます。小寺弘之さんは群馬県知事を二期目を今やつておられるわけでございします。お二人とも若き愛知県地方課長の村田敬次郎さんのその地方課におられた二人でございします。この村田さんという方が同時に教育者でもいらつしやう。村田学校、村田教室という言葉がありますように、そういう意味において私はこの書物がそういう人材を養成しながらつくられた本であるというところに敬意を表するわけでございします。

ところで、この書物にこのように書かれております。この著書では、府県合併、市町村合併の方向をはつきり打ち出し、新しい行政体制としての地方行政機構の改革を追求しようとした。この

「新広域行政論」は明確な結論と問題意識をもつた作品であり、そのために現状分析と世論の方向を相当詳細に検討し紹介するように心がけたつもりである。「明日の地方自治へ」とサブ・タイトルをつけた理由もそこにある。

行政における積極性、合理性、近代性それはそのまま行政の広域性であり、社会開発的方向である。スローガンでもなく、感情的にでもなく、静かに、理路整然と、しかし力強くわれわれは「広域行政でいこう」と主張するのである。

このように述べておられるわけでございします。あたかも、先般、地方制度調査会におきましては、地方公共団体の連合また中核市、そういう答申を出されたわけでございします。二十一世紀に向かつての都道府県、市町村のあり方をめぐる論議にもこれは連なる制度を提言されたものと思つてございします。また、市町村の合併の特例に関する法律が平成六年度末で期限切れになりますことから、その後の市町村の合併のあり方等について今自治省では検討がいろいろ行われていると承つております。市町村の再合併を進めることや道州制あるいは連邦制などの都道府県制の改革についても自治大臣はいろいろとお考えをお持ちであらうと思ひます。

先ほど申し上げました地方分権についてのお考え方、また今申し上げましたところの市町村あるいは都道府県の将来、この点につきまして大臣の御所見を承りまして、私の質問を終えたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 久世委員から非常に重要な御質問をいただきました。

例として挙げられました愛知県の地方課長のときの協力者である武村正義氏は今政治改革の中心になつておられる衆議院議員であります。それから、小寺弘之氏は今群馬県知事として地方自治に当たつておられます。三十何年にわたつて根本的な協力者であります。広域行政、府県合併、市町村合併の問題は、私が広域行政論をこのお二人

のよき協力者の協力を得て出しました当時から、昭和三十年代からの根本的テーマである。あるいはもともとシャープ勧告のころからのライフワークだと思っております。実際に四十年以上がたつたわけですが、最近その問題についての非常に重要な動きがあるわけであり、地方制度調査会長から宮澤総理に対して答申がなされました。この中には、府県連合、広域連合の問題、それから中核市の問題等が中心になっておりますが、いずれも地方分権の問題についての私は一番大きな問題点を掲げておると思えます。そして、宮澤総理も非常に地方分権問題を政治改革の一環として強力に推進しようということをして政治改革委員会においても奥野議員の御質問に答えてはつきりとおっしゃいました。

それで、都道府県は現在の四十七の都道府県というものが大体においてずっと定着をしておるわけでございます。沖縄のいろいろな特殊な例は別といたしまして今は完全に四十七都道府県。しかし、時代は進んでおりますから広域行政をぜひやらなきゃいかぬということはもう戦後ずっと続いた課題でありまして、これには例えば道州制はどうかというようなことも言われておりますが、これは自民党では例えば中山太郎前外務大臣がこの問題の世話役になって私に御相談においでになりました。

私は結論から言えば道州制はまだ早過ぎる。これは今それが当てるかと思われる地域の一つは大阪を中心とする地域であるけれども、まだそれを制度としていくには早過ぎる。あなたはいつごろをめどとしておられますかと言いましたら、中山議員は大体平成二十年だと言いました。これはまあやはり中山さんの遠大な考え方がよく出ておるのでありまして、相当のロングチームにわたって言えばその議論が大いにあり得ていいのでございますが、私は府県合併はまだすることのできる段階ではない。

そして、道州制がもし国の機関として設置されるのならば、これは地方分権の阻害になります。

いけません。したがって、これは地方自治の組織としてできなければならないが、そのための条件はまだ成熟していない。やはりその前に府県連合、広域の行政というものを十分考え、例えば今の現行地方自治法で言えば一部事務組合等の組織から始めて協力をしっかり進めていく。水の問題を例にとってもまさにそうでございますが、そういう段階であらうと思っております。府県の連合を今後推進すべき好機である、こう思っております。

それから、市町村合併は、明治初年には七万あったものが明治中期には一万五千になり、そして昭和二十年には一万強になり現在は三千三百足らずになっておることは御承知のとおりです。その意味で時代に対応して広域行政の実が上がつておるわけでございますが、なおよく各個に見てみますと市町村合併はまだこれから行われていく。そういう条件の熟した地域がいろいろある。そういうことはひとつこの際自主的な市町村自身の合意によって進めていかれたらどうか。それに對して知事なり国なりはよく御相談に乗って、住民の幸を為すために、すべての目的はそれでございませぬ、それに合致しない制度の改正はこれは罪悪でございます。したがって、そういう自主的な要望に沿ってやっていくのなら大いに結構だ。もしそれができるのなら、例えば三千二百余りある市町村が千五百ぐらいにづめられてもいいのではないかとこの感じを私は持っております。

これは私見でございますが、これは先生方によつて千でもいいと思われる方もありましようしあるいは五百でもいいと思われる方もあるかもしれない。それはやはり実際に即して考えていくべきであると思っております。どこまでも地方分権という大きな政治改革の一環と同調をしながら市町村合併、中核市の制度、府県連合の制度等も進めていくべきであると思っております。今やそういう時代がまさに来つつある。そういうことを私どもは使命感を持ってやっていかなきゃならない

時代で、その主役は地方住民である、こう思っております。

時間の関係でこの機会にそれ以上申し上げることは差し控えますが、今後ぜひ地方行政委員会におきましてもこの問題を御研究いただいで御指導をいただきたいと思っております。

○久世公義君 終わります。

○山口哲夫君 国家公安委員長である村田国務大臣に、きのうに引き続きまして、カンボジア問題から質問をしたいと思っております。

大変細かいことでございますけれども、大臣はカンボジアに行かれて地元派遣されている文民警察官の方々と懇談をしたということでありましたけれども、何日の何時からどのくらいの間懇談されたでしょうか。何か報道によりますと文民警察官の方々は自分たちの言いたい一、二割くらいしか話ができなかったということも言っているようですけれども、その点まず伺いしておきます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 山口委員にお答え申し上げます。

昨日は本会議で御質問をいただいておりますが、今御質問のことでございますが、私は五月九日にプノンペンに着きました。バンコクには八日に着いたわけですが、そして、今御指摘の日本人文民警察官、隊長山崎裕人君を入れて十三名と懇談をいたしました。この時間は一時間強であつたかと思ひます。

○山口哲夫君 そのとき、警察官の方から大変生命の危険にさらされているという現実が強調されたということが言われておりますけれども、その辺についていかがでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 地域によっては水、食糧などが非常に乏しい状態にあつたところもあり、そういったことについてのいろいろな貴重な体験を承りました。

○山口哲夫君 文民警察官の方々は相当危険な状態にさらされていると思うんです。ですからこそ、そのときに、できれば大臣もそういう危険地

域に一回入つたらどうですかというくらいに進言があつたというふうにも報道されておりますけれども、そういうお話はございましたでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私は、五月七日の夜官澤総理から御用命を承り、直ちに参りますというのを即答申し上げまして八日の朝の飛行機で立つたわけでございます。

そのときに、明石代表と会うことはもちろん主要業務でございますが、現地をぜひ見たい、それと、希望を到着後すぐ申し上げました。ところが、日程、ヘリの関係等がございまして、要は、プノンペンから川を渡りまして二十キロぐらいの地点のムックカンポールというところへ行つて実際は見ただけでございますが、私の要望は一番危険にさらされておられるところへぜひ行きたい、こう言つたわけでございます。

また、文民警察官の中からも、今山口委員の言われたようなことが要望として出たと思っております。

○山口哲夫君 次は、きのう本会議におきまして、文民警察官の方々と一体何人死んだら我々は帰れるんだということについて、大臣はそういう話は聞かなかつたと思う、そういうふうに答弁された。しかし、これは一つの新聞社だけがそういう報道をされているのではないということですね。例えば代表記者が入つておられてその記者が聞いたことが各紙に伝わるというのとは違つて、随分多くの記者の方々が入つていたのではな

いかと思ふんです。いかがですか。その点、記憶ございますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 十三名の方々とのお話は、記者の方は一人も入っておりません。そして、ざくばらんにいろいろな話を聞かしてほしい。これは私は国家公安委員長でありますから、そういう意味で一緒に働く人たちでございますから、そういう意味でひとつ率直な意見を聞かせてくれ、こういうことを申し上げて始めたわけでございます。記者の方は一人も入っておりな

かったと思います。

○山口哲夫君 そうすると、十三人の文民警察官と大臣と、そのほか入っていた方はどなたなんですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 私と同行した諸君でございませう。

○山口哲夫君 どういう方ですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 大使は一緒ですよ、今川大使はずっと一緒にいたから。大使館の方、それから私と一緒に来ましたのは、秘書官及び警察大学の副校長、それから自治省の担当課長だったと思います。

○山口哲夫君 新聞各社がどういふふうに伝えられているかということについてですけども、朝日新聞が「あと何人死んだら帰れるのか 日本にいる人たち実情知らない」という、これは一面トップですね。それから毎日新聞は、特派員の電報で「何人死ねば帰れるのか」という見出しの記事。それから読売新聞は、社会面、特派員電で「あと何人犠牲者が出れば政府は引き揚げを決めるんだ」と。東京新聞は、社会面のトップで「何人犠牲者が出てもやるのか やるのならそう言ってくれ」。日本経済新聞は、特派員電で、社会面に「何人死ねば帰れる」「何人死ねばカンボジアからの日本人文民警察官引き揚げが決まるんだ」と。産経新聞は、「生命の危険にさらされている」「思っていたより危険が大きい」、こういうふうに書いておりましたけれども、翌日の十日付の夕刊の一面特派員電で、続報として「何人死ねば引き揚げが決まるのか」との声があったと触れている。こういうふうには各社非常にこのような問題を一斉に扱っているんですけれども、これは全くなかったというふうにも否定されませんか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 山口委員の御質問、今お読み上げになりました新聞記事は私は実は翌日かその日か新聞の発表になった日に既にカンボジアのプノンペンで読みました。そして、この会議のことがなぜ一体漏れるのか、全く私はびっくりしたわけでございます。

くりしたわけでございます。

そして、山口委員に対する御回答をまず公式に申し上げますが、私は、今回のカンボジア訪問におきまして、バンコク市内の病院に入院中の文民警察官四名を見舞ったほか、プノンペン市内において文民警察官十三名と会見しました。その中には、安全確保への配慮事項、水や食糧などの補給の実情など厳しい生活環境や治安状況、日本とは違った現地での生活の本当に御苦労ぶりなどの意見があつて、それを伺いました。御指摘のような発言はありませんでしたと申し上げます。

○山口哲夫君 十三名の方々と懇談されたその内容等について、そうすると、記者団が入つていなかったとすれば記者会見が何かの形でお話ししたと思ふんですけども、それはどういう形ですか。それと、大臣が直接やられたんですか。それとも、どなたか別な方がやられたんでしょうか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 大変重要なことであると思ひます。

実はこれは私は一言も言っておりません。それから、恐らく私と一緒に部屋におつた人たちも言っていないと思ふんです。言っておりません。それで、ただ、そのときのメモをまとめた記憶をしております。そのメモの一部のものがあるいは漏れたのであろうかなという気がするのですが、いざにしろ、あと何人死んだら帰れるのかという発言はありませんでございまして。

○山口哲夫君 そのメモというのは、大臣が直接書かれたメモですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 私ではなく、ほかの非常に重要な職責を持った方が書いていただいたものでございませう。

○山口哲夫君 どういう方ですか。外務省に何かある政府の関係者ですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) この私たちの会議の席は全く部外秘という形で行われましたし、またその内容についてここで申し上げることは適当で

はないのではないかと私は思っております。

○山口哲夫君 しかし、実際に文民警察官の実態を調べて行つて、そしてそういう方々の苦悩というものを率直に聞きたいということで行かれたわけでしょう。それがなぜ公表できないんですか。非常に大事なことだと思ひます。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今、世界はUNITA Cを、カンボジアを注目しております。そしてプノンペンその他には世界の方々がたくさん入つております。日本のそういう記事が新聞に載りますと、それは世界の新聞に報道をされます。そういった国際世論といった問題はやはり私は十分考慮をして担当大臣として対応すべきではないかという気持ちを持っております。私自身の持つておる使命感からその詳細について申し上げることは御遠慮を申し上げるべきであらう、こう思つておるところでございます。

○山口哲夫君 大臣、それじゃ一体何のために行つたかわからないですね。

私も、これからやっぱり派遣されていく方々のいろいろな問題について、国会で十分審議して、十分活躍もできるし安全も保障されるし、そういうことをこれからじっくり審議していかなくやらないわけでしょう。そのために大いに参考になることではないんですか。現地の文民警察官がどんな苦勞をしているのか。そういうことが書かれたからといって、何も外国にそれが伝わって困るようなことではないと思ひます。

○國務大臣(村田敬次郎君) 日本の置かれておる立場というのは非常に重要であると思ひます。そして、PKO法を国会で通していただいたわけでございますが、要は、カンボジアに平和をもたらす、民主的体制をもたらすということが目的でありまして、私は山口委員の御指摘にありましますように宮澤総理の御指名で行きまして明石特別代表と一時間半にわたつて会談を行いました。そして、そのことは、非常に私は私に託された使命を私としては微力でございませうがベストを尽くす

という気持ちで行つたわけでございますし、先ほど申し上げたように最も危険と言われる現地に連れて行つてくれと言つたのは私でございます。そして、その際は一切武器その他を持たないでくれと言つたのも私でございます。

○山口哲夫君 ちょっと聞かえせんけれども、最後の方。

○國務大臣(村田敬次郎君) その現地の視察をさせてくれと言ひ、また武器などは一切持たないで裸で丸腰で行かせていただきたと言つたのも私でございます。したがって、この総理の御指名というものを私は最高に重たく考へて行つてきたつもりでございます。私に託された使命は非常に微力でございませうが私の微力では全力を尽くしたと思つております。

そして、今その十三名の方々と対談の内容を詳しく申し上げるということは私は適当でないという判断をしておるわけでございます。例えばカンボジアの方々が数人で話したことを、これはカンボジアの平和のためにあるいは日本のために必要だから幾ら新聞に出ても構わないではないかという御議論ではないわけでございます。山口委員ほどの御聡明な方が、本会議で御質問をされきよう委員会でも正式に御質問をしておられるわけでありませうから、私は心をもつて御答弁しておるつもりでございます。

○山口哲夫君 先ほどメモに書かれていたのが表に出たようだというふうにおつしやいましたですね。メモにはそういうふうには書かれていたわけですね。

○國務大臣(村田敬次郎君) その詳細を、私はメモを見たわけではなく、そういう報告を耳から聞いたのでありますから、メモがあつたかどうかはわかりません。

○山口哲夫君 いずれにしても、そのメモを書かれた方は相当の立場の方であることだけは間違いないですね。

○國務大臣(村田敬次郎君) 先ほどの私の言葉を訂正いたします。

メモを書いた人が極めて重要な職責であったという事は私は確認をいたしております。

○山口哲夫君 それでは、どういふ方ですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) でございますから、メモを見ては聞いたわけではなく、その話を聞いたわけではございませんので、メモがあったかどうかは確認をしておらないということを謹んで訂正させていただきます。

○山口哲夫君 随分話がころころ変わるんですけどもね。さっき大臣のお話ですと、そういう話は聞いてないけれども、どうもメモにそういうことが書かれていたのが外に漏れたようだということがなんですか、それは素直にお答えになったことが正しいと私は受けとめたいんですね。

だから、さっき聞いたように、入っている方々というのは非常にやっぱり重要な方々ばかり入っていたというふうに解釈できますね。そうしたら、そこでメモとった人も重要な人だということにならないですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 話がだんだん詳しくなっておりますが、私は立場としてはいろいろの配慮があつてこれ以上詳細なことをこの場所で申し上げるのは適当でないという判断を自分自身がしておりますので、その意味で、山口委員が御指摘になつて答弁が変わつたではないかということとを言われまして、その点は申しわけないと思いますが、そういった私は心で今後のことも進めたい、このように思っております。

○委員長(佐藤三吾君) 大臣、声が小さいです。

○国務大臣(村田敬次郎君) また、ブロンペンで外人記者を含めた記者約七十名と対談をしました。そのときにも私ははっきりと申し上げて、日本がUNTAACに全面的協力をする、そしてそのためにベストを尽くすこと、明石代表とは誠心誠意話し合ったこと等を申し上げて、時間の制限は一切しませんでした。きょうも、したがってもし時間制限の必要があれば私は幾らでもおつき合ひをさせていただきますが、そういった私は

気持ちで、外交というのはやはり心と心であつて、そのことを何もかもしゃべることが外交ではないと思っております。また、私の職務でもないと思っております。

○山口哲夫君 日ごろ大変大きな声でお話する大臣が何かきょうは随分口もつたようなお話をされるので信頼性について疑うんですが、これからは文民警察官というのは交代で行かれることだつてあるわけでしょう。それから、選挙監視員だつてきょうですか出されたわけでしょう、四十一名。ですから、たくさんの方々がこれから国際貢献というところでカンボジアへ行くわけですね。そうすると、一番最初に行っている方々がどんな苦勞をされて、これからの人たちに對してどういふふうにしてもらいたいか、政府に對してそういう要望というのはたくさんあると思うんですね。そういうことを我々はこれから真剣に国会の中でも議論をしていかなきゃならないのに、そういう任務を持って行かれた大臣がそのことについて話できないというのであれば、これはちょっと問題じゃないでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 山口委員の御質問は私は本當によくわかるわけでございます。御承知のように、私は帰つてすぐ總理に御報告を申し上げました。そして、既に御承知のように百万ドルの支出を直ちにします。そして、派遣をされておる方々の安全を図るためのあらゆる努力をする。例えば防弾チョッキは六千五百着。ヘルメットも配備をする。それから、いろいろ隊員の……

○山口哲夫君 そんなこと聞いていませんよ。○国務大臣(村田敬次郎君) 隊員の再配置を図るようにはヘリコプター等も考える等々、いろいろな事項がもう既に一部報道をされておるわけでございます。私にはまた留守中に行われた新聞記事やいろいろなものを見て、そして今カンボジアとの問題が着々と進行しつつある、しかも十日間で選挙が始まるわけでありまして、しかも勝敗でございまして、柳井事務局長それから警察庁の田中總務審議官等きょうの夕方立つてございまして、既にその個々に行く方々と相談をし、そしてまた今川大使、またバンコクの藤井大使等とも打ち合わせをしておるところでございます。恐らく明石代表とは毎日のように連絡をとつておつてくださると思っておりますので、そのための万全を期するというのが私は山口委員の質問の趣旨に根本的に沿うことである。

したがって、山口委員の質問に一生懸命対応しているという事は客観的に見て判断をしてくださるとありがたい、こう思っておりますわけでありまして。

とは、文民警察官の方々が話したことをそのまま話をするということでしょうか。どうですか。○国務大臣(村田敬次郎君) そのとおりでございます。

○山口哲夫君 質問に答えてください。○委員長(佐藤三吾君) ちょっと大臣、梶山自民党幹事長も言っておるように、PKOの国会論議は自衛隊問題については議論をしたけれども文民警察の派遣とかこういった問題については確かに落ち度があったと、こう認めておるわけですね。そこで、大臣が現地に赴いて、そしてそこら辺の事情はきょうのこの委員会の中で報告されるところで國民の皆さんは期待しておりますし、新聞の報道では各社共通してこの問題について何人殺されたか、掃すのかといったことが出ておりますから、國民の皆さんはそういうふうにお聞きしておられる。そこにあなたがいやそれは聞いておられません、こう答えたものでは、一体どっちがどつちなんだという事なんです。確かに外交問題、各國の關係もありましようけれども、大事なことです。それから、やっぱり直截にひとつ質問者に答弁願いたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 委員長の御指摘はよくわかります。そして、私もその気持ちで御答弁を申し上げておるつもりでございますが、何人死んだらという発言は私は聞いておりません。

○山口哲夫君 きょうの本会議で大臣は、私は現地に赴いて文民警察官といふのを話し合つてきた、その生の声をこゝで報告しますと、こうおっしゃつたんですね。非常にみんな期待してました。ですから、生の声を報告しますというこ

○国務大臣(村田敬次郎君) 私は、本会議及びこの委員会でお答え申し上げておるのには、こういう形で申し上げるのが適當であると信じておるからでございます。詳細の、一時間十五分の対談の模様を一言伝えるという事は私はこの場所では適當でないと思つております。

○山口哲夫君 では、どこがいいんですか。どこでならいいんですか。

○委員長(佐藤三吾君) ちょっと今の答弁に私も疑義を持しますね。どうしてですか。どうしてこの場で悪いんですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 委員長として山口委員がおっしゃつておられますように、私の言ひ方がもし間違つておればお許しをいただきたいと思いますが、私は概要をお伝えすること、それで御理解がいただけると思つておるからでございます。

の御指示、それから山口委員の質問もよく私はわかりました。

メモのようなことで聞いたというのは、私は十三人の方から何人死んだらどうなのかということを知りておりません。

○山口哲夫君 聞いたことに対してはそのまま素直に答えていただけないし、肝心なことになると外交上のことでここで答えるわけにはいかないと、答弁が何回か同じことを聞くとがらっと変わってしまうし、これではとても、私きょう三時間時間をいただいているんで、何でしたら三時間ずつとこの問題しかできなくなりますよ。

委員長、何とか理事会でもって協議してください。

○委員長(佐藤三吾君) 大臣、どうですか。理事会ならきちんと御報告できるんですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 私の申し上げたのは、本会議でも申し上げた御答弁、今も申し上げた御答弁、それが適切であると私は信じておるからでございまして、そして、どこでならこれ以上申し上げるかということは、私はこの申し上げたことによつて全体の概要は考えていただきたい、こういう意味でございまして。

○委員長(佐藤三吾君) ちょっと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(佐藤三吾君) 速記を起こして。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今、委員長の御指示のあったのは本当によくわかるわけでございまして。ただ、私としては本会議及びきょう御答弁申し上げておることが本心に誠意お答えしておると思つております。きのう実は自民党の三役とも、それに四役とも相談をして、いろいろな状況を御相談申し上げておりますし、総理、官房長官とも御相談申し上げておりますし、副総理とも相談をしております。

ただ、私がここで例えば外交だとかというような言葉を使いますと、その言葉が非常に言葉自身で飛んでしまひまして、今山口委員が御指摘に

なつたような御解釈をされるのは私はごもっともだと思います。私の言葉が足りないのが悪いんだと思ひますが、そのところは、なおひとつ山口委員、委員長と御相談いただきたいと思ひます。

○委員長(佐藤三吾君) ちょっと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(佐藤三吾君) 速記を起こしてください。山口質問の途中ですが、ちよつと理事の皆さんの御意向を聞きましての結果、ここで午前中の休憩に入つて、そして午後ひとつまたこの問題に入りたいて、こういう質問者の意向のようございまして、午前の部をこの程度にとどめて、午後三時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(佐藤三吾君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山口哲夫君 午前中のカンボジアの問題で、一休何人死ねば帰れるのかという文民警察官の訴えについてお尋ねいたしましたところ、大臣はそれのようなことは聞いていない、そういう一点張りでございます。しかし、記者団が入つていなかつた懇談にいたしましたも、そういうことが事実として各社で伝えられているということはそういう発言があつたというふうなことを得ないといふことで、それでは一体だれが記者発表をそのようにされたのかというふうなことに、大臣の方からはそれは重要な人がとつたメモを恐らく読んでそういうふうな書いたのではないだろうか、たしかそういうような答弁だつたと思ひます。それで重要な人物というのはどなたですかと聞き

ますと、それは訂正いたします。重要な人ではありませんでした。そんなようなところでたしか審議が中断してしまつたんじゃないかと思ひます。

午前中にも申しましたように、私がこういったことを聞いておられるのは、文民警察官が非常に今危険な状態に置かれておられる。そして、いろいろなことを大臣にも訴えていたはずだし、これから新しく任務につく人たちがたつておられるわけですから、こういう点で、安心して任務を遂行できるように体制を整えていくことがやはり政府の責任であり、我々国会の責任でもないだろうか、そんなような気持ちでお尋ねをされているわけでございまして。しかし、それに対しては一切回答を拒むというそういう態度には非常に私どもは遺憾の意を表するわけであります。

そこで、もう一つお聞きしておきますけれども、大臣はそういうことを言っていないと言ふんですけれども、きょうの朝刊を見ておりましたら、「村田自治相と文民警察官のブロンペンでの懇談に立ち会つた関係者は」、その関係者というのがまだ明らかになつていないんでこれをもう少し聞きたかつたんですけれども、「十二日、文民警察官たちが、「あつ何人死んだら帰れるのか」とどと発言したのは間違いない」と再確認した」といふことで、ちゃんとやはり報道関係がそういう関係者に会つてそういうことが言われていることを再確認までしているわけでありまして。大臣は国際的な外交的な問題なんだからこれ以上は発言できないと言ふけれども、私は何も外交に直接影響するやうな問題とは違ふと思ひますので尋ねておられるというこの事実の上に立つても、あなたはそういうことは言っていないといふことをまだいまだに抗弁するんでしようか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 午前中のお答えの際に、言葉が前後いたしました大変御迷惑をおかけして申しわけなかつたと思ひます。

私はもう一度確認して申し上げますが、何人死

んだら帰れるのかという御発言につきまして、私は聞いておりません。

○山口哲夫君 大臣がたしか現地で記者会見やられたときには、テレビで見たんですけれども随分いろいろなことをお話しになつておられるんですね。ところが、日本に帰つてきた途端に、国会のあの本会議場での質問以来、まるつきり何か員になつてしまつて言葉が出てこない。それからもう一人、やはり同じように、実際に文民警察官として現地でいろいろなことを大臣におつしやつたと言われるその警察官も、負傷を負つてタイの方に入られて、バンコクにたつたでしようかどこかで記者会見をやつたときには随分いろいろなことを話されているんです。ところが、今度はブロンペンに帰つてきた途端に記者の質問に対しては一切口をつぐむ。

こういう映像を見ますと、多くの人が、なぜあんなに変わるんだろうか、どこから箱口令がしかれておられるんじゃないのかと、そんな感じがせざるを得ないのです。これは私の勘ぐりかもしれませんが、常識的にはそういうふうに見ざるを得ないわけですか。どうですか。何かどうしてもしやべれない事情があるんでしようか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 私は今回のカンボジア訪問におきましてブロンペン市内で十三名の文民警察隊員とお会いをいたしました。その中では、安全確保への配慮事項、水や食糧などの補給の実情など厳しい生活環境や治安状況、日本とは違つた現地での生活の御苦労など意見があつたと承知をしております。

○山口哲夫君 私は何かそこ外からの圧力というが箱口令がしかれておられるというふうな判断に立たざるを得ません。もしそうだとすればこれは重大な問題だと思ひます。まさに戦前時代のそんな感じを私は覚えるものでございまして。今後、国民の多くの人が国際貢献のためにいろいろな人たちが出ていくでしょう。そのときに、外交上の問題とかいう理由でもって物もしやべれないやうなそういうことが仮に政府の手によつて行われ

たとするならば、日本の民主主義そのものにとっても非常に私は危機だと感じます。

この問題については、私は残念ながらきょうは交付税の問題で物すごくたくさん抱えているものですから、幾ら質問してもそれ以上答弁できないと言ったんですから、そういう態度をとる以上は、これ以上この問題について質問を続けても時間がたつばかりですから、一応この問題はこの点でとどめます。

ただ、非常に心配なのは、ある自衛隊員の妻から私のところにこういう電話が入っているんです。自衛隊員がPKOに参加するしないというのは本人の意思はもう関係ないと言われている。そして、もしそれを断れば将来の昇進にも影響するように思われる。逆に、反対運動をいろいろなことでやっているというふうなことをちやんと隊の方に届けばそれだけで大変な昇進にもつながっていく。そんなような実態の話まで伝わってきました。そういう点では、現在の自衛隊のやっていることが非常に恐ろしいというようにことが耳に入ってきました。私は、今回の一連の問題で警察官がいろいろなことを話した、そういう人たちが対象にして、今後やっぱ警察行政の中で身分にまで影響させるようなことが起きたとするならばこれはもう大変な問題になるだろうな、そんなふうにも思っています。この点については後ほど警察庁長官からお聞きしたいと思います。

せっかく警察庁長官が出席されました。午前中は文民警察官の処遇の問題で大事な折衝があるというお話でございまして午後から出ていらつしやうたので、あえてここでお尋ねをしたいと思っておりますけれども、いわば最高責任者であるあなたは高田警視が殉職したことに対してどのようなように今お考えになっているのか。そしてまた、今後文民警察の方々が現地で活動することに対して二度とこういうことが起きないようにどういうお立場でどういう方法を考えて折衝をなさっているのか、その辺についても長官としての考えをお聞きしておきたいと思っております。

○政府委員(城内康光君) お答えいたします。

五月四日の午後、高田警視を含む一行が車列で行進中に、武装集団から不意の襲撃を受けて高田警視は死亡するに至った、こういうことでございまして。まだ三十三歳で、岡山県の警部補でございまして、前途有望の青年をこういうことで失ったわけでございますが、まことに痛恨のきわみでございまして。国際貢献に身をまわして尽くしたというその功績については私どもとしては高く顕彰してまいりたいというふうに考えております。

国際貢献ということについては大変大事なことでございまして。この国際貢献という仕事を永続的にかつ実効あらしめるには、どうしてもこの制度がそもそも手を挙げて参加するという仕組みでございまして国が強制するものではないでございますので、そういう意味で、国際貢献を今後続けていくためには、安全確保ということ、それからまた、きちっと法律に書いてある任務を本人も家族も了解してそして参加することが非常に大事なことでないかと思っております。私は、安全対策と国際貢献がどちらかというと問題ではなくて、国際貢献をするためにこそ、初めてのことでございまして、安全確保については最大限の努力をしなければいけない、こういうふうにも考えておられるわけでございます。

今後こういうことが二度と起きないようにするためには、地域によって多少の差はありますが、その中で、特に武力衝突が行われるような地域については法律に書いてあるような任務の達成が実際にできませんので、任務の果たせる地域に配置転換をしていただきたいということでも過日大臣がかの地に参りましてそういった大変難しい折衝をなさって、現在いろいろ検討されておられるというふうな承っておりますのでございまして。そういったような非常に難しい条件でございまして、いずれも日本から参加した人たちは本人が手を挙げたものでありますけれどもそれぞれの県から選ばれて行っておる有為な青年でございまして、そういった安全対策を具体的に進めていくことをしな

ればならないと思っております。

また、生活面も大変苦勞しておるようでございまして。私も募集をいたしますときに、本人及び家族に対して、戦闘行為が行われるような地域については軍事的な対処が必要であるのでそういったところには文民警察官は配属にならないんだという説明をしております。また、食糧あるいは水といったようなそういった生活を支えるようなものについては、UN TACの方でそういう兵隊さんが整っているという説明を受けているということでも本人にも示しましたし、また家族にもそういうことを言っておる、こういうことでございまして。そういったような事情でありますので、その私どもが家族あるいは本人に約束したことをどうしても実現してまいらなければならないというふうなことを考えております。

○山口哲夫君 新聞によりますと、文民警察官がこういうことを言っています。文民警察官が弾薬を運んだりしなければならぬ、そういう実態について自治相に訴えたという記事もあります。これは、国連平和維持活動に対する協力に関する法律の第三条「定義」のチ、警察行政事務に関する助言等または警察行政事務の監視、こういったことをやるのに文民警察官というのは出ていつているわけですね。なぜ弾薬の運搬までやらなきゃならぬのか。パトロールもさせられているし要人の警護にまで当たらせられているという話も伝わっております。これが事実だとすれば法律とは全然違うことをやらされているわけですね。実際にこういうことがあるんでしょうか。

○政府委員(城内康光君) 法律には現地の警察行政に対する指導、助言、監視ということが明確に書いてありまして、私も任務はそういうことであるというところで応募者に対して説明をいたしたわけでありまして。したがって、警察は法に基づいて、法に従って行動するというのが我々の大原則でございまして、その助言、指導、監視という言葉の可能な意味の範囲内で何ができれば何ができないかということを考えてまいらなければ

ばならないというふうに理解しております。これは一般論でございまして。

さて、具体論でございまして、今御質問の中にありました弾薬運搬ということは私どもは承知しておりません。要人の警護活動、政党事務所の警戒活動あるいはパトロールというような態様がございまして。

○山口哲夫君 法律に関係ない仕事までさせられているというそういう事実がなければ大臣にそのことを訴えるはずがないと思ふんです。ですから、そういうことがあるとするならば今後これは絶対にそういうことをさせないようにきちっとした対処をしてもらいたい。これは恐らく、総理府の方ですか、本部の方は把握していると思ふんですが、もしそういうようなことがあつたら絶対にそういうことをさせないように十分ひとつ対処をしていただきたいということを強く要求しておきたいと思ふます。

また、この文民警察官の話というのは、今長官がおっしゃったように、出かける前には非常に安全性を強く主張していたらうし、決して今行われているような危険なところに行くことではないようなことを盛んに言っていたと思ふんです。これは、法律の審議のときにも、政府の答弁というのは決してカンボジアに対するいわゆるPKO派遣要員というのはそんな危険なところへ行くんじゃないんだというところは盛んに強調されておつたと思う。ところが、実際にはそれは全然逆な危険な状態に置かれている。そういうことを考えたときに、これはやはり行った警察官が出るとき話と全然違うじゃないかというふうな疑問を持つて大臣に訴えるのは当たり前だと思ふんです。ですから、そういうことが二度と起きないようにもう少し真剣に、特に文民警察の関係を扱っている国家公安委員会として、委員長として責任あるひとつ行動をとってもらいたいと思ふんです。

それで、明石代表とはそのことについて随分話し合つたと聞きますけれども、安全性を重要視し

てやるとは言うけれども、言葉だけの問題であつてはならないであつて、具体的に何と何とどういふことをやつたから今後は安全なんですよといふことでなければいけないと思ふんです。そういう具体的なことについてどこまで詰めたのか、その点について伺いたいと思ふます。それが一つ、それからもう一つは、これは週刊誌ですが、非常に信頼性ある発言だといふふうに言われているんですけれども、こう言っています。「自衛隊は補給ルートが確立され、食料や支援助物資が本國から供給されて来るのに対し、警察官は孤立無援、衣食住とも自費で現地調達しなければならぬ」といふ。そのほか随分いろんな深刻な問題を訴えております。

これをずっと読んでみますと、自衛隊は極めて安全なところにおいて、食糧から日用品から必要なものはちゃんと送られてきているんです。ところが、文民警察というのとは一番危険なところに各地に配属されていて、そして、ここに訴えているように満身に食糧も届かないことがある。もちろん日用品なんかは非常に不足している。新聞にも載つていたように、まさに地獄でございましたというふうなそういう言葉まで出てくるわけです。なぜこんなに違ふのかといふことですね、自衛隊員と警察官が。私は非常に問題だと思ふんです。その点の違いといふことを一体警察の方としても把握されておるのかどうなのか。おるとすれば、どういふふうなこれに対処していこうとしているのか。その辺をお聞きます。

○政府委員(城内康光君) まず、安全性の確保についての問題でございますが、このたびの大臣の御出張によりましていろいろ話をされてまいりました大事な問題が再検討するといふようなことになつておるわけでございますが、これをフォローアップするために、本日、協力本部それから外務省、警察庁、高級スタッフが参りましてさらに細かく詰めをしたいといふようなことで、いい成果が出ればというふうな期待しておるところでございます。

それから、文民警察官の場合は、二十数カ所のところに一名あるいは五名ぐらいの小さな単位で配属になっておるといふことでございます。それで、各所に今ばらばらになっておるといふことで、それぞれが自分たちの住むところを何とか見つけまして、あるいは小屋をつくつたりして生活しておるといふことでございます。

それで、食糧なども大変困つておるといふ状況はわかつております。例えば問題のあるアンピルなどの例を申しますと、五月の十日過ぎにとつたことでございまして、飲料水を分けてもらおうとあるヨーロッパの軍のベースにお願ひに行つたけれども水はないといふことで断られておる。それから、タイの国境までの道中が危険となつてタイ国内へ買い出しに行けなくなつてから、各国の文民警察は水、食糧とも欠乏し、もう相互扶助の精神が働く余地はない。それから、UNATACからの水の補給は三月二十二日付の指示で中止された。この中止されたのは個人参加の要員に對して。文民警察は個人参加でございまして、個人参加の要員に對しては補給が中止された。水の購入が不可能な地域は要請により補給が受けられるといふことであつたが、再三の要請にもかかわらず補給は受けられなかった。

これはアンピルの例でございまして、こういうことで大変困つておるといふ状況は私もつかんでおります。

○山口哲夫君 「カンボディア国際平和協力業務実施要領の概要」の文民警察分野に関する事項を読んでみますと、「安全のための措置」として、「隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示」といふのは総理のことをいふんではないかと思ふんですが、「又は事務総長」、これは国連事務総長のことだと思ふんですが、「等の指図を受ける暇がないときは、業務を一時休止する」。要するに、非常に危ないといふふうな判断したときには業務を中止してもいいんだといふことが実施要領に書かれておるわけですね。

ですから、そういうことをきちつとやつぱり隊員に示して、一々指図を受ける暇なんかないわけですから、この実施要領に忠実に危険なときには業務を一時中止するやうなそういう指導をきちつとやつぱりやつておくべきではないだろうか。ちゃんと実施要領に書いてあるんですから。いかがでしょうか。

○政府委員(井上幸彦君) ただいまお話しのある状況は想定いたしましたので、私どもの方では、山崎隊長からそれぞれの出先の各隊員に對しまして、自己の判断によつて連絡するといふ場合場合には退避、いわゆる業務の一時休止をして退避するやうにといふように指示を徹底いたしているところであります。

しかしながら、一つの例をいたしまして、先般のフォークラーの四名アラス、アンピルの二名、この六名がタイに一時避難をいたしましたわけでありまして、その際には、一時休止の手続をとらずに、事實上それぞれの上司に当たります指揮官に連絡をとることができたものであります。その連絡を行うとともに近くの部隊の援護を得てタイに退避した、こういう実例がございまして。

以上であります。

○山口哲夫君 どうかこれからもそういう点を徹底していただきたい、こう思います。

それで、もう二つ三つ、亡くなられた高田警視に對する弔慰金関係はどうなつておるのか。それについても伺つておきたいと思ふます。

それから、これはPKO国際平和協力本部の方にお尋ねしておきますけれども、バリ協定について、こういうふうな第二十九条で書いてあります。「カンボディアに関するバリ会議の二人の共同議長は、これはインドネシアとフランスだといふふうな何つていますけれども、この協定の違反が生じた場合又はそのおそれがある場合には、国際連合安全保障理事会の権限を害することなく、また、国際連合事務総長の要請に基づき、この協定に定める義務を尊重することを確保するための適当な措置をとるため、カンボディアに関

するバリ会議の参加国との協議を含む適当な協議を直ちに行う」、こう書いてありますね。

これからのいきまですと、この協定違反といふのは、きのうも本会議でお話ししましたように停戦違反が間違ひなく出ておるわけです。それから選挙実施に對する妨害といふのはボル・ポト派が宣言もしているわけです。ですから、そういう現実には二十九条の事項に該当するところが出てくるならば、これは我が國として当然バリ会議参加国との協議を直ちに始めるやうに二人の共同議長に對して政府として申し入れるべきときではないだろうかと思ふんですが、それに対していかが考えているか。

それからもう一つ、先ほど来申しているやうに、文民警察官と自衛隊との格差といふのは非常に多い。これはPKOの法案を通すときに、とにかく自衛隊を派遣することが先行していたといふやういふことから考えても、政府といふのは自衛隊にばかりそういう待遇をしていくといふやうにどうしてもとらざるを得なくなるわけですね。しかし、警察官とかそれから選挙の監視員だとかこれからたくさんそういう活動をされる方が出ていられつるんですけれども、そういう人たちに對してはほとんど目を向けていないといふやういふ態度は、非常にこれからの我が國の国際貢献に對して国民のやはり疑問といふものがそこに生じてくるんではないだろうか。こんなことがもし起こつたとすれば重大なそれこそ問題だと思ふますので、そういう差は絶対に今後なくしますといふやうなことを確約していただきたい。

この三つをお伺いします。

○政府委員(井上幸彦君) 高田警視の弔慰金の関係についてお答えしたいと思ひますが、御存じのとおり、高田警視、当時警部補は、岡山県警察の身分を許しまして国際平和協力本部の職員として採用されることになつたわけでありまして、したがひまして、身分関係は國の職員といふことでありますので、今後の弔慰金の扱いにつきましても総理府の規定に従ひまして支給されると

いうことであります。

私どもは、遺族の立場を考えまして十二分に最高額が出るようにという形で今後とも折衝を進めてまいりたい、かように考えております。

○説明員(松村博史君) 先生御指摘の第一点、家族への補償措置の点についてまず御説明させていただきます。

国際平和協力隊の隊員につきましては、昨年の九月に新しい補償制度といたしまして最高額五千万円という賞給と金制度を創設いたしました。また、最高額一千万円の特別報奨制度というものもあわせて設けまして、最高額六千万円を支給できるという制度をつくったわけでございます。また、国家公務員の災害補償ということにつきましても五割増しの補償ということができる制度となっております。高田警視の御功績に報いるために、私どもとしては最大限できる限りの措置を講じたいということで今検討しているところでございます。

次に、第三点におっしゃいました自衛隊と文民警察の格差が大いではないかという御指摘でございます。

恐らく念頭に置いていただいているのは、タケオまたはカンボットに展開している六百人の自衛隊の部隊の問題と、カンボジア各地に個人参加の形で展開しておられます文民警察、また個人参加の形で展開しております自衛官でございますけれども停戦監視要員、そしてまた昨日成田を出発いたしました四十一名の選挙監視要員、この文民警察、停戦監視要員、選挙監視要員、この方々は個人参加という形で法律上も部隊参加の形とは異なった体系をもって我々は派遣しておるわけでございます。

しかしながら、装備類とか日本食などの必要なサポートにつきましては私ども総理府として最大限の支援をしているつもりでございますが、先生御指摘のように十分ではないという点がございまして私どもとしても御趣旨を踏まえて必要な対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○説明員(山本忠通君) お答えいたします。

第二の点でございます。パリ和平協定二十九条の関係をございまして、全く先生御指摘のとおり規定がございまして、パリ協定の重大な違反が生じてパリ協定をそのまま履行できないような状況に立ち至ると判断されるような場合には、国連事務総長の要請に基づきましてパリ会議の両共同議長フランスとそれからインドネシアが協議を招集することができるようになっております。

現在の国連の見方でございますけれども、一番新しい報告書が五月三日に出ております。また、新しいものが、選挙前の最後のものになると思いますが五月十五日ごろに出ると聞いておりますけれども、五月三日の報告書の中で、ガリ事務総長の結論と申しますのは、確かに当初予定したような形で和平協定を実施するには至らず、いろいろな困難な問題がある。しかし、そういう状況があるにしても、これは選挙を予定どおり行わないという不正を正当化する理由には全くならない。むしろ選挙を予定どおり行うべきであるということを確認に結論づけております。

それからあと、協定の二十九条の発動そのものではございせんが、四月二十三日に、これは実は日本も首領を相当とつたのでございましてけれども、パリ協定の署名国全部が一致してステートメントを出しまして、選挙を予定どおり実施すべきである、それから安全の確保が極めて大事である、したがって各カンボジアの当事者は自制すべきであるということ強く訴えております。

したがって、現在の国際社会の判断は、そのパリ和平協定に基づき選挙を予定どおり安全裏に実施することが今の重要な和平プロセス上の課題であるというふうに認識しております。

○山口哲夫君 選挙の問題についても質問しようと思つたけれども、先に触れられたので私の意見だけを述べておきたいと思つております。

パリ協定というのは総選挙を意識しているわけ

です。しかし、現在のはこれは総選挙というふうには言えないですね。ボル・ポト派は選挙には参加しない、結果は認めないと言っているし、それからもう一つのソン・サン派も選挙は延期したかどうかというそういう声明まで出しているというふうに聞いております。二つの派が抜けたら、あと残る二つだけで選挙をやるといふ仮に結果になったとしたら、これはまさに部分選挙であつて総選挙なんて言えるものではない、私はそう思うんです。

そういうことからいけば、もうパリ協定の前提として総選挙が崩れているわけですから、やはりこの選挙というのは延期をすることが一番好ましいだろう。そのことの方がむしろカンボジアの今の混乱をおさめることにもつながっていく。そういうことをやっぱり私は日本政府として国際的に訴えるべきときだ、そういうふうに考えております。もし所見があればお答えいただきたいと思つております。

○説明員(山本忠通君) お答えしたいと思つてます。

選挙には政党が全部で二十参加しております。仮にそのうちの全部が最後まで参加しないとしても、かなりの数の政党が参加しているということが第一点。それからあと、ボル・ポト派が支配している地域でございまして、これは面の支配というのは非常に限られた地域でございまして、先生も御案内と思いますが、タイとカンボジアの国境地域、カンボジアで言いますと北西部に一部ございまして、ほかは点在しております。

カンボジアの場合、選挙区というのは各州と二つの特別区という二十一から成っております、このどれか一つをボル・ポト派が完全に押さえているところは今のごときでございせん。したがって、いずれの選挙区においても選挙を実施することは可能というのが今の状況でございまして、かつ、最大限地域的にいって一五%しかボル・ポト派は押さえていないのでございまして、人口比で言うとさらに少なく一〇%以下と見られてお

ります。

したがって、そういう面からのカンボジアにおける選挙は、カンボジアの全体を反映した選挙であらうという見方をとることができるといふのがUNTAACの判断であり、また国際社会の判断でございまして、日本もそうでございまして。

それから、ソン・サン派の件でございましてけれども、彼らがそういう考え方を表明したことは事実でございまして、特に北京でございましたシアヌーク殿下の招集したカンボジア人同士の会議でそういうことを言つて、さらにその結果を受けてもう一度ブノンペンでも言つておりますが、実はシアヌーク殿下に説得されて、最初の会議のときは選挙をやることに合意するという声明に同意しております。最近またそういうことを言つておりますが、この理由というのはブノンペン政権側が選挙で嫌がらせをするということでございまして、私ども日本政府としては、非常に強くブノンペン政権側にもそういうことをやめてはこれは選挙を台なしにするということで非常に強い自制を強烈に働きかけております。

○山口哲夫君 まだたくさんあるんですけども、肝心の地方交付税の問題その他ありますので一応カンボジア問題についてはこれで終わりますけれども、最後にもう一度だけ苦言を呈しておきます。

大臣の今日までの発言、特に実際に文民警察官と会つたそういったことが明らかにされないというところは非常に重大な問題でございまして、このカンボジア問題は終わりたいと思つてます。警察庁長官初め関係者の皆さんどうも御苦勞さまでした。

それでは、地方交付税の問題について、本会議でも触れましたけれども、交付税を国の一般会計を通さずに特別会計に直入をするというこの地方行政委員会における決議、これに対して大蔵省は反対の立場をとつております。大臣は本会議場ではっきりと反対ということをおっしゃっております。一

体な反対なのか。これを行つた場合にどういう支障が出てくるのか、簡単に答えたい。

○説明員(木村幸俊君) お答えいたします。

地方交付税を一般会計から交付税特別会計に繰り入れるという現行制度でございまして、これに替へましては二十九年度に地方交付税制度が創設されまして、以後の制度でございまして、さらにさかのぼりますと昭和十五年に創設されました配付税制度というものがございまして、そのもとにおきまして同様の取り扱いがなされているものでございまして、これを變更いたしますことはやはり国の予算制度あるいは会計制度に大きな影響を及ぼすものでございまして、極めて問題が多いと繰り返して申し上げておる通りでございます。

少しく詳しく申し上げますと、現行制度でございまして、現在地方交付税を一般会計予算に計上するその制度につきましては、まず、歳入面では税制の根幹をなしますところの所得税それから法人税等の税負担の状況、さらにはまた、歳出面では国、地方相互間の財源配分の状況というものをそれぞれ一覽性のある形で示すことによりまして、国及び地方を通じます財政運営の総合的調整を行うための有効な資料を提供する。それとともに、これらの状況に対する国民の理解と判断を求めることができるという点においてすぐれたものであると考えている次第でございます。

なお、交付税特会に仮に地方交付税を直入するといいたしますと、その交付時期につきましては、基本的には実際に収納したものしか払えない、そういうといったような問題も出てまいりまして地方財政に与える影響も大きいものと考えております。

以上のことから、地方交付税を交付税特会に直入するということは我々としては極めて極めて問題が多いというふうに考えている次第でございます。

○山口哲夫君 どういうことなんでしょうか。一覽性の立場で云々というんですが、もう少し詳しく説明してもらえないとよく理解できないんですけれども。

○説明員(木村幸俊君) 財政につきましては、これは今先生に申し上げるまでもございませぬけれども、歳入歳出をできるだけ一覽性のある形で示すということが極めてわかりやすいわけでございます。それが財政民主主義の趣旨にもかかなうものだと思っております。

まず、歳入面におきまして、現在国の税収、一般会計税収が全体で平成五年度でございまして六十一兆三千億円でございまして、そのうち所得税が二十七兆、大体四四％。それから法人税が約十六兆弱でございまして、これが二六％でございまして、そういった国の税収の大宗を占めますところの所得税、法人税につきましては、そのまま税負担が一目でわかるように一般会計に計上しておくことが今後税制を考える場合におきましても望ましいんじゃないか。さらに、歳出面におきましても、現在地方交付税は一般会計歳出の二〇％を超えます。平成五年度で申し上げますと国債費を抜きまして最大の支出項目になっているわけでございます。そういう大きな費目につきまして、国と地方の財源配分を考えます場合にやはり一般会計に計上して一覽性の形で示す方が望ましい、そういうふうなことを考えている次第でございます。

○山口哲夫君 そんなことを仮におたくの方の予算書に書かれたからといって国民はわからぬですよ。例えば所得税二十七兆だ、しかし、二十七兆のうち三二％は交付税でもって使ふんですとなつていくわけでしょう。そういう説明だけ書いておけば、所得税は二十七兆円なんだから、これは全部国民の所得なんですよ、ということを、一々その二十七兆円という数字を書かなければ国民が納得しないんですか。そんなことないでしょう。二十七兆円確かに所得税で入ります。しかし、その三二％は交付税でちゃんと地域の住民のために使われるんです、ということを明らかにしておけば何も問題のないことであつて、これは歳入の面だつて、そんなことを言うのであれば、例えば一般会計の中についでない自治体に対するものだってちゃんとあるわけでしょう。

例えば地方財政に関する歳入の面で、これはたしか国の一般会計にはのつていない例えは国の特別会計から地方団体に關する補助金というのがありますね。道路整備特別会計とか治水特別会計とかいろいろあるわけでしょう。こういうものではないでございまして、地方財政計画の中に入ってくるわけでしょう。国の税の出入れとか歳出のいろいろな国と自治体との関係なんというのは、こんなもの我々予算書見たつてわからないですよ。そのために地方財政計画というのをきちつとつくつて国会でもつてちゃんと承認をするのではないんですか。

だから、そういう地方財政計画が明らかになつてくれば、ああ国の歳入の中でこういうものが地方財政の方に影響してきているんだなということがむしろ国民にはわかりやすいだろうと思つて、今までおっしゃつていたようなことと違うのは、交付税を一般会計を通さず特別会計に直入するということのマイナス理由というんですか、そういうことをされては困るという理由を幾つか述べていましたけれども、私はそれはちよつと理屈にならないだろうと思ふんです。そんなことは政府の部内話であります。

それで、この論議しておつても肝心な問題の時間がなくなりますが、本会議でも申しましたように、これはもう総理の諮問機關の地方制度調査会が第一次から二十二次までもうこんな厚い答申集があるんですけれども、この中でちよつと拾つてみただけです。あるいは落ちてくるかもしれないですよ、たくさんあるから。昭和五十五年の答申にもやはり直入の制度に改めるべきであるというふうに書かれていた。翌五十八年にも書かれていた。五十九年にも。毎年書かれていたわけですよ。それで今度は、平成三年には、「地方交付税制度に關する基本的な考え方についての意見」として、特別な意見としてこれをやりなさいということまで書いておるわけでしょう。

このくらい毎回毎回、我々が国会でここで決議をしている決議を履行しないというふうになされている答申というのではありませんか。それを全然一顧だにもしないで大蔵省は、今述べたような我々がちよつと聞いただけではわからないような理屈でこれはやつちや困るんだと言ふ。そういうことには私はならないと思ふんですよ。本當の意味は一体何なのかということですよ。

それで、自治省に聞きたいんですけれども、直入にすれば、例えば四千億なんという今度特別減額したけれども、そういうことはしないと思ふし、しないので済むでしょう。どうでしょう。

○政府委員(湯淺利夫君) 交付税につきましては、特別会計に直接繰り入れるべきだということで地方制度調査会の御答申をいただいて、その線に沿つて私もいろいろと要請をしていくということとは事実でございまして、この交付税というものが国の一定の税目の一定割合というもので構成されるということにつきましては、これは直入しようがしまいが法律で厳然と決まつている問題でございまして。

ですから、そこで決めている問題でございまして、今回特別減額というふうな形で行われたというところではございまして、これが直入であればそういうことはないのでないかという点については、これは国と地方との財政關係に基づいて今回やむを得ず行われたということを考えますと、必ずしも直入が行われたら減額が行われないうというふうなものではないと思ふのでございまして、ただ、直接繰り入れるということをするによりまして地方交付税の性格をより明確にすることができるといふことから考えますと、その減額をするしないという問題と直接結びつく問題とは別にいたしまして、やはり明確にし得るんじゃないか。当面の問題として、交付税そのものがこういうものからできているんだというところを明確にできるんじゃないか。こういう趣旨で直入論というものが行われているんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

○山口哲夫君 大蔵省がいるからといって遠慮しないでください。

それでは、譲与税というのはどうですか。譲与税というのは直入でしよう。譲与税から幾らか貸せというふうなことをやっていきますか、大蔵省が。やっていないでしよう。だから、少なくとも直入にすれば、これは大蔵省とそれは協議はするでしようね。四千億どうしても足りないから大蔵省がこれを貸してくれないかといった場合に、特別会計の中でこれは四千億くらい何とかが貸してやってもいいだろうと。直接余り自治体には影響しない積み立てておくだけの金なんだからいいだろうと思えばそれは貸してあげましようということにはなるだろうけれども、一々予算査定の中で、どうしたってそれは予算編成権からいったら大蔵省が強いですよ。何とかこれだけ頼むよと言え、自治省も仕方ない、じやむを得ません、四千億これは何とか出しましようかなんてことになるわけでしょう。

これが直入になったら、そんなこと言われたって自治体に今配分しなきゃならない金があるに苦しいんだから、それはちよつと待ってくれと強く言えるんじゃないですか。何も遠慮することないですよ。そういうことをとにかく地方制度調査会で言うのは、大蔵省が言ったような細々としたそんな事務的な理由でなくして、もっとやはり自治体の権限がある金だと私は思っているんですよ。ですから、そういうものを地方自治体が行政を計画的に行うためには、毎年八千五百億とられたとか四千億とられたとか言うんでなしに、大体的な行政ができるように財政というものをきちちとしていこうではないかと、そういう大局的な立場に立つからこそ今度は地方制度調査会で直入をしないといふことを言ってきたんじゃないですか。

大体、総理大臣の諮問機関がこんなに何回も何回も答申して、いいかげんにちゃんとしてくれといふようなそういう言い方まで書いていますね。一向に政府はやろうとしないけれども問題がある

ということまで書いてあるわけでしょう。大蔵省は少しその辺を反省してもらわないと、いわゆる大蔵の権限でもって地方財政を左右できるようなそういう考え方でやられたものなら我々はたまつたものではない。自治大臣、そんなに大蔵大臣に弱いんですか。もう少し真剣にやってくださいよ。どうですか、その決意は。

○国務大臣(村田敬次郎君) 実はこの問題は本場に長くて極めて大切な問題でございします。私が自治省の財政局におりましたころ、あるいは秘書官をやっておりましたころからもうずっとある問題でございまして、山口委員の御指摘は本場によくわかる。私としては直入制度にぜひしてもらいたいと思います。

また、大蔵大臣と私は個人的には極めて親しいわけですが、この問題は非常に平行線をたどっておるといふところがございします。しかし、地方制度調査会の御意見にもあるように、また山口委員が非常に論理的に積み上げて指摘をされていたように、どうしても直入制度にすべきであるという私は強い信念を持っております。で、これからも大蔵大臣また総理に對してもしつかりと御要望を申し上げたいと思っております。

○山口哲夫君 これは地方行政委員会全体の問題だと思ひます。こういうようなことが毎年続ければいいなら本場に我々も覚悟しなきゃならないと思ひます。きのう総理大臣は私の再質問に對して結構いい答弁をいたしました。四千億の減額なんというのは決して好ましいことではないと思ひます。わかつておるわけでしょう。だから、そういうことをこれからやらせないようにするためには、せつかく委員会が決議しているんですから、その実行のために少しは真剣に体を張ってやってもらいたいと思ひます。恐らく今までそんな満足な折衝していなかったのではないですか。そのことも聞きたかつたんですけれども、大蔵省はそのことをいいことにしてそういう甘い考え方でいるんであれば、本当に交付税否決しますよ。真剣に考えていただきたいということ

を強く要望してこの問題を終わります。次に、消防職員の問題です。昭和六十三年の四月二十一日にこの委員会でも、当時自治大臣でありました梶山さんに私質問したことがあります。当時、消防職員の四週六休問題、一体どういふことでやろうと思ひますか。これができるんですかと。三ない主義でやれやれと言つたってそれはできないじゃないですか。できるなら手品みたいなものだけれども言つたら、大臣が答弁に立ちまして、さつきから消防庁長官と山口委員の話を聞いていたら、おれも本場にどうやたらできるのかわからなくなつちやつた。しかしまあ一回やらせてくれと。いろんなことを講じながらやってみて、できなければその時点で考える、こんな答弁をしたことを覚えております。

最近の全国消防長会でいろんな会議が持たれていますが、一々読む時間があります。その中で読みませんが、この中で出席者の多くの方々から、週休二日制それから週四十時間、こういうことをやるためにはやはりどうしたって職員の数をやふしてもらわなければもう無理ですということとを訴えているわけなんです。だから、梶山さんでなければいけません。これはやっぱり何らかの形で考えてもらわなければならぬ問題だろうと思ひます。ですから、これに對してどういふ対策を今消防庁として講じているのか、そこを簡単にひとつお聞かせください。

○政府委員(浅野大三郎君) いわゆる完全週休二日制といふことでございしますが、これはもちろん閉庁法なんかの法律の措置が講じられておりますが、いわば閣議決定で完全週休二日制をやろうといふことで始めていられるわけでございます。その中は、閉庁して二日休む分と、それから交代制職員については四十時間勤務にする、その両方の面があるわけでございますが、あの閣議決定の中でやはりいわゆる三ない主義といふことを決めておるわけでございます。

私どもとすればそれを前提にして、なかなかそれは交代制職場は実際問題として大変だと思ひます。そういう三ない主義のもとでは。しかし、一方で週休二日というのは非常に大事だから、大変だけれどもとにかく週休二日といふことを目指して頑張つてやってみてもらいたい、そういうようなことを私どもとしては申し上げてきたところでございます。

○山口哲夫君 労働基準法の改正に伴ひまして、四十時間勤務体制に向けた職員数が措置されることによつて週休二日制がやりやすくなるというふうには私は思ひますけれども、どうでしようか。

○政府委員(浅野大三郎君) 今回交付税法の改正案でもお願いしておりますけれども、従来から、労働基準法の改正がありまして労働時間の短縮が行われました場合には、その短縮に応じて所要職員数の算定も変えておるわけでございます。そういうことが行われるといふことは、これは結局それだけ職員に対する財源措置が多くなるということとでございますから、結果としてそれは四十時間勤務がやりやすくなるということにつながつていくだろうと思ひます。

○山口哲夫君 私聞いてゐるのは四十時間の勤務体制に向けた職員増。これは今度の単位費用でも考えているわけでしょう、財政計画の中でも。そういう四十時間勤務体制に向けた職員増が措置されることによつて週休二日制がしやすくなると思ひます。ただ、これに對して週休二日制がしやすくなると思ひます。ただ、これに對して週休二日制がしやすくなると思ひます。ただ、これに對して週休二日制がしやすくなると思ひます。

○政府委員(浅野大三郎君) 端的に言ひますと、やりやすくなるということだと思ひます。

○山口哲夫君 そこでお聞きしますけれども、地財計画で二千九百八名の増員をした理由は何ですか。

○政府委員(浅野大三郎君) 先ほどもちよつと申し上げたわけですが、従来から、労働基準法の改正がありまして、これはもう法律で一週間の最大労働時間はこれだけと決まるわけでございますから、そうすると、当然一週間の勤務時間

を強く要望してこの問題を終わります。次に、消防職員の問題です。昭和六十三年の四月二十一日にこの委員会でも、当時自治大臣でありました梶山さんに私質問したことがあります。当時、消防職員の四週六休問題、一体どういふことでやろうと思ひますか。これができるんですかと。三ない主義でやれやれと言つたってそれはできないじゃないですか。できるなら手品みたいなものだけれども言つたら、大臣が答弁に立ちまして、さつきから消防庁長官と山口委員の話を聞いていたら、おれも本場にどうやたらできるのかわからなくなつちやつた。しかしまあ一回やらせてくれと。いろんなことを講じながらやってみて、できなければその時点で考える、こんな答弁をしたことを覚えております。

はそれだけだということを前提として所要職員数を算定しなければいけない。

従来は四十四時間でございましたが、今出されております労働基準法の改正案によりまして四十時間勤務になるわけでございまして、そうすると四十時間勤務を前提として幾ら職員が要するかということも算定しなければならぬ。そうすると、今までよりもふえるわけでございまして、その増員分を計画的に措置する。その措置の一つとして今年度計上していただいたというふうに私も理解をしております。

○山口哲夫君 市町村の標準団体では何名増員になりますか。

○政府委員(浅野大三郎君) 三名増ということになります。

○山口哲夫君 そうすると、交付税の単位費用で消防吏員というのを前年より三名標準団体で増員したことによって四十時間勤務体制というの非常に実施しやすくなった、そういうふうに見えていいわけですね。

○政府委員(浅野大三郎君) それだけの財源措置がプラスされるわけでございまして、そういう意味でやりやすくなるということは言えると思えます。

○山口哲夫君 消防職員の週四十時間の勤務体制というのは、これは一般職の職員、市長部局というんですか、それと一緒にあわせて実施するように通達を出していますね。それを後ほどお答えください。

それから、自治体の中には依然として三ない主義の通達を讀みまして職員増に踏み切れないところが随分あるように見受けられるんですけれども、消防力の充実強化については、これは週四十時間勤務体制を実現するためには標準団体で消防吏員を三名増員すべきというふうに考えていいんです。消防力の充実強化については週四十時間勤務体制を実現するために標準団体で三名の増員をする、そういうふうな考えでいいですね。

○政府委員(浅野大三郎君) 順次お答えを申し上げます。

げますが、まず、いつ完全週休二日制を実施するかということもございまして、これは御質問の中でも触れていただきましたように、市町村の場合、当該市町村がいづやらかということはいろんな判断あると思いますが、少なくとも市町村長部局がやるなら消防職員も同時に四十時間勤務には持っていくべきでござい、こういうことを私どもとしては申し上げております。

それから、いわゆる三ない主義でございまして、これは完全週休二日制をやるんだということを決めておる閣議決定においてはそういうことは言っておりますが、しかし労働基準法で四十時間というものが決まればとにかくその四十時間を持つていかなければいけないわけでございまして、そういう意味で、当然四十時間というものはそういう労働基準法の面からも今後やっていかなければいかぬ、そういうことも正しく理解されるように私はよく御指導といひますか知つてもらうように努力したいと思っております。

それから、三名増員すべきかどうかという点でございまして、具体的に一体何人職員を置くかということとは当該地方団体の判断の問題でございまして、そういう前提のもとで、ただ、財源措置としてこれだけのものはあるんだということとはよくわかるように私も指導しなさいかぬだろうとは思っております。

○山口哲夫君 その財源措置が単位費用の中で見られるということは、自治体にとっては当然それは財政の面からいっても行政執行の面からいっても大きな意味を持つていられるわけですから、そういう点では今回標準団体で消防吏員三名がふえたという点については大変結構なことだと思ふんです。今まで随分三ない主義でなかなか各自自治体は職員の数をふやせないとか何とか言っておりますが、職員の数をふやせないとか何とか言っておりますが、意味ではそういう自治体の悩みというものは随分解消されたというふうに私は判断をいたします。そのように判断してよろしいですね。

○政府委員(浅野大三郎君) 先ほどお答えしたのと似たような趣旨になるかと思ひますけれども、とにかくそういうことで職員増の財源措置があるということですから、やりやすくなったということだと思ひます。

○山口哲夫君 ところが、各自自治体によっては週休二日制を実現するために消防車とかはしご車とかそういう乗車配置人員を従来より減員させる自治体があるわけですね。これは消防力の基準を大きく下回る結果になりまして職員の安全性とか消火活動の面からも好ましくない現象ではないだろうかというふうに思ひます。

週四十時間制というものがやっぱり先行しますから、これはどうしてもやらなさいやらないという中では、なかなか人をふやせないといひて自治体の当局が四苦八苦をしいて苦肉の策として消防車とかはしご車とかそういうものの配置人員まで減らしてしまつたというやり方は、これは消防力基準からいひて安全性とか消火活動の面でやっぱり影響出てくるんじゃないかと思ひます。ですから、どうでしょう。決して好ましいことではないと思ひます。

○政府委員(浅野大三郎君) どの程度までどう考えるかということにかかわるところがかなり大きいような気もするわけでございまして。と申しますのは、もともと完全週休二日制というものをやろうというふうな方針を決めたときには、あくまでもこれは予算も人もふやさない。しかし四十時間を持つていこう、こういうことでございまして、それはそれとして私は大方のやつぱり支持はあったとこれは見なさいかぬだろうと思ひます。それから政府の方針でもございまして。

そうすると、その中で実際に消防を預かつてい立場としてどう考えたらいいか。つまり、各機械に張りつけている人間を絶対に動かさないといひ、ある意味ではこれは四十時間の方に持つていけなさい。そうすると、いつまでも四十時間導入をおくらすのがいいのか。それとも、多少そのところは程度問題でございまして、工夫を

しながらとにかく四十時間勤務にできるだけ早く持つていくという態度をとった方がいいのか。そのこのところもございまして、ですからなかなか苦しい選択はあるわけでございまして、けれども、私どもとしてはやっぱり姿勢としてはとにかく市町村長部局におくれないうに四十時間を持つてい、週休二日を持つていくという姿勢の方がいいんじゃないかと、程度問題はありますがそういうふうな考えでございまして。

○山口哲夫君 せっかく財政措置で標準団体で三名なら三名を消防力強化のためにということ度度ふやしているわけですね。それもやらないで、そして消防力の基準を下回するような職員数をやっておいて、それでいひてはしご車とかそういうものの乗車人員を減らすというやり方はちよつとおかしいですね。

○政府委員(浅野大三郎君) 労働基準法の改正をにらんだ増員措置というものは今回初めて出たわけでございまして、完全週休二日制の方針が出ましたのはもう一昨年にはなつたと思ひます。ですから、今まではとにかく人をふやさないという前提でいろいろ工夫しようということをやつてきたと思ひます。

それから、これはこういう形で労働基準法の改正も一方で審議をいただいております。それから増員措置もやつているところですから、そういうものを前提としてこれからはいろいろとまた考えていくようになるんじゃないかというふうに思ひます。

○山口哲夫君 ちよつと答弁ずれていると思ひます。

例えば大震災が発生した場合に全車一斉に出勤しますね。そういう場合に乗りかえを採用するわけです。職員を減らしているために、はしご車なんか五名を乗せなさいやらないのに極端に言えば二人とか三人になるということだつてあるわけですね。だから、消防力強化のための定数を全然ふやさないでいひてこういうことをやつたのでは、これは非常にしご車なんという場合には操作も不

十分になるでしょうし職員にも危険性が及ぶと思うんですね。だから、そういうやり方というのは決して好ましいことではないんじゃないかと思うんですけれども、消防力の基準から見えてどう思いますか。

○政府委員(浅野大三郎君) 私ども基本的な考え方として消防力の基準をお示ししているわけでございまして、消防力の基準にのっとり消防力を充実していただきたいともちろん思っております。

さつきもちよつと申し上げましたように、とにかく完全週休二日、四十時間というものをできるだけ早くやろうという要請もそれはそれとしてあるんだらうと思います。いろんなポンプ自動車、はしご車含めてございしますが、実際にどの程度の台数を置いてどの程度の人員を配置するかというのはいろいろやっぱり判断を要することもあると思ひまして、出動頻度が低いようなものにつきまして配置をどうするかということは、これは程度問題の中で許容される面もあるかとは思ひます。

ただ、先ほど言いましたように、私どもは基準を示しているわけでございましてから基準にのっとりやつていくのが一番望ましい。それはそういうふうにもともと思つておるところでござい

す。

○山口哲夫君 程度問題にも程度がある。余り極端なことをやつたんじゃないや乗っている人たちの生命にも影響するので私は決して好ましくないだろうと思う。やっぱり消防力基準というものはせつかく単位費用でもって見られてるわけですからね。消防が一番悪いんですね、調べてみますと、単位費用で決められたやつ半分の半分も使つてないなんて、そういうところもあるわけでしょう。だから、そういうことをやっておきながら今申し上げたような現象があちこちに出てくるということになると、これはやっぱり市民の生命、財産さえ守られないということにもなりかねないし、せつかく一生懸命に命をかけて働いている消防職員の生

命にも影響してきますので、やっぱりそこはきちつと財政措置をするべきであらうというふうに考えます。

最後に、福井県の武生市で、高速道路で救急活動をやっている人のところにトラックが突っ込んできて死亡するという大変痛ましい事件が発生いたしました。近く私も現地調査に出るつもりであります。それは原因の徹底究明と対策を目的とする現地調査をするんですけれども、この事故の概要と、どこに問題点があったのか。それから今後どういう対策を考えているのか。これは警察と消防と両方に問題があると思ひますから、両方からごく簡単に説明してください。

○政府委員(関根謙一君) お尋ねの事故の概要でございます。

ことしの三月二十四日午後一時三十分ごろ、福井県南条郡南条町牧谷地内の北陸自動車道の下り線におきまして、まず普通乗用車が中央分離帯に衝突して走行車線に停止するという単独事故が発生いたしました。当日は雨天でございまして、最初ここに救急車が到着いたしました。それから三分ほどおくれでパトカーが現場に到着したということでございます。この単独事故の負傷者は軽傷でございましたが、パトカーが到着しまして、走行車線をふさいでいるものですから、その交通を規制しつづ救急車及び負傷者を移動させ、自動車を走行車線から動かすというための措置を講ずべく手当てをしたところでございます。

当日雨でございまして、交通事故が発生しているところから、八十キロの道路でございまして速度規制を五十キロといたしました。そうしましたところ、その五十キロ規制に従つて走行車線を進んでいた五、六台の自動車をアイスクリームを十トンほど積んだ大型貨物自動車左側から追い越そうとして左車線に出たわけでございまして、速度は五十キロ規制のところを百キロぐらい出ているところとございまして、そうしましたところ、パトカーと発煙筒に気づいて急ハンドルを切り、その結果左側ガードレールに接触し、そのはずみ

で蛇行して、停止したパトカーに衝突してこれを押し出し、さらに中央分離帯に衝突して横転したということでございます。これによりまして、警察官一名が右下腿骨を骨折、それから救急隊員がこの車の下敷きになって殉職をされたということでございます。

私も、事故の際には、救急隊の方、事故を起こした当事者、それから現場にある事故処理のための警察官、場合によっては公団の方が道路整備のためにやってくるかとございまして、一件の交通事故でいろいろな関係者が高速道路に出でまいると、その人たちの作業の安全を確保するということとを第一として、いろいろマニュアルをつくりまして関係者間で実際に訓練等を行つたりして、そのマニュアルに従つて行動するように習慣づけるように努力をしているところでござい

ます。

今回の事故はまことにいろいろ不幸なことが幾つかあったわけでございまして、いざれにしましてもこういうことが二度と起ることのないように、当該のこの事故にしましては四月の十四日に警察と公団とそれから南越消防組合の三機関による事故防止対策会議というものを開きまして、当該区域における事故防止のための措置をいろいろ検討し、お互いにこういうことが二度と起ることのないようにという努力をしているところでござい

ます。

一般論といたしまして、この種の年間高速道路上の事故は年間一万件弱でございます。その都度こういう危険性はあるわけでございまして、私どももいたしましては関係機関等とさらに緊密な連絡をとりながら、こういう事故を、二次的な事故でございまして、これを防ぐべく今後とも努力を続けたい、このように考えております。

○政府委員(浅野大三郎君) 簡潔に申し上げます。

まず、非常に安全確保が大事でございましてからマニュアルはつくつております。それから、この事故について聞きましたところ、危ないから救急

車というのは事故のあった車よりも前にとめていろいろやるんだ、こういうことであります。それはちゃんとやつていたやうでございまして、いろいろ三角板とか発煙筒の準備とかもやつていたやうでございまして、今回のケースは、後でパトカーがお見えになりまして、パトカーの方へ打ち合わせに行つているときにたまたま速度オーバーのが入つてきた、こういうやうなことでござい

ます。

私もとしては、今後この事故について十分分析いたしますとともに、機会があることに各消防本部に安全管理の徹底をよく指導してまいりたい、こういうふうな考えております。

○山口哲夫君 いろいろな規制の面でちよつとやっぱり足らざる点があるんじゃないかという感じもしないわけではありません。いざれ近く実態調査をした中で問題点があれば、また警察、消防とも十分ひとつ協議をしていきたいというふうに考えます。消防関係、以上で終わります。

次に、保育所の関係でございけれども、三歳未満児と三歳以上児の交付税における給食単価が違ひますね。これはどういう理由ですか。

○説明員(宮島彰君) 保育所におきましては、保育につぎましては、基本的には家庭と保育所が一体となつて乳幼児を保育するということが本来の趣旨というふうに考え方から、保護者に余り負担のかからない主食を持参していただき、副食については入所児童全員について栄養面を考慮した給食を行うという形をとつておるところでござい

ます。

しかしながら、三歳未満児につきましては、保護者の就労の形態等によりまして、手づくりの弁当を持参させることが負担となる場合があるとか、あるいは低年齢児の離乳食などは弁当としてつくるのが難しいということなどもござい

き上げを行っているところでございます。今後とも改善に努力してまいりたいというふうに考えております。

○山口哲夫君 例え三歳児と二歳児では食べるもの違うわけじゃないでしょう。御飯を食べているわけでしょう。それがどうしてそこで分けられないきやならないのか。二歳児は非常に食べるものが難しいからこれは保育所でつくると、三歳児は普通の御飯を炊いてくれればいいんだから、こういうことにはならないと思うんですね。せっかく厨房があるわけでしょう、保育所に。そこで主食を全部一緒につくたらどうですか。お母さん方は子供の主食をつくるだけに御飯を炊かなきゃならない。こんな面倒くさいことをしなくたって、ここをわざわざ分けなくたって、私はやっぱり一緒にするべきだと思うんです。正直な話を聞かせてほしいんですけれども、これは財政的な問題からそんなことをしたんじゃないんですか。

○説明員(富島彰君) 今、先生御指摘のこの給食の問題は前から先生の御指摘のような議論があるわけでございますが、今私が申し上げましたのは現在私どもがとっておる考え方に基づいての説明を行ったわけでございます。

ただ、現在保育制度全般につきましては、保育問題検討会というのを設けて非常に幅広くいろいろな議論をそこで行っていただいているところでございます。したがって、この給食のあり方につきましても、先生御指摘のような議論もございまして、そこにおいてそういった議論の対象として議論していただくことも考えているところでございます。

○山口哲夫君 その検討会がせっかくあるんですから、非常に細かい問題かもしれないけれども、一緒にぜひ議論してください。議題にしてみようというお話を伺いしたんで、またその後にその結果についてお聞きしたいと思います。

ところで、今年度の予算を編成するときに、厚生省は公立保育所の人件費をいわゆる自治体に転嫁しようということで、約一千百億円くらいだっ

たでしょうか、大変な問題になりました。随分反對運動も起きました。割に厚生省は簡単に撤回をしたんですけれども、一体なぜそういう考え方を持たれたのか、改めてその理由。それから、自治省はこれに対しては反對の立場をとっていたはずなんです。自治省の反對の理由。両方からお伺いしたいと思います。

○説明員(富島彰君) 保育対策につきましては、御案内のように、女性の就労が非常にふえておりまして、女性の就労と子育ての両立を支援する施策として非常に重要性が増してきておるわけでございます。このため、厚生省におきましても各種のいろいろなニーズに対応できるように特別保育対策等を推進してきておるわけでございますが、なおそれに加えまして、各方面から保育料の軽減の問題でありまして、各々あるいは入所児童の処遇水準の向上など非常に広範多岐にわたる要望があるわけでございます。

このため、保育ニーズの多様化等社会のいろいろな変化に対応した保育制度の改善を行っていくということでも厚生省も従来から取り組んでおるところであります。その過程において先生御指摘の問題も昨年末ちょっと起きたわけでございますけれども、現在、先ほども申しました保育問題検討会に各界から関係者に御参加いただきまして、今後におきますところの保育ニーズに対応できるように制度あるいは費用負担のあり方全体につきまして幅広く御議論をお願いしているところでございます。

したがって、今後この検討会の御議論を踏まえながら具体的な改善方策を考えていきたいというふうに思っております。○政府委員(湯浅利夫君) 昨年の暮れの前編成時におきまして、保育所の措置費に關しまして御議論がありました。

先生からの御指摘もございましたわけでございますが、私どもは当時からこの問題につきましては、現在の福祉制度の中で措置費という制度があるわけでございますが、この措置費というものを

考えた場合に、公立の保育所で行う保育と私立の保育所で行う保育との間に措置の内容が違ふのかどうかという問題が一番の費用負担の問題として出てくるんじゃないかと。措置をする内容というものが仮に公立も私立も同じだとするならば、国から出る措置費というものはやはり同じでなければならぬんじゃないか。それでなければ納得が得られないんじゃないか。こういう考え方では、私どもとしてはこの問題についてはもう少しやはり拙速をせずに検討をする必要があるんじゃないかというところで昨年は見送っていたわけでございます。

ただ、保育所そのものの問題につきましては、これは先生御指摘のようにもういろいろな問題点が今ございます。ですから、その問題点をやはり一つ一つ検討して一つの方向づけをするということではやはりこれからは必要ではないかと思っております。で、先ほど来お話しした厚生省におきます検討会には私どもの市町村の代表の方々も参加していただいている、こでよく議論をしていただこうというふうには考えているところでございます。

○山口哲夫君 保育検討会で検討されるのは結構なんですけれども、今局長、自治省出身の方も入っているというお話がありました。自治省出身だけでなくて、大蔵省出身、厚生省出身、自治省出身、三人いずれも元事務次官。私はこういう諮問機関にお役人の経験ある人が入るといふのは決して好ましいことではないと思えます。

今まで非常に問題になったことがありますが、地方に対する権限移譲のことで、審議会の中に計算したら役人の人が半分以上入っていた。そんな中で権限移譲なんかできるはずないですね。みんな権限を移譲するところか、なるべく守ろうと思つて各省庁代表で出ているわけですから。表の名前は全部民間団体だけれども調べてみたら全部元どこの事務次官どこの事務次官。十数人も入つていてびっくりしたことがあるんです。

たしか総理は、これに対しては今後余り入れない、入れても二人くらいだといふ話をどこかで

れたことを聞いたことがありますけれども、今回三人入っています。今やめさせるといふことにならないでしょうから、我々の要望を前向きな方向で十分ひとつとらえて、こういった中で専門的に発言していただけるように私は特に要請をしておきたいと思います。ぜひそういう点で自治省出身の元次官の方に委員の中でこういう議論があつたといふことをよくお話をしておいていただければありがたいと思います。

それで、この人件費の地方転嫁について当時私も反對の立場で厚生省の局長とお会いしたんですけれども、そのときに、局長は今の保育さんの数ではやっぱり足りないですとね、そういうことについてもうやっぱり考えなきゃならないし保育さんをふやすために地方転嫁をしていかなきゃならないんだなという話をされて、ちょっと考え方はわかるけれども実際には逆な方向をたどるんでないかと心配したことがあるんですが、確かに厚生省としては保育基準というものをやっぱりこれから考えていかなきゃならないという考え方はあるようですね。例えば障害児保育だとか乳児保育だとか延長保育だとかいろいろある。

ただ、そういうことはそういうことでこれはやらなきゃならないけれども、いわゆる一般的な保育基準、これは非常に低いですね。例えばゼロ歳児は一人の保育士で三人見るというんですね。これはなかなか容易でないといひます。現場では、一歳児は六人見るというんですね。二歳児もそうだし、三歳児は二十人を一人で見るやうな。四歳児、五歳児に至つては一人で三十人を見る。これは小学生くらい大きくなって判断つく人ならいいんですけれども、そういう乳児だとか一歳、二歳児の本当にちよつと目を離したら大変だといふそういう子供をこつこつと基準で果たしていいんでしょうか。

私は実際の経験の中で非常にこれは危険だと。そして、保育さん方もとても神経がすり減るし、万が一事故が起きたときには全部保育に責任がかつてくるし、そういうことからいくとふやして

もらなければ安心して保育できない。私もそう
思いまして結構ふやしましたですよ。おかげさん
で十二年間一つも事故なく保育さんの職業病と言
われる腰痛もなく済んでやれやれと思ったこと
がありましたけれども、ちょっとこの厚生省基準
というのは低過ぎませんか。どうでしょう。

○説明員(宮島彰君) 保育所におきまところの
保育の配置基準につきましては、専門家の方々の
いろんな御意見を参考にいたしまして設定してお
るわけでございます。しかし、一方、保育需要の
多様化、増大というのに対応するために、職員
の勤務条件の改善等もございまして、予算上所
要の措置を順次講じてきているところござい
ます。

したがしまして、現在は配置基準というものを
基本といたしまして先ほどのいろんな予算措置を
絡ませながら対応を行っているという状況ござ
います。なお先生御指摘のように保育の増員と
いうような問題も強く要望としても出てきてお
るわけではございますので、そういった問題も含め
まして先ほどの検討会において十分な御議論を
いただき、その結論を踏まえて対応していきたい
というふうに思っております。

○山口哲夫君 これは最低基準ですか。

○説明員(宮島彰君) 配置基準は最低基準でござ
います。

○山口哲夫君 自治体の中ではそういうふうにか
考えていないんですね。これは最低基準というふう
に考えていないんです。最高基準だと思ってい
るんですよ。大部分が、もう少しPRされた方がい
いんじゃないんでしょうかね。

○説明員(宮島彰君) その趣旨は十分通知等で徹
底していると思いますが、なお努力していきたい
というふうに思います。

○山口哲夫君 ぜひ努力してください。今、これ
から保育行政というのは非常に私は重要な行政だ
と思っておりますので、期待しています。ぜひひと
つPRしていただきたいと思えます。

それから、保育さんを臨時職員で採用している

ところが随分あるんですねけれども、これは地公法
の二十二条の違反にならないでしょうか。

○説明員(宮島彰君) 一応先ほど申しました配置
基準に基づきまして配置をお願いしているところ
でございますが、その関連において問題があれば
適宜監査等も行つて指摘をし、必要な改善をお
願ひしているところでございます。以上のような
対応をしております。

○政府委員(紀内隆宏君) 急な御質問でございま
すけれども、二十二条の職であるかどうかという
ことは具体的なその職の内容によって判断される
ということになるかと思ひます。

○山口哲夫君 保育さんというのは短時間だけ働
くんじやないんです。朝から晩まで、決められた
八時間なら八時間働くわけですよ。一週間のうち週
休二日制になつても五日間はやっていると
しよ。そういうきつとした一般の職員と同じ
ような仕事をやっているとすから、二十二条の
二の臨時的な任用とは全然違ふんです。これはど
う議論してみたらどうでございましょう。

○政府委員(紀内隆宏君) 具体的な任用の態様が
私は今どのようなことを頭に置いておしやつて
いるかちょっとよくわかりませんが、その
具体的な態様によって異なることにならうかと思
ひます。

○山口哲夫君 態様によつてと言つたつて、午前
中だけで帰る保育さんはいないですからね。
では仮定として、いわゆる普通の保育所で八時
間なら八時間、月曜日から金曜日まで保育業務に従
事している保育、これが臨時職員という場合には
二十二条に抵触しませんか。

○政府委員(紀内隆宏君) 二十二条の臨時的任用
につきましては、おっしゃるような長い時間勤務
しかつ一週間のうちで相当の時間を勤務するとい
うことがございまして、ある期間勤務して、そ
こでその職から一週退きまして改めて任用される
というふうに、任用の期間が継続しない場合には
やはり臨時的任用たることを失わない、こういう
ことであらうかと思ひます。

○山口哲夫君 一月から十二月まで一年間通して
働いている。翌年も一月からまた十二月まで間違
いなく働く。そういう場合だったらこれはどうで
すか。

○政府委員(紀内隆宏君) 間で中断していない場
合には臨時的任用には当たらないということにな
らうかと思ひます。

やや不勉強なところがございまして申しわけご
ざいませけれども、臨時的任用でないというた
めには、単に一日のうちの一定の時間、八時間以
上勤務し、かつ一月のうちでどれだけ勤務をした
というふうな条件のほかに、継続して任用されるこ
とが必要でございまして、そこを満たすか満たさな
いかによつて異なるということでございます。

○山口哲夫君 これに時間かけてもらえないんで
余りひねくれた答弁されると困るんです。

熊本町の鹿本町、ここで民間委託が発端で大変
な争議が起きています。それで、保護者会は、平
成三年の十二月に町有権者の六千人のうち四百百
人の反対署名を集めて、町長、町議会に提出して
保育所の統廃合あるいは民間委託反対を訴えてい
る。こういうことが新聞記事に載つています。保
護者側は町は財政面の論議だけをして将来の鹿本
町を担う幼児教育への理解が非常に薄いというこ
とで言われているんです。恐らく御存じだと思
うんですけども、ここでも保育基準が守られてい
ないんですね。さつき最低基準だと言われたそれ
さえ守られていない。

それで、今問題になつて臨時的職員も非常に
多い。余りそういう状態は保育行政上好ましくな
いと思ひますけれども、いかがですか。

○説明員(宮島彰君) 熊本県からの報告を見まし
ても、臨時職員の関係につきましては県の指導監
査においても指摘し、それに対する対応を町当局
に今指導しているというふうに聞いております。

○委員長(佐藤三吾君) ちょっと声が小さくて聞
こえない。

○説明員(宮島彰君) 熊本県からの報告によりま

すと、この鹿本町におきまところの今先生御指
摘の臨時職員の件につきましては、県の指導監査
においても指摘して、今その改善を指導している
というふうに聞いております。

○山口哲夫君 ということは問題があるというこ
とですね。そうですね。

○説明員(宮島彰君) はい。

○山口哲夫君 それで、民間委託が発端だとい
うんですけども、厚生省は保育所の民間委託を指
導しているんですか。

○説明員(宮島彰君) 特に指導しておりません。
○山口哲夫君 決して好ましいことではないと思
いますので、もちろんこれから指導はしない
しよけれども、これについても私たちは実態調
査をそれなりにしておりますので、今後問題点が
あればまた厚生省とも十分協議をしていきたい
というふうに思ひます。

いずれにいたしまして、今出生率が非常に低
下しておりますので大問題になっております。私も
国民生活調査会に所属していたときにその出生率
の問題の論議に参加した一人ですけれども、その
中で、やはりお母さん方がきつと子供を育てて
いくためにはそういう保育施設というものが充実
されていなければならぬということもたしか報
告の中に出ておりました。そういう点から申しま
すと、この保育行政というのは非常に重要な
ところだと思つております。

したがしまして、今まで出されたような問題に
ついては、ぜひひとつ検討委員会の中に具体的に
提起をして十分御議論をして、単に人件費を地方
に転嫁するなんていうことではなくして、もっと
やはり根本的に保育行政というものをどう高めて
いくかということを実際に御議論いただきたい
し、交付税の中でもぜひひとつ考えていただきた
いのには、厚生省自身も私は問題があると思ひ
ます。さつき言つた三歳未満児と三歳以上児の給食
単価をあえて変えるなんてね。
何年か前に、私担当の方に直接聞いたら、正直
言いますとやっぱり財政的に大変ですと、こうい

う話なんです。あのときは、なるべく親の愛情を考えた親が弁当をつくった方がいいんだと。そうしたら、三歳未満児は保育所で主食をつくるし三歳以上児はお母さんが弁当をつくるから、三歳以上児の方が親の愛情が濃いですねと言ったら変な顔をしていましたけれどもね。そんなことを財政的な面では何も差をつけなかったいいと思ふんです。恐らく二百億くらいじゃないですか、厚生省の予算として組まなきゃならないものは。そういうことを考えたなら、そういう差別はやっぱりやめてきちんとやっってもらいたいというように思います。

臨時職員の問題は中途半端になりましたけれども、局長が何と答弁しようが、一日八時間働いて、一月働いて、一年間働いて、そしてそれがまた継続してずっと同じような業務につく以上は、それに臨時職員を使うというのはもう全然話になりませんし違法でございますので、そういう点は十分ひとつ注意しておいていただきたいと思ふいます。

○政府委員(紀内隆宏君) 先ほどお示しになりました例の八時間働いて、週に四十時間働いてというふうな形態をとる場合には、六カ月を超えない範囲で任用し、かつもう一遍更新をすることができるといふことになっておりますので、それを超えてこの条文による任用ということではできない、こういうことに相なります。

○山口哲夫君 六カ月更新なんて普通保育所の採用のときにやりますか。そんなこと考えられないでしょう。採用した以上は、その保母さんがちゃんとやってくれたらずっと何年間も継続して使うでしょう。それを六カ月で切つて、そしてあと一カ月なら一カ月、一年間の中でも十一カ月働かせて、あとの一カ月だけは別な人を入れて、そしてまた継続して使えば臨時でもいんだなんていうのは、それはもう脱法行為と言ふんで、この議論は別に改めて臨時職員だけの問題に絞つてやった方がいいと思ふので、この辺でやめます。

時間がなくなつておりますので簡単に聞きます。二月十八日の当委員会における村田自治大臣の所信表明の中で気になることがあります。四ページに、
地方公共団体における行政改革につきましては、地方行革大綱に沿つて、自主的、総合的な取り組みがなされてきているところであります。が、今後さらに事務事業の見直し、組織、機構の簡素合理化、給与、定員管理の適性化等が積極的、計画的に推進されるよう強力に指導してまいりたいと考えております。
強力に指導する、そんな権限どこにあるんでしょうか。
○政府委員(紀内隆宏君) 社会経済情勢の変化に伴ひまして、いろいろ住民の行政需要というものも変わつてまいります。そうすると、いろいろな新しい行政需要に的確に対応していかなくやれない。しかし、一方では、住民負担には一定の限界があるという中ではどうしても事務事業の見直しとかあるいは効率的な執行体制の整備とかといふふうないわゆる行革といふことが必要になつてまいります。
もとより、地方公共団体が行う行政改革は当然地方公共団体が自主的に進めなければならぬものでございます。そこで、私もその指針としてかつて地方行革大綱というものを策定して、自主的、総合的に行政改革を推進するよう要請してきたところでございます。今日におきましても依然として地方公共団体は行革に取り組んでいく必要があるわけでございます。所信の中で自治省といたしましてこのような課題に積極的に取り組んでいくという決意を述べたものでございませう。

なお、このような地方公共団体への要請は、地方自治法の二百四十五条第一項の助言、勧告、あるいは地方公務員法五十九条に基づく技術的助言といふことで行つていられるものでございます。
○山口哲夫君 二百四十五条に基づいて、そういう行革大綱を出して、通達を出して強力に指導をするといふんです。これは重大な権限の逸脱だといふふうには私は見ております。
今、局長が言つたように、二百四十五条というのは、自治大臣は「普通地方公共団体に対し、適切と認める技術的な助言又は勧告をすることができ」といふふうな言つていられるんですね。それで、法の解釈を読みますと、その手段としての助言、勧告も技術的なものに限られるんだ。本条の規定する助言、勧告は、むしろ国の行政機関のサービス、情報提供にすぎないと見ることができると。それから、本条の助言、勧告は、内容的にも、地方自治の保障、地方公共団体の自主的運営を侵すものであつてはならないということ。それから、本条の助言、勧告は、手続的には原則として地方公共団体及びその執行機関の監督に基づく助言、勧告の要請または承認のあつた場合に限つて行われることが望ましいんだと。
二百四十五条の解釈はどんな学者の解釈を見ても、国が地方自治体に対して、この行政をあらしなさいといふしなさい、職員の数減らしなさい、民間委託しなさい、給与は国家公務員並みであつてそれ以上上げてはいけません、一〇%以上高ければ財政的なペナルティーをかけますと、今まで一連のやつてきたことは二百四十五条違反ですよ。こんな指導権なんといふのはどこにもないです。きのう本会議で言つたように、それを中曾根さんが完全に昔の内務官僚の考え方と同じように監督権だと思つていたと。
私は、そういう考え方がいまだに自治省のお役人の中にあるんじゃないかと思ふんです。どなたが書いた文章か知りませんが、今までも余りこういうのを見たことないですね。指導という言葉は出てきたけれども、「強力に指導してまいりたい」、こんなものまであれじゃないですか、自治省は権力を持つて自治体を指導するんだというようにとられかねないですよ。こういう行政改革に対する通達文書といふのは今後やっぱり出すべきでないと思ふんです。そういう介入はするべきでない。大臣、どう考えますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 山口委員が市長さんとしての貴重な体験から、今言われた指導するという言葉が非常に感覚的に響かれたというのは私はよくわかります。
ですから、これについては紀内行政局長が申し上げたような意味でありまして、指導という言葉が適切でないということであれば私はその点はよく理解できます。実質上は、地方公共団体の自主的な取り組みに私どもが相談に乗るといふことでございまして、そういう意味でおとりをいたしたいと思ひます。
○山口哲夫君 これは、元自治大学の校長先生自治省の幹部をやられて自治大学の校長さんをやつた鹿見島さんの論文です。ちよつと古い論文かと思ひますけれども、しかし監督権とかそういうことが改正された後の大変な論文です。「過剰な行政指導が行われている原因には二つのものがある」。政府が自治体に対して過剰な行政指導を行われている理由には二つある。「一つは国の各道府県が地方公共団体を十分信頼せず、地方自治行政に国の意向を強く反映させようとするからであり、地方公共団体の自主性、ひいては地方自治に対する配慮が乏しい」。これが第一の理由だと。これは国が結局は自治体を本当に自分たちの考えどおりにさせようといふ考え方から出ているものですよ。
もう一つは、地方自治体にも問題がある。何でも国の意向をそんたくして安易に国の方針に依存しようとする傾向もある。これは確かに反省しなきゃならない面です。何でも国がこう言うから国がこう言うからと。町村長の中には随分そういう人も、もう少なくなつたと思ふんですけども昔はよくあつたですね。だから、そういう点は自治体も反省しなきゃならないけれども、少なくとも自治法をきつと執行して本当に民主的な自治体をつくつていくこととするならば、そういう指導権というものは昭和二十七年の大改正によってなくなつたわけですから、やっぱりもつとその衝に当たつては自治省自体が今後やっぱり十分そつ

う精神にのつと行政をやつてもらいたい。

そして、特に各府県なんかに至つてはもつとひどいですが、まるで自分の懐からポケットマネーやるような考え方で補助金くれるようなそういう態度の人だつていないとは言えないですから、そういうことは大変な誤りだと思つて、ぜひひとつ大臣の力で今後十分この精神を体して行政をやつていただくように強く要請しますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) まさにおっしゃる点はよくわかります。自治省というのは、昭和二十年以来は地方自治の府でありまして、今私が入つておる自治大臣室はかつては内務大臣が入つておられるところでありました。内務大臣というときはまさに中央集権の府であつたと思つて、しかし、戦後の地方自治制度は、山口委員がおっしゃるとおり、地方行政、地方自治、地方分権の府でありますから、地方公共団体の長の主体性を大いに尊重して、実質上は民主的な御相談に乗るという態度であるべきであると私は常々思つておりました。

御指摘のとおりでございますので、山口委員の意を体して、今後は、地方公共団体とよく協議をしながら、そして地方自治を前向きな方向に推進するというところで行動してまいりたいと思つています。

○山口哲夫君 期待しておりますので、ぜひひとつそういうことでやつていただきたいと思つています。最後に、権限移譲の問題について質問をいたします。

昭和六十三年五月十八日付、地方制度調査会が竹下内閣総理大臣に対して出された「地方公共団体への国の権限移譲等についての答申」という問題があります。私は三月十九日の予算委員会でする取り上げまして、とにかく五年間も放置しているというのはいくらもございませうか、全然やろうとしないじゃないですか、各大臣が次の一般質問までにぜひひとつきつとした方針を出

してください、お役所の方に指示してもらいたい、こういうことを言つたんです。残念ながら、予算委員会的一般質問になつたので、できませんでした。地方行政委員会に場を移すしかなかつたんですが、そんなようなことで十六項目あるんですが、とても時間がありませんので三つ四つに絞つて、まず水道問題でいきます。

答申では、「市町村営事業及び地方公共団体以外の者が経営する事業の認可その他の監督に関する事務を厚生大臣から都道府県に移譲する。」とあります。厚生省がこれに対してやつたことは何かといへば、昭和五十三年には給水人口五万人以下の水道事業及び一日最大給水量二万五千立米以下の水道用水給水事業については認可権限を既に移譲して、これだけやつていっているわけですね。どうしてこれは答申全体をそのまま実行できないのでしょうか。

○説明員(浜田康敬君) お答えいたします。水道法に基づきます水道事業の認可と申しますのは、御案内のとおり、当該水道事業の事業計画が確実かつ合理的であるかどうか、あるいは水源の種類や取水地点の妥当性、取水の確実さなどにつきまして、さらには浄水施設等の水道施設の技術的合理性等について審査を行うために設けられている規定でございます。

先生今御指摘になりましたように、厚生省におきましては第十次の地方制度調査会の答申を踏まえまして権限移譲を大幅に行つたわけでございまして、その結果、現在厚生大臣の認可の対象になります事業は四百七十七事業体、全体の三・三％という状況になつております。

こうした基準になりました例えは水道事業におきまして給水人口を五万人ということにしましたのは、私どもの統計によりますと、この五万人を超え水道事業につきましては、表流水を利用している場合が多く、その場合には、多量の取水をするということから複数県にまたがります水系におきまして開発されております水源に依存するということから広域的な観点からの判断が必要にな

るといふ点、あるいはこうした大規模な事業になりますと、表流水を処理するために急速な過施設を導入することが多くなるわけございまして、高度な技術的審査体制が必要になるといふような観点から、厚生大臣の認可として五万人以上について対象としているわけでございます。

これ以上の権限移譲というのは、一般的に対象規模を上げるという観点からは困難であろうかといふふうに考えているところでございますけれども、御指摘の六十三年の第二十一次地方制度調査会の答申も踏まえまして、平成二年の十二月でございしますが、今申し上げましたような厚生大臣の判断を特に必要と思われまます軽微な取水地点の変更あるいは浄水方法の変更など工事費総額が一億円以下のものにつきまして、従来はこれは五千万円以下でございましたけれども、そうした認可につきましては給水人口のいかんによらず都道府県に移譲することとしたところでござい

○山口哲夫君 どうしても納得できないんです。給水人口五万人以下は知事に権限移譲してもいいけれども六万人ならだめだ。これは余り変わらないんです。

今お答えになつた中で取水の問題が出てきていますけれども、これはたしか河川法の許可というのが必要だと思つて、しかし、こういう取水の許可というのは知事が建設省と協議すればできることであつて、一々そのために厚生省の許可を得なければいふ給水の拡張もできないということには私はならないと思つて、

それから、今非常に水処理に高度な技術を要すると言つておられますが、最近市町村単独で取水するというのは非常に少なくなつたんですね、上水なんかは、果なんか中心となりまして大規模な取水、浄水をきつとやつて、そしてそれを市町村に売つていられるわけですね。しかし、実際にはそこでは人口の拡大によって拡張工事をやるわけでしょう。そうすると、五万人以上であれば一々

厚生省の許可を得なければならぬということになるわけですね。私は余り理由にならないと思つて、これはいっそのこと全部知事にやつても私は何にも支障は出てこないと思つて、全然検討する余地はないですか、せつかくこれは専門家の人たちが集まつてこれだけの答申をしているんですから。

○説明員(浜田康敬君) 今、先生御指摘になりました水利権という観点の問題はおっしゃるようなことでありますけれども、私が申し上げようといつたしたのは、そもそも、水道用水を確保するための水源開発という事業を行うに当たります、大規模な河川につきましては国あるいは水源開発公団が水源開発を行うということになつておりますので、そうした水系の中で水道事業相互にどういふ調整を図るかといったような点は都道府県という単位ではなかなか難しい面があるのではないかと趣旨で申し上げたわけでございます。

また、浄水処理の問題につきましても、確かに御指摘のとおり水道用水供給事業から水を受ける事業がふえておられますが、やはり依然として自前の水源で確保しながら浄水処理をし供給を確保しているという事業があるわけでございますので、現時点で直ちにということではなくなかなかな困難な点があるかといふふうに思つております。

ただ、先ほど申し上げましたように、六十三年の答申を踏まえましてさらに検討して移譲の範囲を拡大したところでもございまして、今後ともその可能性について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○山口哲夫君 水道に関する技術的な面は各自自治体だつてすく高まつてきています。そういう中で、五万人以下とか二万五千立米だとか一定の基準を置いて、それ以上の権限はだめだ、あくまでも厚生大臣の認可というやり方というのは、これは説得力ないですね。五万ならよくて六万ならだめだということにならないで、もう少し自治体を信頼してほしいと思つて、もつとも、権

限移譲するとあなたの方の仕事がなくなつて困るんでしょけれども、そういう問題ではないと思ふんです。少なくともちゃんとした諮問機関が答申しているんですからね。それを全然やろうとしなくて、自治体にとつてはどうでもいいところだけは渡しておいて肝心なところは渡さないというこのうう皆さんの方のやり方には私は納得できません。そういう問題を提起し、これから真剣に論議をしていただきたいということを強く要請しておきたいと思ひます。

次は、下水道の問題です。水道問題は交付税に關係する問題でいろいろとやつてもらいたいことがあるんですけれども、時間があれば後ほどやらせてもらうことにして、まず権限移譲だけに絞つてやります。

下水道の答申は、「市町村の下水道事業の事業計画の認可その他の監督に關する事務を建設大臣から都道府県に移譲する。」、こういうふうなものであります。これに対して、下水道事業計画について主要な管渠の配置等の変更に係る許可権限を都道府県知事に移譲したと。これは平成三年の六月。これは私おかしと思ふんですけれども、下水道計画をきちんとつてやつて、その主要な管渠だけを計画変更するということはほとんどないんじゃないでしょうか。一回つくつた主要管渠をどこかに移さなきゃならないというのはよほどの大改造をやるときでなかつたらないんであつて、何でもかんでもだけ渡したのか。こんなものをもらつたつて自治体ではどうしようもないです。私たちが言うのは、下水道の事業計画そのものの認可というものをやっぱりもう知事に与えるべきではないのかと思ふんですけれども、どうして与えられないんでしょうか。

○説明員(本和彦君) お答えいたします。

市町村の公共下水道の事業認可につきましては、従来より極力都道府県知事への委任を行つて市町村の事務手続の簡素化を図つております。先生御指摘のもの以外に、まず昭和六十一年に、予定処理区域面積が百ヘクタール以下の公共下水道

の場合についてはすべて都道府県知事の認可に委任してございます。また、流域下水道関連の公共下水道の場合についても既に都道府県に委任をしている。それ以外に主要な管渠の配置を変更する場合については大臣の認可が必要であつたものについて平成三年度に都道府県知事の認可に移したということでございます。新規の事業計画認可の約九割につきましては都道府県知事の認可となつてございます。

○山口哲夫君 そういうことを聞いてるんじゃないんです。今、六十三年の答申以降の話をしているんで、六十一年の移譲の話なんか聞いてるんじゃないんです。この答申の、主要な管渠の配置の変更に限つて移譲したけれども、そのほかはどうして移譲できないんですかと聞いてるんです。

○説明員(本和彦君) 公共下水道につきましては、その処理水につきましても公共用水域の全体的な水質保全ということにかかわつてまいりますし、この問題につきましても都道府県の区域を越えた問題である場合が多いわけでございますので、小規模なものにつきましても都道府県知事の認可ということでも十分でございますけれども、都道府県を越えた広域にまたがるような下水道の場合については大臣の認可に係らしめていくということでございます。

○山口哲夫君 県の区域を越えているという問題、そういうことで水質保全の關係からいっても大臣の許可でなきゃだめだということなんですよ。今の答弁を聞くとそういうふうなお答えだと思ふんですけれども、広域的なものについては、流域別下水道整備総合計画、通称流域計画と言つてゐるんですけれども、これは關係の県や市町村の意見を聞いて建設大臣の承認を得るものですね。これはそれとどうでしょう。流域計画というのがあるんです。これがちゃんと基本にあるわけですから、それがある以上は、流域計画の権限を持つてゐる県に対して、いわゆる下位における計画というものについては権限を与えても何もお

かしくないんじゃないですか。

○説明員(本和彦君) 下水道の整備計画は、流域計画が決まつてゐる場合につきましてはそれに基つて定めるといふ考え方でございましてけれども、必ずしもそういうものがすべて定まつてゐるという状態ではございませんので、現在はこのような考え方でやつております。

御指摘のように、流域計画の策定でございますとか都道府県におきます執行体制の整備といったものを踏まえながら、こういった権限委譲については一層検討してまいりたいと思ひます。

○山口哲夫君 必ずしも全部が全部流域計画を持つてゐるわけではないのであつたのであれば、それではとりあえず流域計画を持つてゐるところに關係する市町村、これは当然知事の認可ということでもよろしいですね。

○説明員(本和彦君) 流域計画を定めまして流域下水道をやつてゐるという場合には既に既におろしてございまして、その他の問題についても今後検討してまいりたいと思ひます。

○山口哲夫君 下水道計画だつて、建設省に言わせると今お答えになつたほかに技術的な面で心配だとか、そういうことをよく言ふんです。今回はそういう技術的なことだけは出てこなくなつたし、それから全国統一的な考え方で行政を進めなきゃならないということもなくなつた。それは大変結構なことだと思ふ。だから、そういう技術的な面も全国統一的な面も一つの理由として挙げてこなくなつたんであればなおさら、広域的なそういう流域計画というものをちゃんと持つて大臣の認可を受けてやつてゐるわけですから、その下位に所屬する下水道の計画というものは当然私は知事に移譲するべきだと思ふ。理屈からいつてもそうなると思ふんですね。そういう点で検討してみたらいかででしょうか。

○説明員(本和彦君) 先ほど答弁の中で申しましたように、先生御指摘の中に高度な技術の問題というのについて答弁をしなかつたという御指摘がございましたけれども、それはもちろん各都

道府県におきます執行体制の整備ということも十分考慮してまいらなさいけない問題だといふふうに考えております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 山口委員から上水道、下水道についての御質問がありました。

私はかつて愛知県の水道部長という経験があります。したがつて、水の行政は非常に関心を持つておる一人でございまして、自治省というのはよこいと役所でございましてからぜひ御意見を申し上げたいと思ひます。

今、担当官庁である建設省そして厚生省から非常に苦心の御答弁がありました。ただ水道の場合は、なぜ愛知県の水道部をつくつたかといふと、あれは木曾川から取るんですね。木曾川から取ると、長野県、岐阜県、全部關係県になるわけなんです。したがつて、知事認可にすることはなかなかできないわけ、アロケートの問題その他いろいろ長野県にお願いに行つたり、それから岐阜に御相談に行つたり、厚生省その他とも相談をしながらやつた。こういう広域行政は、まさに先ほど久世委員の御質問されたように、府県の領域ではできない問題でございまして。

それから水道というのは、原則としては、小さなものであれば先ほど言つた五万人以上はどういうといったものをもつと進めていくことが十分にできるだろうと思ひます。したがつて、この問題については今後も厚生省と粘り強くいろいろと相談をしていきたいし、また厚生大臣という大臣の段階になれば事務当局とは違つた判断が十分できるんじゃないか、こう思つてゐます。

それから下水道は、公共下水道は言うまでもなく市町村が原則としてやることになつておるわけでございますが、これも流域下水道ということになると大分広域になるんですね。そういう意味で、市町村が協力を合つていく流域下水道ということで仕事によつて非常に区分が違つてございまして、山口委員の御指摘は非常によくわかりまして、また地方自治を進展したいという熱意からこうして御質問になつておることは心から御

尊敬を申し上げますから、その山口委員の御指摘の点を関係各省にもよく相談を申し上げ、そしていわゆる広域水道、流域下水道等の問題につきましても今後できるだけ御趣旨に沿ったような解決策を相談していかなきやならぬと思います。

○山口哲夫君 大変積極的な御発言でございまして、期待をいたしております。

せっかく厚生省の環境整備課長にいらしていただいておりますので、権限移譲ではないんですけれども、合併浄化槽の問題についてちょっと触れてみたいと思います。

下水道というのは非常にお金がかかる。それよりも合併浄化槽の方が余り金がかからないので、やるんではないかということ、最近技術的にも非常に進歩して特に小さな市町村なんかでは随分普及してきていると聞いているんですけれども、その普及状況とこれからの計画について、まずお聞きしておきたいと思えます。

○説明員(三本木徹君) 普及状況でございまして、浄化槽の普及は、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と生活排水もあわせて処理をする合併処理浄化槽と両方ございまして、

現在まで、平成二年度末でございまして、三千四百万人の方がこの両浄化槽を使用しております。ただ、この浄化槽のうち合併処理浄化槽で設置されているものが約二十七万基、全体が約七百万基でございまして、今のところ比較的数字は少ない、このような状況でございまして、

○山口哲夫君 これはやっぱりもっと積極的に進めていくべきだと思えます。

それで、これは厚生省の許可は要らないんでしよう。それだけに非常に簡単に行政的にも進めていくことができる。その場合に、厚生省の補助金というのは各都道府県で補助を出しているところに対してだけやるわけですね。だから余り大きな金額ではないと思うんですが、一年間どのぐらいの金額ですか。

○説明員(三本木徹君) 補助は市町村が合併処理浄化槽を設置する住民に対して助成をするわけ

けであります。それに対する国庫補助というところで三分の一の補助をしております。昭和六十二年度から始めておりますが、六十二年度は国庫補助額は約一億で実施しておりますけれども、この平成五年度の予算におきましては国庫補助額百億円の数を計上して現在進めております。全国の市町村の数をいいますと約千五百の市町村がこの事業に着手をするあるいはその見込みと、このような状況になっております。

○山口哲夫君 余り大きな金額じゃないですね。昨年だったですか、全国的にゴミの焼却場の申請をしても厚生省の予算がなくてなかなかやれないといつて大変深刻な問題になって、自治省の關係で地財計画の中で単独事業として約二千億円ぐらい見たことがありましたね。新規の問題はほとんどそこで吸収して非常に市町村としてはやりやすくなったという経過がありました。同じようなことを一回これは考えてみたらどうですか。

地財計画の中で全部単独事業として合併浄化槽くらは扱ったものと各自自治体でこういう仕事をふえるんじゃないだろうか、そういうふうなふうに思ふんですけれども、一度厚生省と自治省でよく検討してみたらどうかと思ふんです。

○政府委員(湯浅利夫君) 今御指摘のように、下水処理システムというのはやはりいろいろな態様があると思うわけでございまして、大都市におきましては下水道というようにやるのといたしまして、集落の少ないところなどには今御指摘の合併浄化槽というようにするのが非常に有効だといふことが言われているわけでございまして、そういうことも踏まえて、従来は国の補助事業に對しまして地方負担について一定の交付税措置を私どももしてきたわけでございまして、

ただ、今御指摘のように、国の補助も限られていふというところもございまして地方の単独事業でやりたいというところもございまして、私どもとしては地方単独事業につきましても平成三年度からその事業費の一部について特別交付税によつて措置をするということを始めたいわけでござ

います。これからもよく厚生省と御協議しながら、これは地方団体の要望に沿うように努力してまいりたいと思ひます。

○山口哲夫君 ぜひひとつ協議をしていただきたいと思ひます。この問題は終わります。

次に、商工会議所に関する権限移譲ですけれども、これも答申で商工会議所設立の認可その他監督に関する事務を通産大臣から都道府県に移譲しなさいということに対して、通産省は定款変更の認可、軽微なもの、届け出、報告の受理などの事務を平成五年の四月に都道府県知事に委任したと。さっきと同じように、全くどうでもよいものだけは確かに委任したんですけれども、肝心のものはなぜ移譲できないんですか。これは委任というふうに言われているんですけれども、委任と移譲とちよつと違うと思ひますが、なぜ移譲できないのでしょうか。それもあわせてお願いします。

○説明員(安本皓信君) 商工会議所は御承知のとおり地域経済団体ではございまして、他方、事業の性格を見てもありますと国際的あるいは公益的な性格を持った事業を行う団体でもございまして、そういった団体の性格から、この権限のすべてを都道府県に委任するというのはなかなか難しいわけでございます。

他方、私もいたしましては、地方への権限委任というのは国の行政の簡素化でありますとか地方の自主性でありますとか自立性といったことを確保する上でも重要と考えてございまして、適宜これも権限委任等の措置をとってきたわけでございまして、本年、私もとしてはいろいろ検討した結果、先生御指摘のありました定款変更の一部の認可権限、あるいは報告聴取でありますとか警告でありますとか業務停止権限、そういったものについて都道府県知事に委任を行ったところでございまして、

したがいまして、法律上は大臣と書いてありますが、これはもちろん通達等でお願ひすることがありますけれども、委任した以上は都道府県知事がいろいろ御判断した上で認可していただくとい

うことになっておりますので、実質的には移譲したのと同じような効果を持つというふうに考えております。

○山口哲夫君 通産省だけがどういうわけか委任という言葉を使っているんですね。答申は移譲といふことなんですけれども、若干違ふと思ひますので、そういう移譲の立場に立つて、国際的な業務が云々と言つていましたけれども商工会議所というのは商工会と今ほとんど同じ仕事をやっているんです。ほんの一部だけが違ふんであつて、国際業務なんというのは、自治体はそれこそ国際交流を大いに積極的にやりなさいとことし財政計画にちゃんと組まれているわけですから、それでできないことはないと思ふので、これは真剣にひとつ考えてほしい。

それから商工組合、これも答申では、「国に権限が留保されている政令指定業種にかかる組合については、都道府県単位の商工組合又は連合会の設立の認可その他の監督に関する事務を主務大臣から都道府県に移譲する。」こと。通産省は自転車の部品だとか附属品の製造業については平成二年十二月に知事に委任したと言ふんですが、こんなものくらい委任したから余り大きな顔はできないんじゃないかと思ふんです。陶磁器の製造業とか繊維関係とか硫酸工業とか石油製品販売業とか石炭鉱業、石炭販売業なんというのは何で委任しないんですか。これは幾らでも委任できると思ふんです。

あわせて、工場立地のことですけれども、「工場立地に関する指導監督に関する事務を通産産業大臣及び主務大臣から都道府県に移譲する。」といふふうに言っているんですけれども、これも通産省は敷地面積で国と都道府県とで分けてやっているんですね。五万平米以上はやっぱり大臣の認可、五万平米以下だけは県でいいかというふうに分けているんですが、これもおかしな話だと思ふんですけれども、どうでしょうか。

○説明員(倉持治彦君) 商工組合関係についてお答えいたします。

先生御指摘のとおり、都道府県単位の商工組合及び同連合会にかかわる設立認可等の主務大臣の権限につきましては、中小企業団体の組織に関する法律及びその施行令におきまして原則として都道府県知事に委任することになっております。しかしながら、全国的観点からの調整を要する事業を資格事業とするような組合につきましては、主務大臣がみずからその権限を行使することが適当と考えから、これらの業種につきましては施行令におきまして指定をいたしまして国に権限を留保しているところでございます。

当該業種につきましては地方への権限移譲につきましては、従来からその必要性につきまして検討を行ってまいりまして、法制定当時には指定業種が二十九業種ございましたけれども、現在では十四業種に見直しを行って減っております。その中で、通産関連業種が法制定当時には二十二業種ございましたけれども、現在十業種というところに削減してございます。それから、先生御指摘のとおり、平成二年に自転車の部品及びその附属品を外しておりますけれども、それと同時に、機械情報産業の特定の業種について、これも指定業種から外してございます。

これら指定業種についての地方への権限移譲につきましては、昭和五十八年の臨調答申の最終答申、それから先生御指摘の地方制度調査会の答申を踏まえまして、これからの必要性について随時検討して権限委任を行っていきたいと考えております。

ちよつと詳しくなりますけれども、先生御指摘、今ある十業種について幾つか挙げられましたけれども……

○山口哲夫君 陶磁器だけでいいですよ。

○説明員(倉持治彦君) 陶磁器でございますが、これは、理由は全国的な安定合理化事業を近い将来実施する可能性が高いということで、現在その権限を留保している業種でございます。

○山口哲夫君 例えば今言った陶磁器の製造業、これは地場産業でしょう。地場産業だったらその

都道府県知事に権限移譲したって一向構わないと思うんですよ。そういうものまで全国的に権限を大臣が握らなきゃならないなんというものではないと私は思うんです。

それから、ガイドラインのことを何かちょっと触れていましたけれども、通産大臣そのものが調整に関するガイドラインをきちんと示しておけば何でもないことであって、私はもう少し幅を持った考え方をして、そんなところまで権限を何で通産省が握ってなきゃならないのか、それこそそれを放したらまた仕事が減るのか、そういうふう

に勘ぐりたくなるので、これは十分ひとつ検討していただきたい。

工場立地だつて同じですね。答弁なかったけれども。

○説明員(橋本久義君) 工場がつくられますときには工場立地法に基づきまして届け出を出していただくということになっております。届け出を受けるは生活環境の保全という観点から審査をいたしまして、産業間の均衡でありまうとかあるいはインフラの状況でありますとか、地域への影響を考えた上でチェックをするということになっております。

本件につきましては、九千平米以上を届け出たいたいで、そのうちの三万平米以下のものは都道府県で審査をいただく、それ以上のものについては通産省でやるということになっております。これはやはり三万平米ということになりますと相当大規模な工場ということになりますので、周辺への影響が大きいということであり

ます。これにつきましては実は昨年の九月に三万平米から五万平米ということで拡大をいたしました。五万平米と申しますと、二百メートルの二百五十メートルという非常に大きな規模の工場になりますので、新設の場合で言いますと全国ベースで百四十三件ほどになります。従来、三万平米のときには三百十件でございましたので、約四割に減少

しております。大規模な工場立地ということになりますと技術的にもあるいは広域的な業種の観点からいろいろな審査が必要なものですから全面的にというわけにはまいらないということでありまして、環境負荷等を勘案の上、昨年度五万平米以下は都道府県にやっていただくということにいたしましたわけであり

ます。それ以上につきましては、私どもの方でも徐々に都道府県における事務量の負担等も考え合わせながら移譲を進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○山口哲夫君 周辺に対する影響があるということ、五万平米以下は知事、五万平米以上は大臣とで、どうしてそこで差がつくのかというふうに思うんです。五万五千平米であれば周辺に影響があるんだと。五万平米以下だったら影響はないのか。そんなことにはならないと思うんですよ。結局、どこかで区切らなきゃならないからそういう数字が出てきたと思うんです。

しかし、今、工場立地というのは各県が大変熱心に行っているわけでしょう。やっぱり都市計画とも影響をしますからね。その都市計画の権限というのは市町村が持っているわけでしょう。市町村が持つて、そして知事が県として一生懸命市町村と力を合わせて工場立地をやっているのに、一々そこに通産省が介入してこれはいいか悪いとか言うべき問題ではないと私は思います。そういう私の意見もありますので、ぜひひとつ検討していただきたい。答弁は時間がなから結構です。

そこで、最後に大臣にお聞きしたいのは、少なくとも総理大臣の諮問機関の地方制度調査会が権限移譲について出したものが五年間まるつきり私に言わせればはうり投げられている。どうでもいいものだけは形式的に渡した。しかし、肝心なものは絶対渡さない。こういうものが大部分なんです。地方制度調査会ということになると自治省が担当だと私は思うんですが、大臣としてこ

れはもう少しやっぱり真剣に各省庁、各大臣と渡り合つて、権限移譲をきちんとやらせてもらわなければ困ると思うんです。今まで少し放任し過ぎたのではないかと、思うんですけれども、先ほど大変前向きな大臣の答弁がありましたので、下水道、水道、御専門以外の問題についても一生懸命やっていただきたいと思いますので、どうでしょう、決意のほどをお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 地方分権問題が非常に重要な課題になっておりまして、きょうは山口委員が市長としての御体験も踏まえ、上水、下水あるいは通産行政等々御質問をいただきました。のは、非常に勉強させていただきました。

今、一万九百幾ら許認可権限があるんです。そいつを一万以下に減らすというふうなことを言っている人もいるわけです。私はこれはとてもそんなちやちやなことじゃない、減らすなら思い切つて五千以下にしないとい、そういう雄大な構想を持っております。きょうの関係当局の御答弁は、これはまじめな課長さん方がこれ以上言えませんが、ただ、それをこうして指摘していただいたことは本当にありがたいと思つておりまして、御意思を体して抜本的に大きく前進をさせたいと思つております。御協力をお願い申し上げます。

○山口哲夫君 決意表明いただきました大変安心いたしました。ぜひひとつ実現させていただきたいと思ひます。

地制調関係の質問、権限移譲は以上で終わります。本日に最後の最後に、教育長の任命の承認の問題ですけれども、これは、都道府県の教育長を各都道府県議会で決めると、文部大臣の承認を得なければ任命できない。市町村で教育長を議会で決めると、都道府県知事の承認がなければ任命できない。これは私全くおかしな話だ。地方自治の本旨からいってもこんなことはあるべきことではない。

ところで、過去に教育長の承認申請があったときに、不承認になった例というのはこの何十年間

で何件あったんでしょうか。

○説明員(崎谷康文君) お答え申し上げます。

御指摘ございました教育長の任命承認制度は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして運用されているものでございます。教育委員会が教育長を任命するわけでございますが、その際に、都道府県及び指定都市の教育委員会の場合には文部大臣、市町村の教育委員会の場合は都道府県教育委員会の承認を得るという制度でございます。

これは、地方自治を尊重しながら、国、都道府県及び市町村の三者が相互に連携を密にする、そして全国的に教育水準の維持向上を図る……

○委員長(佐藤三吾君) 簡潔に要点だけ。

○説明員(崎谷康文君) そしてさらに、教育の機会均等を保障するとともに、教育に関する深い見識と高い行政能力が求められる重要な職でございます。教育長につきましては、国、都道府県、市町村が連携協力して適材を確保することが目的である制度でございます。この制度につきまして……

○山口哲夫君 件数がどのぐらいあったか。

○説明員(崎谷康文君) 制度創設以来、適切に運用がされておりました。不承認になった事例はございません。

○山口哲夫君 今日まで恐らく何千件という承認申請が出てきているわけでしょう。それなのに一件も不承認がなかった。自治体というのをもう少し信頼してほしいと思うんです。今あなたが言ったような教育長としてあるべき人格というものは、こういう人でなければならぬんじゃないかということとそれぞれの自治体の方々がみんな知っていますよ。

私ちょっと訂正しておきますけれども、教育委員を議会で承認して長が任命する、そしてその教育委員会の中から教育長を選ぶということです。だから、初めから教育長に大体なるべき人というのとは想像しながら教育委員として推薦するわけでしょう、議会で承認していただくというわけ

いってお願いしているわけでしょう。議会の方だ、大体この中で教育長をこの人にするんだらうなということぐらいわかっていますよ。変な人だったら初めから議会で承認なんかしないですよ。そのくらの良識を自治体のそれぞれの議員さんというのはみんな持っている。首長だ、持っています。だから何十年のうちに何千件あったか、それならいいけれども不承認は一件もなかったわけでしょう。もういいかげんにこういう制度はやめたらどうですか。これは非常に私はおかしいと思うので、大臣の最後の決意表明を聞いて終わりにしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) これは人事が関係する問題でございます。御指摘の点についてはよく研究をしてみたいと思います。

○山口哲夫君 終わります。

○委員長(佐藤三吾君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(佐藤三吾君) 速記を起こしてください。

○統制弘君 私はカンボジア問題について四点ほど大臣にお伺いいたします。

具体的質問に入ります前に、さきの民間ボランティア中田さんに続いて、去る五月四日、文民警察官の高田警視が殉職をされました。ここに改めてお二人の御冥福を心からお祈りし、あわせてお二人の御遺族に対しても心からお悔やみを申し上げたいと存じます。また、負傷された四人の文民警察官に対しては、一日も早い全快を念ずる次第であります。

さて、先ほど山口委員から午前中いろんな質問がございました。そしてまた、大臣から苦しい回答がございました。これに対して、実は重複になると思いますが、十日、十一日等々に載せられた新聞についてはもう既に山口委員から詳しい御説明がございましたので、私は朝日新聞に載せたことに関連してお伺いを申し上げます。

五月十日の朝日の一面で、「あと何人死んだら帰れるのか 日本にいる人たちが実情知らない」、「文民警察官 撤退論が流出」、こんな大きな見出しで報じられておりました。そして、村田大臣みずから山崎隊長ら十三人との懇談の後に、こんな記事も載っております。「非常に痛切なお話を承って、心からショックを受け、そして一日も早く文民警察のみなさま方が無事に帰国できるようお願いしております。」云々と、こんな話でございました。そしてさらに、同相のこの発言に対しては、「早期撤退ではなく、任務を全うしたうえで」という意味だ」という説明も加わっております。

そこで、具体的な第一の質問でございますけれども、昨日の参議院本会議で我が党の武田節子議員から、今新聞の見出しで申し上げたように、「あと何人死んだら帰れるのか 日本にいる人たちが実情知らない」等々の報道がなされていたけれども、この点正確な御報告を求めますというような質問に対して、大臣はどのような事実をなされたという回答をされました。同時に、先ほど山口委員の質問に対しても同様の回答をされました。一体この報道が正しいのか大臣の先ほどの回答が正しいのか、各紙にそういうことが書いてありましたものから、改めてここで確認の意味で御回答をお願いいたします。

○国務大臣(村田敬次郎君) 統委員、そしてまた先ほど御質問をなさいました山口委員にお答えを申し上げます。この答弁は、私は聞いていないというのが私の答弁でございます。

そこで、実は今統委員が御指摘になられたショックを受けたという私の意見と早く帰国をされるという私の意見に関して申し上げますが、これは、ボランティアの方々、文民警察官、そして自衛隊関係の方々とともに夜御意見を伺う会を開きまして、そのとき私の申し述べたあいさつの中に出た言葉でございます。そして、ショックを受けたことは事実であります。そしてまた、一日も早く帰国されるようにというのは、誤解を受ける

といけないと思つて後で訂正をしました。任務を完全に遂行されてお帰りになっていたらという意味であります。

そして、UNTAACの明石代表とも会ったときに、日本はUNTAAC、国連の方針に全面的に協力をする。途中撤退等はないというのが宮澤総理の御決意でございます。これを申し上げて、いろいろそれに伴う必要な安全の確保ということ、明石代表に申し上げます。そこで明石代表から、誠心誠意努力をしますから、一日も早く御返事をしますから、それはひとつ信じてください。私は明石代表と文字どおり誠心誠意でありました。そして、きのうも誠心誠意お答えをいたしました。きょうも誠心誠意お答えをしております。

これは私が帰ってから総理大臣に報告をいたしまして、この緊急性ということと総理はよく認識しておいでになりました。先ほどの衆議院本会議で、総理及び官房長官が対応策についての具体的な方針をはっきりと言われたわけでございます。これは午前の会合に引き続く今の会合でございます。それから申し上げるわけでございますが、百万ドルの緊急支出をすること、そしてヘリの輸送その他いろいろな措置を講ずるということを衆議院本会議でお約束をされたわけでございます。

そして、私が明石代表と会って、例えば防弾チョッキ六千着は必ず用意しますと言われまして、もう翌日は届いておりました。それから、投票所も一千八百から一千四百に減らすとはっきり言われまして、もっと減らしますと、こう言われました。

それから、日本の方では総理の御決断によって百万ドルのことやヘリの輸送のこと、そしてまた今度行かれた選挙監視要員の配置のことについて、全面的にこの点は明石代表と相談をしよう、一致をしておるわけでございまして、したがってきょう、明石代表と連絡をとるべく柳井局長や警察庁の担当参事官を急派したわけでございます。そして、向こうにおります今川大使、また

バンコクにおります藤井大使とも連絡をとりながら誠心誠意努力をしてくるはずだと思っております。このことを今つけ加えて申し上げる次第でございます。

なお、十三名の方との対応におきまして、つけ加えるとなれば、一部の地域では水や食糧もタイに行かなければ手に入らない、任地で食糧が思うに任せないところがある、村において活動するときは常に緊張を強いられる、そういったいろいろな個々の隊員からの切実な訴えがあったわけでありまして。私はそういったお話を聞きながらショックを受けたと申し上げたのでありまして、国際的な環境の中で、日本のPKFは派遣しないPKO、そしてまた日本に対して集まっておる世界の関心、それからカンボジアの民主的なあすに対する努力、そういうものに協力をしなければいけない、こう思つて帰つてきました。

○統訓弘君 今、大臣が現地に飛べば直ちに適切な対応をしてこられたということに対しては敬意を表させていただきます。我が党は、平和構築を妨害する不当な暴力行為はUNTAAC及び国際社会への挑戦であると考えております。しかし、そのためにとうとう犠牲を重ねることは絶対に避けねばならない、こんなふうな考えでおります。

そこで、第二の質問でございますけれども、日本を含めたUNTAACの文民警察官、選挙監視員の安全対策に万全を期するようUNTAACへ要求したという今のお話でございますけれども、その内容を国民の前に明らかにすべきではないかと存じますけれども、大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 政府といたしましては、国際的平和と安定のためにとうとう命をささげられた方々に報いるためにも、派遣要員の安全対策に万全を期すべく、我が国の文民警察隊員を含むすべてのUNTAAC要員について、警護の強化、配置先の再検討など要員の安全対策をUNTAACに申し込んだところでございます。

これに対して、UNTAACからは、UNTAAC

としても隊員の安全対策に万全を期したい、UNTAAC要員の配備について再度緊急に検討をしたい、安全対策のための会議を巡回によって行うと、これはもちろん山崎隊長が中心になるわけでございますが、きょう出発をいたしました人たちが今川大使とともにいろいろこの問題に参画をすると思ひます。そういった具体的かつ評価すべき対応が示されたところでございます。

選挙まであと十日でございます。したがって一日を争ひます。今後とも政府としてはUNTAACとの緊密な連絡を維持しながら派遣要員の安全対策に万全を期してまいりたいと思ひます。

次に、日本人文民警察隊員が殺傷をされましたのはまことに残念のきわみでありまして、現在カンボジアでは、一部の地域で停戦違反はあるものの全面的な戦線が行われているわけではなく、平和協定に基づく和平プロセスの基本的な枠組みは依然維持されております。国際平和協力法上のいわゆる五原則が満たされている、こういうふうな考慮をしております。したがって、宮澤総理の御指揮のもとに、現時点において任務の中断を検討する状況ではないと考えております。

○統訓弘君 今、大臣は、現地の恐らく実情を踏まえての痛切な、感情を込めての御答弁のように承りました。

私も、PKOへの参加は我が国にとって初めての経験でございますし、それだけに政府は慎重を期し国民の不安を取り除き理解と支持を求めていくという基本姿勢を忘れてはならないんじゃないか、私はこんなふうに思ひます。そのためにも、政府は常時カンボジア情報を率直に国民の前に明らかにすべきである、こんなふうに思ひますけれども、所信のほどを伺います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今その率直な感じを申し上げたつもりでございます。

○統訓弘君 ありがとうございます。それでは、例の地方交付税、地方財政計画について御質問を申し上げます。

午前中、久世委員からこんな御質問がございま

した。それは地方分権を主張される視点からの質問だったと存じますが、地方団体が自主的でかつ積極的な住民自治に基づく事業展開ができるよう、従来の静態的、画一的な地方交付税算定の考え方を動態的に検討すべきではないか、こんな質問もございました。そしてまた、山口委員からは、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合、この交付税を直入せよ、これは長年にわたって答申にもあるじゃないかと。この趣旨は、地方分権を実現するためには同じようにこういう手段が必要なんだ、こんな視点からの質問であつたと存じます。

先ほど今回の地方財政計画の具体的な説明がございました。平成五年度では、総額七十六兆四千五百五十二億円で、前年度と比較すると二兆五百一億四、二・八%の増加となつております。これを分析いたしますと、税収はわずかに五千三百三十二億の増、国庫支出金は二千三百六十一億増、それに比しまして地方債の増加が何と二兆六千八百五十五億、かわつて地方交付税は減額措置で前年度に対して二千四百四十一億円が減額されておる、こんなことを先ほど伺いました。

確かに、地方、国、共通する公経済のバランス論から四千億の減額は自治省としてはやむを得なかった、こんなお答えをずっと今まで伺つておりましたけれども、山口委員も言われたように、この四千億というものは、地方交付税、いわば地方の自主的な権利の財源である。そういうものをあたから国が財政不意欲だと言つて今申し上げたような非常に厳しい地方財政運営の中でお貸しするのはいかげなものか、こういうふうに思ひます。そして、それを累積いたしますと、過去三年間だけで一兆七千二百億でしたか、そういう大きな数字になつておるわけでありまして。

そこで、この特例減額の措置に対する具体的な年度割りの償還計画というのがあると思ひますけれども、そのことを明らかにしていただきたい。○政府委員(湯浅利夫君) 今御審議していただいている地方交付税法の中で毎年度大蔵省との約束

で交付税に加算していただく額をそれぞれ規定させていただいておるわけでございますが、これはいろいろな約束のものが入っております。その中で、今御指摘の平成三年度、四年度、それから今御審議いただいております五年度の四千億を含めましてその三つの部分だけの返済計画で申し上げます、平成六年度で千八百億、七年度で千八百五十億、八年度で千九百十億、九年度で千九百九十億、十年度で二千五百十億、十一年度で二千三百三十億、十二年度で二千二百十億、十三年度で二千三百三十二億四千万円ということ、合計一兆六千二百七十二億四千万円ということになっております。

(委員長退席、理事岩本久人君着席)

○統訓弘君 今御説明がございましたように、平成十三年度までに貸し付けたお金を返していただく、こんな制度であります。これはまさに、地方が苦しいのにかかわらず地方の財源を国に貸していただくと、そんな状況は地方団体側からすれば許しがたいことだと思ひます。そこで山口委員も先ほど応援演説をされたわけですね、せっかく長年にわたつて答申があると、そのためには直入した方が地方の主権が守れるんじゃないか、こんな考え方のもとにあれだけの御質問をされたと思ひます。私も同じ地方の立場から、やはりせっかく交付税という制度があつて、地方のいわば財源ですから、当然それを地方に配分していただくことを大蔵に対して強力に折衝していただきたいということを要望申し上げます。

そこで、第二の質問でございますけれども、今次景気対策の十三兆二千億円の決定をなされました。そうしますと、それに基づいた地方単独事業だとかあるいは用地先行取得の問題とか、地方が財源を手当てしなければならぬ問題が出ておる。一方、税収が減つてきている。あるいは政策減税の影響がある。いろんな要素から地方の財源はますます枯渇をしていく。そんな状況の中で、今、平成十三年度までに国から返していただくというこの財源をむしろ地方の立場からすれば

繰り上げ償還してもらって、地方の必要な財源に充当していただきたい、こんなのが地方の率直なお願いではないかと思ひます。それに対する財政局長の御所見を伺います。

○政府委員(湯浅利夫君) 御指摘のように、現在の景気の状態を反映いたしまして、地方税の税収も非常に厳しい状況になっておりますし、また交付税の算定税目でございます所得税、法人税なども非常に厳しい状況になっているということも踏まえました中で、四月の十三日に今度の総合的な景気対策を決めさせていただいたわけでございますが、当面の問題をいたしましてはやはり地方債を活用せざるを得ないということでございまして、こういうことを今後引き続いてやっていくということになりますと地方財政にとっても大変な問題になってくさうかと思ひます。やはり景気が一定の軌道に乗ったときにはこの地方債の活用という問題につきましてもけじめをつけなきゃならないというふうに考えながら、今回はやむを得ずやらせていただいたわけでございまして。

そのときの財源をいたしまして、貸してあるお金を返してもらった方がいいんじゃないかという点はまことにごもっともでございます。私もどうしてもそういう財源を既に一兆六千億余りも貸しているというところでございまして、これを返していただくというのが一番望ましいわけでございまして、何せ国の財政もまた非常に厳しい状況下に置かれておりまして、法律で規定して今御審議していただいている分をさらに前倒しをするということとは極めて厳しい財政状況の中からはなかなか難しい問題がございまして、この点につきましては今後よくまた国の財政当局とも話し合ひをしながらやっていきたいと思ひます。

いずれにしても、地方の財政が立ち行かなくなってしまうのは困るわけでございますから、今後地方財政計画の策定を通じて財政の健全化については極力努力をしましななければならぬと思ひます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○統制弘君 ここにおいで各委員はそれぞれ地方の実情をよく御存じの方ばかりであり、今、財政局長のせつかくの御答弁ではございませうけれども、地方には行政需要がたぐひなくある。そんな状況の中で、国の財政が苦しいがゆえにということに国に自分たちの権利のお金を貸し付けるといふのは私はいかぬものか、こんなふうと思ひます。そのためには、私も自治省の応援団なわけですから、大蔵省に対してやはり徹底的に地方の実情を訴えて、そんな生易しいものじゃないということ予算編成の場では徹底的にやっていたきたい。そして、地方がまさに自治省は頼りになる自治省だと、こう言えるようにひとつ頑張っていたいただきたいということを御要望申し上げます。

(理事若本久人君退席、委員長着席)
それと、先ほど山口委員の質問とも関連をするわけですが、権限移譲の問題について私はお伺いをしようと思ひました。大臣が、事務当局は何にも言えないかもしれないけれども、一万九百ある権限を少なくとも五千ぐらいに減らすべきだ、こんな決意の表明がございました。したがって、私はあえて質問を申し上げないで、先ほどの大臣の決意をぜひ実現していただきたい、こんなことを要望申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○長谷川清君 私も自分の質問予定を大幅に変更いたしました、各党よりカンボジアの問題について質問が出ておりますから、ただ、私も民社党の場合に現下のこの状況にあつて集約をしたものがございませぬけれども、一応私どもの見解というものを述べながら質問をしたいと思ふのであります。

まず、今回の大臣がカンボジアへ行かれて向こうの話の中で、報道によりますと、日本の文民警察をブノンペンに引き揚げるとか引き揚げさせろとか、それがだめなら護衛つけろとかといったたぐひの話というのがされたかどうか。これは事実なのかどうか。この点をひとつ。

○国務大臣(村田敬次郎君) 実は、高田さんの御殉職がありましてから、七十名、まあ七十余名と申し上げますが、ブノンペンに全員集まっていただいて、山崎隊長あるいは関係者から事情をよく聞こうということがかねてあつたわけでございまして。ところが、私と明石代表が一对で会いまして。大使と、それから向こうではルース准将も出たわけですが、そのときに、この時期にブノンペンに全員を集めるといふのは非常に適切でないのではなからうか、したがって山崎隊長が各地を巡回して、こちらに何人こちらに何人というふうに州都または州都に準ずる地域に集めるといふことの方が適切ではなからうかという御提案がありまして。私もこれはよく理解するところであつたわけでございます。

カンボジアに行きまして感じたことは、このたびの選挙はUNTACの二万六千名という非常に大きな組織として推進をされつつある。カンボジア国民の約九割に当たる人が選挙登録をし、そして選挙運動を今やっております。真ん中でございまして。したがって明石代表の言われることではないかという決心をしたわけでございまして、タケオに今度行きます選挙監視員を全部集めるといふことは、日本の国の駐屯部隊のいるところへ行くといいことで、国際的に見ても妥当であるから全面的に同意いたしますというふうなこともあり、先ほど申し上げました防弾チョッキとかヘルメットとかいろいろな条件が出まして、すべて一生懸命頑張るから、また御連絡を申し上げるからといふことを明石さんが繰り返して言われました。そこで、私は、ブノンペンに集めるといふ計画はやめて、二人で相談をしまして各地に山崎隊長が行くといふことを同意して帰ったわけでございまして、例えばヘリの配置であるとか百万ドルの緊急拠出であるとか、あるいはその他いろいろなことがあるこの三、四日の間にばたばたと決定をしたわけでございまして。それから、ヘルメットや防弾チョッキの配置なども私と会った翌日にはもう届いております。

私は明石さんの誠心誠意というものを信じておりまして、したがってあと十日間についてベストを尽くすと。今川大使、バンコクにおります藤井大使、それからきょう参りました柳井局長また田中警察庁審議官等と緊急な相談をして、やるべきことは次々と打って行つてくれということで総理からも命を託されて行つてくれたわけでございまして、その意味ではまさに挙国的な行動としてとらえつつある、こういう実感を持っております。

以上でございます。

○長谷川清君 私は、中田さんと高田警視というといふ人命を失つた悲しみや、これから先における思いというものはみんな同じ気持ちだろうと思ふんです。その上に立つてこの経験をどう今後に向かつて生かすべきかという点においては二色三色に分かれるのかもしれないが、少なくとも今行っておりますPKO、国連の指揮下において統一の行動を行い、その目的に向かつて今している作業工程というものがございまして。

こういう作業に従事しておる現状と、この二色といふ二人を失つたこの時期に大臣が行かれたといふことを各連参加の国々が見たときに、一つには日本だけよければいいのかという誤解を招いたり、あるいはまた、これは想像ではございませうけれども、仮に犯人がポル・ポト派であるとするならば、これはUNTACを揺さぶるには日本を攻めることが効果的であるがごとき戦略、戦術といふものをもし与えたりした場合、これは非常にゆゆしいところにイレギュラー展開がされていくのではないかと。つまり、日本がねらわれてしまふという。こういったいろんな神経、アンテナをびっちり張りながらの中における大臣の行くといふ行為で、時期的にちょうど私はそういうところに入つていたと思ふんです。

行くに当たりましては、総理はもとより外務大臣、日本の国を代表し、少なくともその行く目的は、第一にUNTAC全体の安全対策のために日本のこの経験を全体で生かしてほしい。こういう

問題があると同時に、UNTAAC全体の水であるとか食糧であるとか衛生という部分、またその輸送ルートにおける具体的確立、あるいは五月二十三日には投票が行われるという選挙、この状況に向かつて毎日毎日のそこに至るプログラムのスケジュールは、今持っているそのままでいいのか。そこに創意工夫と変更が起こるのか。

あるいはまた、少なくともUNTAACの代表に会って話をさせていただき、国際的に果たしてこれほどの危険な多くのリスクをしょって、そして目的を果たした後に於いてその成果はいかにという選挙後におけるカンボジアにおける内政の分析、そういうファクターというものが大臣の行かれた目的でなければならぬ、私はこう思うのでございます。

このことは日本の国は初めての経験ではありませんけれども、国際社会の中にありまして、お金だけでは、一生懸命体ごとみなでいやるこの地球上の幸福指数を高めるために頑張ろう、こう言ってPKOが出ていったと思うのでございませう。そこら辺は、出発する前の準備と行つてからと、こういう状況で目的はずれなかったのかどう

か。それが今、その後の新しい動きからいいますと、オーストラリアは新たに百名の歩兵部隊を護衛でつけるという決定をしております。あるいはまた、アメリカは新しく別途に物的支援を強化するということなど、UNTAACと各国は個別に今協議を始めております。日本もそういうものの一環である。こういう位置づけ、二人のとういとお命をこのようにしたこの感情を一時の感情であらわすのではなくして、本当に国という単位においてそういうものが各国にもわかつていただけるようなものでなければいけないと思うのであります。

今、私が心配するような、日本だけがよければいいんだ、すぐに引き揚げればいいんだといったような誤解や、ポル・ポト派からの目標にされてしまうがごとき愚かなことになっているのでは取

り返しのつかないことになるのではないか。その二つの問題で、もう少し私は行った目的をはっきりと表明をしてもいい、その成果をはっきりと出していただけないか、こう思うのでありますがいかがでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) まさに御指摘の点が私の主要な関心事でございました。というのは、これは現地に行つていただかないとわからない点があります。

それで、現地に行つて、例えばこういう例えを使つた人があるんです。理解をさせていただくのにはいいと思いますのでここであえて御紹介をするんですが、明石代表の立場はマッカーサー元帥の立場ではないか。シアヌーク殿下の立場は恐れ多いことですが天皇陛下様の立場ではないか。ブノン

ペン政府の指導者は吉田元首相のような立場ではないか。それから、クメール・ルージュのことも具体的な名前が挙がりましたけれども、これは例えが適切でないと思ひますから言わないでございませう。そういうことを言つた人があります。まさに今明治維新のようなものです、カンボジアは、そして、世界から二万六千人行つていられるから、カンボジア国民がこの選挙を成功させ得るかどうかというのが一番の大問題です。したがつて、日本だけが勝手なことを言うという印象を与えたら、これはもう何にもならないんです。

それで、私は、内外の記者団約七十名でしようか、時間の制限をつけなくて幾らでも相手をしませう、そして説明その他は全部私がやります。今川大使にも同席をしていただいて具体的な事情のわからないうところは今川大使が申し上げました。日本だけのエゴで言うんじゃないということをはつきり言つたんです。日本はUNTAACに全面的に協力をします。また、国連が二万六千という大変な要員をここに派遣して、これからカンボ

ジアの夜明けを迎えようとしておることに私は非常に共感をしているわけです。地球環境問題しかり。あるいはカンボジアのUNTAAC問題しかり。これから世界的なサイドで解決しなきゃな

らぬ問題がたくさんあるんです。その場合に、日本だけのエゴを主張するとこれはもう絶対に理解されません。

外国のプレスが繰り返して繰り返したの、日本は撤退するんじゃないか。日本のプレスもそれを聞いている。私ははつきりと、これは絶対にあり得ない、こういうふうにして申し上げたいんです。私は自分のエゴで申し上げているんじゃないんです。村田大臣は満足されたかと言うから、満足なんというのは、自己満足という言葉があるように、そんなことは問題じゃないと。それは個人の問題じゃない、UNTAAC、そしてまた国連加盟の諸国の問題、何よりもかにもカンボジア国民の問題なんだと。だから、満足なんという小さな次元で質問をしないでくださいと言つたら、びしやんと静まりました。これは氣迫がわかつたんでしようね。

外国のプレスの方々も一時間半ゆつくりと対談をいたしまして納得をして帰つてくださったとは思つております。そのときに、同席をした人たちがきょうの記者会見は非常に理解をされたと思ひますと言つていました。日本のプレスも理解をしていただけてお帰りをいただいたと思つてい

んです。だから、日本のエゴで言つてはいけません。日本の一部の新聞には、村田大臣が日本のことを言つたのは間違ひだとする評論家が言うんですが、そんなことは一言も言っていないんです。誤解なんです。私は世界的な基準の中で日本を考えてくれと言つていまして、日本だけのエゴを考えてくれなんて言えはもう国際人としての資格がなくります。だから、それはもう長谷川委員の御指摘のとおりよく納得をしていただくように話したつもりです。また、宮澤総理が私に七日の夜に直接電話をしてこられ、しかも官房長官が私のところまで来て聞いた話というのは、これはどうでもやらなきゃいけないという私は使命感を持つて言つたつもりなんです。

だからその意味で、先ほどちょっと感情的に

なつて非常に御無礼をいたしました、こんなことはしなきゃいけないことですが、ただ個人のためを考えて言つたんじゃない。日本のため、世界のためという立場で言つたつもりでございまして、今もその気持ちは同じでございませう。きょうも答弁を通じて申し上げ、そして、山口委員にも先ほど申し上げましたことはそういう気持ちでございませう。

○長谷川清君 いずれにしても、このPKOの問題はやがて決着がついて引き揚げるといふことに一区切りがつくはずでございませう。そのときに、いろんな意味で本当の意味の成果があつたのかどうか、その答えがわかつてくると思ひます。

少なくとも今言えることは、当初、自衛隊を出そうかという議論をした段階でかなりの議論をしたはずでございませう。そして、これは安全かどうか、橋をつくつたり道路をやつたり、中には地雷があるかもしれない。そういう危険度についてかなり慎重に審議をしたはずでございませう。作業からいくと自衛隊の方が危ない作業というか、それで行つた。その経緯を見ると、よくやつてい

るという評価が世界からも集まつた。さあその後には文民警察と、こうなつていった、議論というものが十分でないままに、やや甘さがあつたんだと思ひます。この危険というものは、地雷が怖い、確かにそこに怖いという危険度がありますけれども、要人の警護をしてみたパトロールしたりというのは、一つの危険というものは地域の面がございませう。それから、だんだん選挙というものが近づいてくるといふ時間の問題。そういうふうな問題も非常に危険は高い。逆に、高いものがあるということも学んだはずでございませう。

こういったことを考えますと、やはり私は、こういうPKOのとうい国際貢献であり、日本としてやりたい一つでございませうけれども、背伸びをして国民世論から離れてしまつてやるべ

きことではないだけに、ケース・バイ・ケースのいろいろのケースがあるはずでございいますから、これから向かいましてやはりこの国会承認ということが非常に重要である、こういうふうに思うのであります。

そういう点について、きょうは仮の姿ではございませうけれども、どうかひとつ自治相という立場からも、閣僚の一人としても、その辺のところが国会の承認をなろうことなら事前に受けていく。そして、十分そこにケース・バイ・ケースの事前の審議。そうすればかなり安全度が高まり、しかも貢献ができる、こういうことができないのではないかと思いますので、この点については強い要望としてお願いをしておきたいと思うのであります。

時間が大分なくなりましたけれども、本来の問題に入っていきます。

地方の単独事業が非常に拡大をしていることは、好ましいことでございまして評価をするところでございいます。宮澤政権の言っております生活大綱、それを受けての自治省としての第一次、第二次のふるさと計画、そういったものが進行しておる。この姿も非常にいい傾向で進んでいると思うのであります。この地方単独事業の費用が大きくなればなるほどその中身の問題、一件当たりでは非常に小さい事業だと思っておりますが、トータルでは非常に大きくなっている。そういう部分について、ひとつ例を具体的に挙げていただいて、どのような成果を上げているかお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) お答えを申し上げます。単独事業ということでございますけれども、私も昭和六十三年から、いわゆるふるさと創生事業といいますが、そういった名前のもとで、ハード事業あるいはソフト事業で地方団体が自主的、主体的に仕事ができるように財政システムを考えて展開してきたところでございます。具体的に事例を挙げてということでございます。

が、全体的な規模から申し上げますと、いわゆるふるさと一億及びそれに続きますソフト事業としましては、これまでに累計で約一兆三千億ぐらいの事業展開がなされております。それから、ハード事業の面につきましては、およその数字でございませうけれども、これまでに約四兆五千億ぐらいの規模の事業が単独事業、ふるさと創生というように観点から行われたわけであります。

これは非常に地方団体としては住民も巻き込んでいろいろ創意工夫を凝らしてやってきておりますので個別具体の例といえますと大変多岐にわたるわけであります。少し大まかな部分で申し上げますと、ハード事業としては、道路、橋梁、公園などのインフラ整備とか文化、スポーツ、レクリエーション施設の整備、そういったようないろいろな施設整備をしていく。それから、ソフトの事業からいいますと、人材の育成とか文化振興あるいは地域間交流などのいろいろなことが考えられているわけでございます。

そういった中から個性豊かなものを一つ二つ挙げてみますと、施設としては、例えば地元から出た非常に有名な文学者を中心として童話の国づくり事業としてセンターをつくるとか、それから歴史文化というような観点からは、もともと城下町としてあったお城を復元して市民あるいは町民の精神の中核にするとか、有名になったものでは砂の博物館をつくったところがあるとか、あるいは木造のドームで非常に立派なものをつくって有名になったとか、それぞれその地方団体の訴えるテーマというものを一つ一つ努力をしてくているものが非常に多いというふうに思っています。

それから、ソフト事業としては、ボーリングをして温泉が出る、こういうことをしたところが非常に多かったわけであります。せんだつても大臣のお供をして栃木県の方に参りましたけれども、温泉を掘り当てたりまして、温泉を核とした立派な施設ができておりました。半年間で二十万人も市民が入っているというふうなことで、大変よく使われているということで大臣と一緒に感心して

帰ってきたようなケースもあります。

それから、私もこの中で非常に注目するのは、単独でなくて団体がお互いにお金を出し合って共同でやる事業などというものもありました。具体的な名前を挙げるとあれなんですけれども、島根県の隠岐島で、あそこ七カ町村がふるさと一億のうちの五千万円ずつを出し合って本土との交通を高速船で結ぼうというふうなことで、七カ町村が協力してこのふるさと事業を使ってこの三月に立派な超高速船ができたわけでありました。今まで二時間半ぐらいかかるところが一時間でもう行ける。

そういうように地域地域でいろいろ考えた施設あるいはソフト事業というものが展開されて、地域の活性化、ふるさと創生にはかなりの効果があったんではないだろうかというように私も評価をしております。ちよつと時間が長くなりましてのでやめますが、もちろんいい面ばかりじゃなくて若干の問題点も出てきております。そういう点も反省しながらこの第二次のふるさとづくり事業というのをこしらに進めていきたいというふうに思っているところであります。

○長谷川清君 ソフトとハードを含めても大体六兆ぐらいが投入されておることになりますね。まだ地方分権ができていないし縦割り行政の弊害が残っている。そういう中で、道なりに少しづつそういった生活関連の社会資本を充実させようという道筋ですつと展開していきました場合は、あるべき姿、こうありたいというものから展開をしていく場合とでは、全然ニュータウンなりふるさとのづくり方は変わってくると思うんです。

本来ならば、根本的には構想から入っていくという方が私は次なる世代に財産を残すことができると思うんです。例えて言えば、ソフトでありまして上下水道が勝手に地下に入る。それから電話線が勝手に走りまわります。地下開発を考えると、それはもうお金はかかるけれども最初から地下共同溝にしてしまおう。今、そこに大体計画でいき

ますと平成三年から七年ぐらいの四年をかけて地下ケーブルを入れようというわけですね。約一千キロ入れようというわけですね。地中線というのは、一メートルを地中化する場合は、新札のお金を縦に並べるぐらいの金がかかるということでございます。それだけの金をかけて地中線に地下ケーブルだけが入る。電話線だけ、水道管だけ、ばらばらに入る。

先進諸国と言われる。私は生活大綱というものと生活先進国との違いはそこにあると思うんです。パリに行っても、ヨーロッパ全体はもう大体地下ケーブルがずつと共同溝に並んでおります。広いところに整然と地下の設備があります。安全でしかも点検しやすい。こういう状況をつくるには相当の資金がやはりかかりますが、ちよろちよろちよろちよろ。しかも縦割りで別々に。こういうような延長線上で、必ず次の何十年か後にはこれがまた邪魔になつて地下共同溝をつくり直す。二度三度のやりかえをしていくむだが出ると。私はそういう意味において、昨今における拠点法であるとかあるいはパイロット法であるとか、道なりに今やれるところからやることの大事さ、どうとさの評価は一定にできるのではありませんけれども、その延長線上にかなりの投資のむだができるのです。

いま一つの問題は、ハード事業、ソフト事業というのではなくして、ソフトな地域コミュニティ、ハードな設備でありまして住宅でありまして、そこには人間がいるということなんです。そこに思いを入れた構想が私は大事だと思っております。そういう意味においては、公共投資基本計画の中で四百三十兆のお金がありまして、どこに聞いてもそれが全体構図として、今このように第一期が展開されております。五年後にはこういうふうになりますというふうなとづくりや町づくりが見えてこないのではありません。私がダイナミックな地方分権をお願いするの、またそのきつかけになるような意味で地方分権の基本法を制定すべきではないかと私も

提唱するのでございますけれども、そういう点について、最後に大臣に一言お願いします。

○国務大臣(村田敬次郎君) 先ほど来申し上げておりました地方分権は、例えば中核市にしても府県連合にしても、地方自治法の改正が主体でござい

ます。そして、関係法が恐らく数十に及ぶだろうと思ひます。私は官庁総理と御相談をした上で、この地方分権を、地方自治法の改正を早急にやろうということで事務当局にも指令したのでござい

ますが、関係法が非常に多いためになかなかすぐできるかどうか。すぐという意味はこれはとり

方ですが、難しい点があると思うんですが、ぜひや

らなきやいかぬと思っております。

長谷川委員がおっしゃいました民社党における基本法の制定という御提案も聞いております。地方行政委員会というの

は皆さんが与党のようなものだと思います。私はいつも思

つて、きょうの審議についても非常に敬意を表しておるわけ

でございますが、ぜひ地方分権はその意味で政治改革の大きな一環であるということで推進を

していく、そういう方向で御検討いただきたいと思つてお

ります。

○長谷川清君 終わります。

○有働正治君 私は、まずカンボジア問題について村田大臣の所見をお尋ねいたします。

大臣がカンボジアで文民警察官十三人と会見された後の話として、いろいろ論議になりました先

ほどの議論の中で、何人死ねば帰れるかという意見が出されたという問題につきまして、大臣は

私に聞いていないと、私はということをあえて述べられたわけでありま

す。ということは、この要望というものがあつたこと自体は否定しないとい

うこともその見解の中には含まれていてと解されるのが妥当かと考

えますが、その点いかがでありますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私は聞いていない、この一言でござい

ます。○有働正治君 マスコミは独自の取材、しかも複数の取材を通して改めてこの問題は明確に述べら

れたということを報道しているわけでありま

す。マスコミの取材について、大臣として抗議する

か関与するとかいうことは当然あり得ないと思

いますが、どうですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私の答弁は、私は聞

いていない、一言でござい

ます。○有働正治君 大臣はいろいろ懇談された後、痛

切な話にショックを受けたと。ショックという上

で、相当のインパクトがあつたことだからと感ず

るわけで、一連の私はとあえて言うところ

の問題のポイントがあるわけで、こういうことが述べ

られたと解するのが尋常ではないかという私として

の見解も述べておきます。

訴えの中に、一つは任務の枠外のことを文民警

察官がやらされていくということも出されまし

た。その内容についても若干答弁として述べられ

ました。その上に立つて質問するわけでありま

すけれども、例えば述べられました選挙事務所の警

備だとか要人の警護、これは日本の文民警察官単

独としてやつておられるのか。あるいは、ほかの

国の軍事部門などとの連携といひますか共同行動

の一翼としてやつておられるのか。そこらあたりはど

うでありますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 城内警察庁長官も出

席をしておられますが、私が行く前もわざわざ空

港まで城内長官に来ていただきました。帰つてか

らもたびたび城内長官と打ち合わせをしておりま

すが、PKO法が通るときに文民警察官の任務とい

うようなことについて十二分な話し合いがあつ

たか。この問題が非常に委員の皆様方も心配をさ

れるところでありまして、事実PKO法を通すと

きは史上最長と言われるくらいの審議を尽くして

通していただいたわけでございます。そういう経

過がありまして、こういう具体的な事実をその時

点においては想像し得なかつた面もあつたんじや

ないか、こう思ふんです。

私は文民警察官と打ち合わせをしました際に、

一部の地域では水や食糧もタイに行かなければ手

に入らない場合があるとか、赴任地で食糧が思

ひに任せないとか、それから、かねて聞いていた文

民警察官の任務と違うことをやらされているん

じやないだろうかというようなお話も聞いたわけ

でございますが、もしそうであるとすれば、これ

は人命に関するものでありますから緊急に対応し

なければならぬということで、城内長官とも相

談をし、田中総務審議官を直ちに派遣することを

決定したわけでございます。

私が行きましてから帰るまでの対応、こうい

つたふうないろいろな決定がなされますのは、例

えば自民党の幹部でござい

ますとかあるいは関係の

方々、各省の大変な御協力の上に築かれています

と思つておるのでござい

まして、そういった意味

で、誠心誠意隊員の安全を守るために努力をしな

ければならないということを痛感しておるところ

です。

○有働正治君 私が質問して

いますのは、一般論

でなくて、そういう任務

枠外と言われる問題につ

いて、例えば選挙事務所の警備、要人の警護等は

日本の文民警察官だけでや

つておられるのか。あるいは、

は、そういうものにはほかの

国の軍事部門などとの連携

といひますか共同行動の一

翼としてやつておられるの

か。そこらあたりはどの

うでありますか。

○国務大臣(村田敬次郎君)

私は現地も視察した

んです。そこには日本の文

民警察官、隊長はイン

ド人でした。それから、フ

ィリピン人の方、ある

いはモロッコ、ブルガリ

ア、いろいろな国の方々

がおいでになりました。情

報を交換してまいりま

した。恐らくそういうところ

もあると思ひます。

ただ、いろいろな地域によ

つて状況が違ふんです

ね。しかも、こういった事

態は、選挙があつた日

になつたというために非

感というものがきつと増大をしたんだと思います。当初予想をできなかったことが出てきておるんだと思います。現に私が視察しました部署も、三カ月前までは全く平和な農村であったのに最近いろいろな事態が起こる。これはクメール・ルージュによるものであるか、あるいは単なる物取り、強盗であるのか、その辺は武器が民衆の間に非常に行き渡っているものだからわからないんです。

とにかく、いかなることがあろうとも、文民警察官あるいは派遣要員の殉職というようなことがあつてはなりませんから、ベストを尽くすという意味で各国の状況等も一部聞いてまいりました。ただ、時日が短かったので私の承知していることは必ずしも多くないと思います。城内長官は文民警察官の安全を守るために本当に努力をしております。私も城内長官の労を極めて高く評価をしております。そこでございますから、私の足りない点は長官からお答え申し上げたいと思います。

○有働正治君 つまり、戦車その他、移動において軍の警護がないとできないという状況が現地で行われているわけです。そういうことを含めた他の国の軍事部門との共同行動が一切ないと断言できないんじゃないですか。

○政府委員(城内康光君) 五月四日に殉職する事件がございましたが、あのときは移動をするときでございまして六台ほどの車両で移動したわけでございますが、最初の車はオランダの軍の車でございまして、二台目、三台目が日本の文民警察官ということで、移動する場合でも軍の擁護がないと、ともに行動しないと移動すらできない、こういうのが実情でございます。

先ほどの御質問はルーチンの仕事としてどうかというふうには私は理解したのですが、文民警察官が例えば投票所みたいなところの警戒をするのであれば、ある州では、一人ないしは二人がそこに警戒として立つ、その周辺には軍はいない、何かあれば連絡を受けてそこへ駆けつける、こういうようなことでございます。恐らく、実務的には連絡

を受けてもなかなか間に合わない、こういうような状況は出てくるのが予想されます。

○有働正治君 今の伝えられる状況、私どもの中央委員会の勤務員、赤旗特派員等からの情報その他を総合しましても、私は現地には直接行っていないんですが、できるだけ現地の状況をつかむという点に努めたわけでありまして、やはり単独で云々というのが、そうでない状況があらわれ得る状況にあるというふうに見えているわけです。

もう一つ事実確認を求めます。軍事部門の弾薬を運んだりしていたという言動があつたことも報じられていますが、この点、大臣、当事者としてどうでありますか。これは当事者でないと言えない問題です。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私の聞いておるところでは、ありません。

○有働正治君 私は今の状況等から見て、PKFとの区分、関連、こちらあたりが不明確になる可能性が極めて大きいという問題としてこの問題を重視しているわけでありまして。

一つには、明確に出発前の状況認識と現地での認識と実際の仕事の間にずれが生じている。これは大臣も先ほど認められました。そういうことが述べられたと。その点で、出発に当たってよく理解させていなかったということなのか。日本独自の判断で対応できなかった、事実上指揮権がUNTAACの指揮のもとでやられていろいろ任務がつけ加えられているという状況に陥っているのか。そこらあたりは大臣はどう考えられますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) PKO法を日本で通した時点においては今の事態が完全には予測はされていなかったでしょうね。そして、これは各国でもいろいろな対応をしておると思いますが、やはり現在の状況というのを予測できなかった国々も非常に多いかと思うんです。

それで、事はあと十日後に迫っているわけでございます。しかもカンボジアの準備は着々と進んでおつて、全体の九割、国民の九割の登録が行われておる。しかも選挙運動も活発に行われておるという事態でございます。何としてもこの選挙をやりたいカンボジアのあすを迎えなきゃならないということがカンボジアの国民のためであらうと思います。カンボジアの方々が努力をしておられると思います。どうも答弁がまともでないですね。

さきのブノンペンでの自治大臣と明石代表との会談の結果、文民警察官の配置がえの問題について日本独自の判断、指揮では必ずしも対応できないという状況が示されたと思うわけでありまして、けれども、この点どう認識しておられますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私は、明石代表と本心に心を込めて対応をいたしました。ただ、私の要求しておることは、明石代表といえども直ちに即答のできない問題がいろいろあつたと思うんです。

それで、この問題は誠心誠意検討して刻々御連絡を申し上げるからということで、私は外人記者団との対談でも申し上げたんですが、これは私が満足して帰るとかそんなことではまるでなくて、心と心の誠意の問題です。誠心誠意いろいろやっております。また、日本側も宮澤総理の御判断で早急にいろいろなことが決定をされつつある。ヘリその他できることは皆やろうというところでございまして、これによって明石特別代表との御相談は想像していただきたと思います。

○有働正治君 確かに、協力法では独自の撤収等ができる、仕掛けとしてはできているんです。しかし、私どもは法案審議の中でも国連の一連の文書なども示しまして、そう日本政府が言うような状況にはないんだということも指摘したわけでありまして。現実問題として、いろいろ大臣が要求されてもなかなか思うようにはいかないと。その点で、必ずしも日本独自の権限なり指揮が思うようにはいかないとことを大臣としても認識されたんではないかと考えるわけですが、その点どうですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私が明石代表が即答できないことがあつたと申し上げましたのは、例えばいろいろな個々の問題についてすぐに返事がしかねるという意味でございまして、明石代表の誠心誠意を私は信じておるわけでございます。私も誠心誠意当たつておるつもりです。

○有働正治君 UNTACの仕組みからいってそういう問題ではない。誠心誠意という心と心という問題ではない。システムとしてあるということとを私は述べておきたいと思うんです。

そこで、警察庁長官、いろいろ安全確保の問題で申し入れ等もおやりになつておると。これは当然のことです。しかし、配置転換等日本独自の判断から必ずしも思うようにはいかない点があるというふうに感じておられるのではないかと。思うんですけれども、その点どうでありますか。

○政府委員(城内康光君) 警察庁といたしましては、治安状況や生活環境の急激な悪化により、もはやその地域にとどまっていたのでは本来の業務が遂行できないという場合には、本来の業務が遂行できる地域への配置転換を認めてもらえようという国際平和協力本部を通じてUNTAACに申し入れをしてきておるところでございます。

大変難しい状況というのはあるわけでございますが、私も募集をする際に、そういった法に書かれてある任務を説明し、また勤務条件と申ししますか、例えばそういう戦闘行為が行われる可能性のあるような地域については軍事行動が必要なのではないかと。そこには文民警察官を派遣しないとか、あるいは食糧とか水などについては供給ができるといふ状況などを示しまして、本人及び家族の同意を取りつけて、そして送り出したという経緯がございまして。したがって、これは法に基づいていろいろ措置しておることでございます。

そのことについては何とか配置転換などについて安全措置を実現するようにぎりぎりの努力を現在しつつあるということでございまして。

○有働正治君 努力はしているけれども難しい状況があると長官自身も言われたように、日本独自の判断ですつといくというのではないという状況

況にある。そこらあたりどうかということなんです。

○政府委員(城内康光君) この法律は日本の法律でございませうけれども、私どもに適用されるのはこの日本の法律でございまして、そこには文民警察官の果たすべき任務というものがはっきり書いてあって、そのことは国会で論議をされて定まっているわけですから、私どもとしてはそのことに忠実に従うということが任務であらうと思ひます。

法律というのは責任を定めると同時に、やはりそれぞれの隊員がその法律によつて守られるという面もございませうので、そういう状況があると認定されるときにはそのように法律が働いてくる、こういうふうに理解しております。

○有働正治君 法律の建前論を聞いてるんじやなくて、それでは独自の配置転換が自分たちが期待したとおり現在進行していますか。

○政府委員(城内康光君) この問題につきましては、日本以外にもそれぞれの関係国がございまして、そういったところと共同歩調をとるように現在努めておるところでございませう。

○有働正治君 今言われたように、なかなか日本独自で勝手に動けるような、この法案論議の際に政府が答弁されたその答弁と現実には大きな落差があるということをそういう形で私は認められたと解するわけであります。

次に、ボル・ポト派の問題についてお尋ねします。

神奈川県警の川野辺警部は、五人の死傷事件の犯人につきまして、その中に一人顔見知りだったのでボル・ポト派に間違いないと断言されていると報じておられますが、この点はどういうふうに確認されておられますか。

○政府委員(城内康光君) 川野辺警部の発言は承知しております。襲撃犯人の中に顔見知りのボル・ポト派の兵士がいたということでありまして、そうした見聞につきましては当然UNNTAACの上部に報告がなされているものと思ひます。し

たがいまして、その事件がボル・ポト派の犯行かどうかというふうなそういう判断事項は、あらゆる他の情勢、情報などを総合してUNNTAACにおいて判断されるべきことであらうと思ひます。

○有働正治君 警察庁長官として、部下が明確にそのようなことを言っているという以上、それ自体を承知しているとおっしゃっている以上、部下を信頼して対応するというのが長官としては本筋じゃないですか。

○政府委員(城内康光君) ただいまお答えしましたように、川野辺警部は自分の顔見知りの者がそこにおるといふことを認めたということとでございまして、そのことはもちろん上に報告されておりますし、それはUNNTAACで判断すべきことであらうと思ひます。私もそれはそういうことがあつたという事実関係を掌握しておる。それで、その現場の状況について認識を深める一つの材料にしておる。こういうことでございませう。

○有働正治君 警察庁長官として甚だ心もとない発言だと私は述べておきます。

カンボジアに本當の和平をもたらしていく上でボル・ポト派の無法な暴力と軍事行動が最大の障害になっている。これはだれの目にも明白であります。今必要なことは、ボル・ポト派のこの無法に対して批判を集中する、そして国際的にも孤立させていくということが私は大事だと思ひます。川野辺警部のそういう言明からいっても、その職責の責任者といつたしまして、そしてまた国家公安委員長といつたしまして、部下を信用して信頼してと明言している以上、焦点のこのボル・ポト派に対して毅然として抗議すべきだと考えます。どうですか。

○政府委員(城内康光君) 川野辺警部は大変立派な男で、たくさんのお客者の中から選ばれて出ている者でございませう。ただ、川野辺警部は現在UNNTAACの要員として指揮を受けておるわけでございまして、やはりそういう情報などもUNNTAACの上層部に報告し、UNNTAACにおいて責任ある判断をする、こういうことであらうと思ひま

す。命令系統がそのようになっておりますので、そのように処理されているであらうということをおし上げたわけであります。

○有働正治君 極めてボル・ポト派に対する甘い態度だと明確に指摘しておきます。いやしくもそういう死傷事件を起こした以上、きちんと……(昔は仲がよかったじゃないか)と呼ぶ者あり)とんでもないことを言うべきではありません。ボル・ポト派に対しては我々こそ明白にこれは批判して糾弾した者として、我が党とは一切関係ない、日本政府と自民党こそ甘やかしてきたということをはっきり述べておきます。

大臣のカンボジアの問題についての認識が先ほど述べられました。パリ協定の枠組みは維持されている、あるいは全面戦争でないで平和五原則も崩れていないということ述べられました。述べられた以上、この問題についても一言しておきます。

これは明白に私は虚構の言ひ分ではない。一つは全面戦争でないと言ひますが、ボル・ポト派の戦術というものはゲリラ戦であります。したがって全面戦争などあり得ないということでありまして、この点簡単に、もう一、二問質問したいのでお願いいたします。

○國務大臣(村田敬次郎君) この場で有働委員が御自分の意見を言っておられるのはもちろんあなたの民主的自由でございませうが、私はパリ協定は堅持をされておる。これは宮澤総理が言われたとおりです。そして、二万六千人、地上最大の組織がカンボジアのあすのために進んでおるという事実は私は非常に大きい、何としても選挙自体を成功させてカンボジアの夜明けを迎えていただくのがやはり国連UNNTAAC、日本の責務であるという感じを持っております。

○有働正治君 ボル・ポト派と今述べられましたパリ協定との関係について申しますと、彼らはこれを破壊するとは口が裂けても言うはずはないわけでありませう。それは彼らの戦略だからでありませう。つまり、パリ協定に至るいきさつとそれに対

する彼らの言動を見れば明白なことであります。パリ協定に至るいきさつの中で彼らが最も恐れていたのは、彼らが一人前に扱われなくなる、あるいは復権が阻止されかねない、あるいは暴行の名指しによる糾弾が行われ得るということに心を配した。そのために日本にもこうしたことがないように説明し、理解を得よう努力もやつたと彼ら自身は言っているわけでありませう。

そのことが功を奏してのことか、協定では、彼らが最も恐れていた彼らの百万人とも三百万人とも言われるナチスばりの暴行を名指しして糾弾することは行われず、復権阻止も免れまして、ブノンペン政権などと平等の関係としてその地位が保障されたわけでありませう。したがって、ボル・ポトの肉筆文書と云われている中でも、もう今となつては世界は我々を放置しておけない、パリ協定のその条項をもつて我々を脅かすことは不可能だ、だが我々は武力をもつてやつたら負かすことができないという、これを隠れみのにしながら彼らの勢力拡張の戦術に出ている。これが基本戦略、戦術なんです。だから破壊するということは言わないわけでありませう。

政府の、また大臣の言ひ分に従ひますと、ボル・ポト派がどんなに無法暴力を拡大しても協定の枠組みは保持されているということ、いつまでも暴行を放置するということになるわけであつて、この問題はやはり直視する必要があるということをおしは述べておきます。

時間が参りました。カンボジアの今日の事態というのは五原則でのPKOでは対応できないというところを示している。そういう点で、日本政府として根本的に対応を再検討すべきだということを主張しておきます。

○西川潔君 長時間にわたりまして、私が最後でございませうので、よろしくお願ひいたします。

先日、政府が決定いたしました新総合経済対策によりまして、本年度の地方財政計画において約十六兆五千八百億円の歳出が計上されております。地方単独事業に新たに二兆三千億円が追加さ

れております。その内容といたしまして幾つかの事業が明示されているわけですが、道路、公園などこれまでの土木型社会資本整備の推進に加え、今回は歩道の段差解消など、高齢者の方や障害者の方々に配慮した町づくりなどが具体的に示されている点につきましては大変評価されているところだと思っております。

その福祉の町づくりについては、大阪府や兵庫県が福祉の町づくり条例を創設したのを初めといたしまして、最近では全国各自治体での取り組みが大変活発になっているところでございます。そうした中で、地方自治体がこうした事業の推進を図っていく中で国に対する要望として、国がナショナルミニマムとしての統一的な基準を設定すべきではないか。また、福祉の町づくりを行うことに際して、民間による福祉関係の建築物を整備することに對して税制上の優遇措置や容積率の割り増しなどボーナス制度を検討すべきではないかといったような議論もあるようでございます。

こういった自治体の要望に對しまして、今後自治省におかれましては関係省庁と連携のもと十分な配慮を行っていただくなど、全国的に福祉の町づくりが展開されていくよう、地方自治体に対して積極的に支援を行っていただきたいと思います。思いますが、まず自治大臣の御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 西川委員にお答え申し上げます。

自治省では、高齢者、障害者が安心できる生活を確保し、社会経済活動への参加を促進するために公共施設等の改善を地域福祉推進特別対策事業の中で実施してきたところでございまして、今回の総合経済対策におきましてもこれを重点的に推進することとしております。今後の町づくりを進めていくに当たりましては、高齢者、障害者を初め、すべての人々にとって住みやすい社会とするという視点が重要と考えております。

西川委員が福祉の町づくりに非常に御熱心なのは敬意を表します。御指摘のように地方団体では

福祉の町づくりへの取り組みが進められているところであり、自治省としても、地方団体が地域の実情に即した福祉施策に積極的に取り組み、高齢者、障害者が住みやすい町づくりを実現できるよう、地方団体の意向を十分に踏まえながら財政措置等の適切な措置を講じてまいりたいと存じます。

○西川潔君 次に、地方公営企業によりますシルバーサービスの供給について伺いをいたします。先日、公営企業金融公庫の地方公営企業経営活性化研究会から、高齢化社会におきまして公営企業の新展開に関する調査の報告書が出されておりますが、その報告書を拝見させていただきました。公営企業においてシルバーサービスを実施することにより、信頼感や自分のニーズに合ったサービスが受けられるなど公と民間の長所を生かしたサービスが受けられる。また、施設の整備を促進する、社会的コストの節約、他の施設との連携による相乗効果が期待できるなど多くのメリットが挙げられております。

私も非常に注目のできるものではないかと思っておりますが、この研究会には自治省と厚生省それぞれが担当が委員として参加をされておられます。この報告書の提言についての評価と、そして今後の対応につきまして、これは両省にお伺いしたいと思っております。

○政府委員(湯浅利夫君) 御指摘の報告書はこの三月に出されたわけでございます。

今後、本格化してまいります高齢化の進行にあわせまして必要とされるいろいろなサービスがあるわけですが、これを今までは公共サービスによる福祉サービスの充実、それと民間サイドからのサービスの供給と、こういうものに分けていろいろの供給というものが行われたわけでございますが、それだけではなしに、もう少しこの間を埋めるようなもの、そういうものをカバーできるようなシステムというのが考えられないかということ、いろいろ研究をされた成果が、ここで

言っている地方公営企業が適正な使用料のもとでサービスを提供していくという構想があつていいんじゃないかと、こういうようなことじゃないかと思うわけでございます。

いわゆるシルバーサービスを受業者負担を原則といたします地方公営企業によって提供するということは従来になかった発想でございますから、それだけに具体化するに際しましてはいろいろな問題があるかと思ひます。しかし、せっかくのこういう報告書でございますから、自治省といたしまして関係方面とよく御協議をしながら地方団体が事業化できる条件整備というふうなものも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○説明員(堀之内敬君) まず、シルバーサービスについてでございますが、高齢社会の進展に對しましては国民の幅広い各層が取り組む必要があり、そのように考えております。そのため、国におきましては高齢者保健福祉推進十カ年戦略の推進を初めとするさまざまな公のサービスの推進に努めておるところでございますが、増大かつ多様化する高齢者のニーズに對しましては、こうした公的施策の推進と相まちまして、民間事業者の創意と工夫を生かした多様なシルバーサービスの健全育成が必要である、かように考えております。

このような民間シルバーサービスが社会の信頼にこたえまして健全に発展していくためには、厚生省では行政指導のガイドラインの作成、それに基づきます指導、公的融資、それからまた所管の団体でございますが社団法人シルバーサービス振興会というところによりましてシルバーマーケットの設定、そうしたことを通じまして種々指導しているところでございます。

御指摘の報告書では、公営企業がこのようなシルバーサービスの分野にも参入してはどうかと、そうしたことが言及されておまして、私も厚生省として関心を持っております。私も厚相談、御連絡ありますれば適切に対応してまいり

たいと思ひます。

○西川潔君 大いに期待いたしております。両省よろしく願ひいたします。

次に、小中学校の余裕教室の転用につきまして伺いをいたします。

近年の地価高騰によりまして都市部における社会福祉施設等の土地問題が大変深刻化しておりますが、先日も土地特別委員会におきましてこの問題について厚生省に実は伺いをいたしまして御答弁いただきました。都市部に福祉施設等を立地していくためには公有地の有効活用と公共施設の合築、複合化ということが大変効果的であります。積極的な推進を行っているところでございまして、御答弁をいただいたわけですが、さらには既存施設を有効に活用することがこうした問題を解消するためには大変重要なポイントではないかというふうにお伺いいたしました。

そこで伺いたしたいのは、自治省では、児童生徒の減少によりまして生じた小中学校の余裕教室を地方自治体が地域のコミュニティ施設に転用する場合に、教室の改造を行う自治体の単独事業について地方債や交付税による財政支援を行うことと伺っておりますが、このことについて自治省の御所見をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(紀内隆宏君) お話しございましたように、今学校に余裕教室が生じつつございまして、一方ではその有効活用が求められておりますし、他方では学校施設そのものについてやはり地域のコミュニティ施設の施設としての機能を充実させていくということが要請されている。こういう事情にございましてものから、余裕教室を地域におけるいわばコミュニティ施設として転用していくということにつきまして私どもと文部省の方と相談させていただきまして、その結果、お話しにございましたように地方債と交付税を活用して財源措置を講ずることといたしております。

具体的に申し上げますと、余裕教室を地域における生涯学習活動施設等に転用する場合に、町づくり事業計画というものに位置づけまして地域総

合整備事業債の特別分と称するもの、これは充当率が七五%でございまして、これを充当いたしました。そして、その元利償還に当たりましては、三〇%から五五%の範囲内で財政力に応じて、具体的に申しますと、財政力の一番強いものの場合には三割、それからだんだん傾斜をかけていきまして財政力が最も弱いものでは五五%が交付税にはね返る、こういう仕組みにしているところでございします。

○西川潔君 この余裕教室の転用対象といたしましては、例えばお年寄り、障害者の皆さんが集まったり、ボランティアを養成する福祉活動の拠点となります福祉コミュニティセンターのような施設についても対象とするようなお考えはございしますでしょうか、自治省と文部省にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(紀内隆宏君) 一般的に申し上げますと、御質問の施設が学校の本来の教育活動に支障を生じないものであってコミュニティ活動を目的として地域住民が広く活用できるというものでございしますれば対象になり得るものと考えます。

○説明員(矢野重典君) 余裕教室が生じた場合でございしますが、文部省といたしましては、例えばでございしますが、これまで指導方法や学習方法の変化に対応いたしましてコンピュータ教室あるいは多目的スペースなどの学校教育施設として十分活用するよう指導してまいっているところでございしますが、これらの施設が既に十分整備されている場合にありましては、今先生の御指摘のような福祉コミュニティセンターに転用することも含めまして、どのように有効利用するかは、設置者であるそれぞれの市町村において当該地域の実情を勘案して判断されるべきことであると考えているところでございします。

○西川潔君 いい御答弁をいただいたてありがとうございます。文教施設から福祉施設へ転用を行ったという事例は全国的に見ましても現在のところ余りない。

本当にわずかなんですけれども、その一例といたしましては、昨年、大阪府の四條畷市というところですが、小学校の余裕教室を福祉コミュニティの施設に転用し、これは全国でも珍しいというところで注目を集めたわけですね。この四條畷市が文教施設を福祉施設へ転用を比較的小規模で行ったのは、過去、児童数が増加いたしましたことに合わせて増築をした部分についてはその費用を市が負担しておりまして、国の補助を受けていなかったということでありまして、

通常、余裕教室などの文教施設を他の目的に転用するにはかなりいろいろな制約もあると伺っていたわけですね。例えば自治体が国から補助金を受けて建設した文教施設を転用する場合には、鉄筋が六十年、レンガづくりが四十五年、木造が二十四年を経過しない限り、あるいはまた交付を受けた補助金相当額を国に返還しない限り、他の目的への転用は補助金の交付を行った省庁の大臣の承認を受けなければならぬもの、こう記されているわけですね。今回のような児童生徒の減少による空き教室の転用につきましても、福祉施設も含めまして地域住民が最も求めている施設に転用するための要件も何となく緩和していただきまして、そして自治体が補助金を返還しないで済むような手続にしていただけなのかと私自身考えるのでもございします。

○説明員(矢野重典君) 公立小中学校の余裕教室を例えば福祉施設等へ転用する場合でございしますが、御指摘のとおり、財産処分申請を行いまし、この場合でございしますと文部大臣の承認を得ることが必要であるわけではございします。ただ、文部省といたしましては、小中学校の設置者である市町村から福祉施設等への転用のための財産処分申請がございしますれば、転用後の施設が学校教育上支障がないということ、また収益が生ずるものでないということ、また収益が補助金の返還を要することなく財産処分の承認を行っているところでございします。現に、最近の公立小中学校の余裕教室の福祉教室への転用にございましては、例は少のうございしますけれども、申請がありましては場合つきましてはいずれも補助金の返還を要することなく文部大臣の承認を行っているところでございします。

○西川潔君 文部省の方はどうぞお帰りください。ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。いい御答弁をいただきました。都市部におきましては、このような福祉施設のたに新たな用地を確保するということは財政上からも大変難しい状況にあると思ひます。地方自治体の用地、施設等の資産を有効に活用し、福祉活動を初め住民が求めるさまざまな取り組みに活用できるように自治省といたしまして積極的に地方自治体を支援していただきたいと思ひます。このことについて自治大臣の御決意をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(湯浅利夫君) 御指摘のように、地域の行政需要というものは社会経済状況に応じまして刻々と変わってくるわけではございしますから、これに対応いたしまして、地方団体の持っている共有財産でございします公共施設を弾力的に活用していかなくやらないということとは当然といえば当然の話でございします。ですから、今お話しの小中学校の余裕教室の問題もございしますけれども、その他の公共施設につきましてもそれぞれ地域のニーズに応じましていろいろとこの利活用を図っていくという点に對しましては、今後とも私も財政上の支援措置を検討していかなければならないというふうにご考慮しております。

○西川潔君 次に、不法滞在外国人の未払い医療費の問題についてお伺いをいたします。現在、我が国における社会問題の一つといたしまして外国人の労働者の問題がさまざまな機会に取り上げられておりますが、特に外国人の就労につきましましては外国人単純労働者は認めないという政府方針にもかかわらず不法就労の外国人労働者が少なくないわけではございします。このような不法就労外国人は不法就労であるために、賃金の不払い、労災保険の不申請、医療機関による診療拒否、劣悪な雇用条件などの人権にかかわる問題が頻発しておるわけですね。こうした中で、最近、全国各地の医療機関で不法滞在外国人による医療費の未払いが問題となっておるわけですね。昨年、全国自治体病院協議会が県や市町村が経営する公立病院を対象に外国人労働者を中心とする外国人患者の実態調査を行い、まとめた報告書を読ませていただきました。回答を寄せた全国六百六十六病院のうち、五分の一に当たります百二十九病院が外国人患者による医療費の未収金を抱えております。総額は何と九千九百万円にも上るというところでございしますが、この問題についての現状を厚生省よりお伺いしたいと思ひます。

○説明員(伊原正嗣君) お答え申し上げます。外国人の未払い医療費につきましては、先生御質問でお触れになりました全国自治体病院協議会の調査のほか、明らかにしているものとして日本赤十字社が平成三年度に調査を行っております。これによりまして、全国九十二の赤十字病院についての調査でございしますが、二十五の病院において未払いが発生し、未収事例は百八件、未収金額は二千九百九十八万円となっております。

○西川潔君 現状のもとで、こうした不法滞在外国人によりまして未払い医療費の一部を自治体が肩がわりするということ動きがしばしば出てきております。例えば群馬県では、今年度から市町村などが共同で未払い医療費の七割を負担する医療費補助制度を創設したと伺っております。今回の群馬県の取り組みにつきまして、またこの問題について自治体を取り組んでいる実態につきまして、自治省はどのように認識をされておりますのか、お伺いいたします。

○政府委員(遠藤安彦君) 先ほど御指摘がありましたように、全国の自治体病院協議会の調査で病院のうちの大体二〇%ぐらいがそういう外国人患者

者の未収金があるという結果が出たということで委員御指摘になったわけであります。私どももそういうふうに承知をしているところであります。

この問題について、確かに御指摘のとおり地方団体によつてはまだ数は非常に少ないと私も認識いたしておりますけれども、実態上緊急避難的な措置として団体独自に対応をしているというケースがあることも聞いております。これはやむにやまらずそういう措置をとっている団体があるわけであります。

ただこの問題は、その地方団体の責任において解決すればいいという問題ではないんではないか。この問題自体、基本的にはやはり国がどういう措置を講じていくかということをきちつと方向づけをしていただかなければならないものではなうかというように私ども考えているところでありまして、地方団体がそういう行動に出ているところもあるわけでございますので、関係各省庁とも十分協議をして、何とか国において適切な対応がなされるように努力していきたいというように思っているところでございます。

これは御質問に對して必ずしも十分な回答ではないかもしれないけれども、なし崩しの地方団体がやむにやまれずというような観点からやつていけば問題が解決するということでは必ずしもないというような認識を持っておりますので、やはり国としてしかるべき対応がとられるように關係省庁とこれから協議をしていきたいというように思っております。

○西川清君　大変難しい問題でありますが、外国人の医療を無料化するというのではなく、目の前の患者に對しまして、不法就労者であるのかないのか、また医療費が払えるのか払えないのかということとは関係なく、結果といいたくしまして、人道上診療を拒否することが現実としてできないとなれば、診療を行った医療機関のみが負担をせざるを得ないということに、未払い医療費を抱える医療機関の救済が主な目的であるということだと思ふんですけれども、単純労働を認めない法の建前のもとで多数の不法就労者が単純

労働に従事しているのが現実であります。

こうした医療費の問題については、医療機関や地方自治体の負担のみに頼らざるを得ない現状にあるわけですが、国に対して補助金や交付金、税金など何らかの財政措置を求める声が今後強くなってくるのではないかなというふうに思っています。政府といたしまして、現在医療機関が抱えている不法滞在外国人による未払い医療費の問題について、また、今回この医療費補助制度を創設した群馬県を初めとして神奈川県なんかにもいろいろと出ております地方自治体の対応につきまして、今後こうした自治体に対する財政支援助措置について、それぞれどのようにお考えであるか、厚生省と自治省に最後にもう一度、そしてまた大臣の御決意などをお伺いしたいと思います。

○説明員（伊原正躬君） お答之申し上げます。

日本国内に適法に在住する外国人につきましては、内外人平等の原則に立ちまして国籍を問わず所要の負担のもとに必要な医療が受けられるような仕組みがとられております。

しかし、不法に我が国に滞在する外国人につきましては、不法滞在が判明すれば、出入国管理及び難民認定法の規定に基づきまして強制退去等の取り扱いの対象になること、それからまた、医療保障をこういう方に行うことが不法滞在を逆に容認、助長するおそれがあることなどの理由から、不法滞在を前提として医療保障を行うということとは私どもは困難であるというふうに考えております。

しかし、医療機関というのは応招義務というの
がありまして、正当な理由がなければ患者さんのの
診療の求めを拒んではならないということになっ
ておりますので、現実には診療の拒否をすること
ができないということが出てまいります。そのたが
めに、外国人が医療費を払えない場合、それが医
療機関の負担になっているということは先生御指
摘のとおり事例としてございます。

この問題につきまして、先ほどお触れいただきましたような群馬県及び神奈川県におきまして医

療機関に助成を行う事業が開始されたというふう
に承知しておりますが、実施方法等の細部につい
てはまだ両県とも検討中であるということであり
ます。厚生省としてはその推移を見守ってまいり
たいというふうに考えておりますが、この不法滞
在外国人の診療費の未払いによる医療機関の負担
についてどのような措置を講ずるかということに
つきましては、医療保障と同様に不法滞在を容認
するおそれがあるなど非常に困難な問題ござい
ます。

先ほど自治省の方からもお答えいただきましたように、非常に多くの関係省庁にまたがる問題でございまして、現在関係省庁間の連絡のもとに検討を実施しておりますので、鋭意この検討を進めていきたい、かように考えております。

○委員長(佐藤三吾君) 簡潔にひとつ。

○委員長（佐藤三吾君） 簡潔にひとつ。

○政府委員(遠藤安彦君) 先ほどもちよっとお答えをいたしました。が、現実問題として人間が病氣を患うのは仕方のない、それを病院が治療をする、これは当然のことではありますが、結局その医療費が支払えない。先ほども申しましたように、内外人正当な権利を持つてゐる方々については、それは皆保険ということで治療については費用負担についての保障が得られることでありますけれども、不法に滞在をしている人たちについてこれが法的にも制度的にも定まったものがないというところが問題であるわけでありまして、これについては、現実問題として医療側に費用負担を仰ぐという前提で一部の団体についてやむにやまれずそれを補てんをするという措置をとつてゐるわけでありまして。

必ずしも地方団体で全部をかぶるべきものであるかどうかということははっきりしていないと思つてゐるわけでありまして、その辺をやはり整理して、問題に対する対処のあり方というのを制度的にきちつと整理をしておかないと問題がいたたずらに波及するだけになるわけでありますので、やはり関係省庁でこの問題をどうするべきかよく協議して検討し答えを見つけていかなきゃならぬ問題だ。大変難しい問題ですけれども、そういう

う方向で進んでいかなきゃいけない問題ではないかというように思っております。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今、厚生省担当課長、それからまた自治省の総務審議官からお答えをしたとおりであります。不法滞在の事実が最近は三十万人と言われているんです。特に東京で言うと、代々木公園であるとか上野公園であるとか、私の地元の愛知県でも名古屋駅の周辺など密集しておるということがございます。

合法的な滞在であれば、先ほど厚生省の担当官が言われたとおりでございしますが、不法滞在についてどういうふうに対処するか。これは私はやはり不法滞在者であるから一切面倒が見れないということとは言えないと思います。やはり人道的な見地からこのことを国も地方公共団体もそれから病院側も真剣に検討しなきゃならないと思っております。まさに国際化の続いている時代の一重重要な問題点の一つだろうと思います。

よく厚生省、法務省、自治省と相談をして早急な対応で臨むつもりでございます。

○西川潔君 どうぞひとつよろしく願ひします。

私なんかは本当に無所属で院内会派でいつもお願いすることはかりですけれども、人間、愛に国境はないと思います。福祉の観点からいつもお願いすることはかりですけれども、いずれにしましても、いい方向へよろしくお願いします。

これで終わります。

○委員長（佐藤三吾君） 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(佐藤三吾君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

に関する件についてお諮りいたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（佐藤三吾君） 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異

議ごさいませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤三吾君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時三分散会

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項の表道府県の項第八号及び第九号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表道府県の項第十号中「昭和六十年から平成三年度まで」を「昭和六十二年から平成四年度まで」に改め、同表市町村の項第九号及び第十号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表市町村の項第十一号中「昭和六十年から平成三年度まで」を「昭和六十三年から平成四年度まで」に改め、同表第二項の表第三十六号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、「及び」の下に「利子割並びに」を、「市町村民税の法人税割」の下に「及び地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」という)を加え、同表第三十七号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表第三十八号中「昭和六十年から平成三年度までの各年度において」を「昭和六十二年までの各年度において」を「昭和六十二年(市町村にあつては、昭和六十三年)から平成四年度までの各年度において」に、「基づく昭和六十年から平成三年度まで」を「基づく昭和六十年から平成四年度まで」に改める。

第十三条 第五項の表道府県の項第五号中

(1) 経常経費

林野の面積

段階補正、態容補正及び寒冷補正

(1) 経常経費 林野の面積

段階補正、密度補正、態容補正

及び寒冷補正に改め、同表道府県の項第八号

及び第九号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表道府県の項第十号中「昭和六十年から平成三年度まで」を「昭和六十二年から平成四年度まで」に改め、同表市町村の項第五号中

(1) 経常経費 林業、水産業及び鉱業の従業者数 態容補正及び寒冷補正

(1) 経常経費 林業、水産業及び鉱業の従業者数 密度補正、態容補正

及び寒冷補正に改め、同表市町村の項第八号及び第九号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表市町村の項第十号中「昭和六十年から平成三年度まで」を「昭和六十三年から平成四年度まで」に改める。

第十四条 第一項中「地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」という)を加え、同表第三十八号中「昭和六十年から平成三年度までの各年度において」を「昭和六十二年までの各年度において」を「昭和六十二年(市町村にあつては、昭和六十三年)から平成四年度までの各年度において」に、「基づく昭和六十年から平成三年度まで」を「基づく昭和六十年から平成四年度まで」に改める。

項第二号中「平成四年度にあつては、二兆千八百五十九億八千九百九十九円」を「平成五年度にあつては、二兆二千二百八十一億八千九百九十九円」に改め、同項第三号中「平成四年度にあつては、平成三年度における借入金金の額六千七百三十二億七千八百九十九円」を「平成五年度にあつては、平成四年度における借入金金の額二兆千八百五十九億八千九百九十九円」に改め、同項第四号中「平成四年度にあつては、三百七十二億円」を「平成五年度にあつては、千二百四十六億円」に改め、同表第二項中「平成四年度分」を「平成五年度分」に、「八千五百億円」を「四千億円」に改め、同表第三項を削り、同表第四項中「平成五年度から」を「平成六年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成六年度	三千九百四十五億円
平成七年度	四千十五億円
平成八年度	四千八百八十八億円
平成九年度	五千六百九十億円
平成十年度	五千七百七十億円
平成十一年度	五千八百六十一億円
平成十二年度	五千九百億円
平成十三年度	五千九百二十六億四千万円

附則 第四条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。
附則 第八条中「道府県民税の法人税割及び」の下に「利子割並びに」を、「市町村民税の法人税割」の下に「及び利子割交付金」を加える。
別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一	警察費	警察職員数	一人につき	九四八七、〇〇〇円
二	土木費	道路橋りょう費	平方メートルにつき	二二三、〇〇〇
1	道路橋りょう費	道路の面積	平方メートルにつき	二二三、〇〇〇
(1)	経常経費	道路の延長	キロメートルにつき	六九二、〇〇〇
(2)	投資的経費	河川の延長	キロメートルにつき	一一一、〇〇〇
2	河川費	河川の延長	キロメートルにつき	一一一、〇〇〇
(1)	経常経費	河川の延長	キロメートルにつき	一一一、〇〇〇
(2)	投資的経費	河川の延長	キロメートルにつき	一一一、〇〇〇
3	港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	メートルにつき	一三、七〇〇
(1)	経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	メートルにつき	一三、七〇〇
(2)	投資的経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	メートルにつき	一三、七〇〇
4	その他の土木費	郭施設の延長	メートルにつき	一四、八〇〇
(1)	経常経費	郭施設の延長	メートルにつき	一四、八〇〇
(2)	投資的経費	郭施設の延長	メートルにつき	一四、八〇〇
人口	人口	人口	一人につき	一、一一〇
教育費	教育費	教育費	一人につき	三、一二〇
1	小学校費	小学校費	一人につき	四、六二六、〇〇〇

[illegible]

[illegible]

十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策の七年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許された地方債の額	千円につき	一〇八
十二 臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策の六年度から平成四年度までの各年度において特別に発行を許された地方債の額	千円につき	八七

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「平成四年度」を「平成五年度」に、「二兆千八百五十九億八十二万九千円」を「二兆二千八百一十一億八十二万九千円」に、「平成四年度分の借入金限度額」を「平成五年度分の借入金限度額」に、「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同項の表中「平成五年度」五百七十八億円を削る。

附則第六条中「平成四年度」を「平成五年度」に改める。
附則第七条中「平成四年度」を「平成五年度」に、「八千四百九十七億六千万円」を「三千六百三十億円」に、「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成六年度	三千九百四十五億円

平成七年度	四千十五億円
平成八年度	四千八百八十八億円
平成九年度	五千六百九十億円
平成十年度	五千七百七十億円
平成十一年度	五千八百六十一億円
平成十二年度	五千九百億円
平成十三年度	五千九百一十六億四千万円

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)
- 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置
規定は、平成五年度分の地方交付税から適用する。
(地域福祉基金費の基準財政需要額への算入)
- 平成五年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
道府 県	地域福祉基金費	人口	一人につき 六四七円
市 町 村	地域福祉基金費	人口	一人につき 一、八九〇円

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の

多少による段階その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
5 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成五年度分の予算から適用する。